

令和7年3月会議

津幡町議会会議録

令和7年3月4日再開

令和7年3月13日散会

津幡町議会

令和7年津幡町議会3月会議会議録 目 次

第1号（3月4日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	3
1. 再開・開議（午後1時30分）	4
1. 会議期間の報告	4
1. 議事日程の報告	4
1. 会議時間の延長	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案上程（議案第3号～議案第31号、承認第1号）	4
1. 議案に対する質疑	15
1. 委員会付託	15
1. 散 会（午後2時32分）	15

第2号（3月5日）

1. 出席議員、欠席議員	17
1. 説明のため出席した者	17
1. 職務のため出席した事務局職員	17
1. 議事日程（第2号）	18
1. 本日の会議に付した事件	18
1. 開 議（午前10時00分）	19
1. 議事日程の報告	19
1. 会議時間の延長	19
1. 諸般の報告	19
1. 町政一般質問	19
11番 塩谷道子議員	19
6番 小町 実議員	23
9番 西村 稔議員	27
4番 中島敏勝議員	30
1番 池野翔吾議員	39
1. 休 憩（午前11時58分）	42
1. 再 開（午後1時00分）	42
1番 池野翔吾議員	42
7番 竹内竜也議員	44
5番 小倉一郎議員	51

3番 東 克彦議員	56
1. 休 憩 (午後 2 時37分)	62
1. 再 開 (午後 2 時50分)	62
14番 道下政博議員	62
2番 柴田洋一議員	71
1. 散 会 (午後 4 時11分)	78
第 3 号 (3 月13日)	
1. 出席議員、欠席議員	79
1. 説明のため出席した者	79
1. 職務のため出席した事務局職員	79
1. 議事日程 (第 3 号)	80
1. 本日の会議に付した事件	80
1. 開 議 (午後 1 時30分)	81
1. 議事日程の報告	81
1. 会議時間の延長	81
1. 諸般の報告	81
1. 議案上程 (議案第 3 号～議案第31号、承認第 1 号、請願第 1 号～請願第 7 号、 陳情第 1 号)	81
1. 委員長報告	81
1. 委員長報告に対する質疑	83
1. 討 論	84
1. 採 決	92
1. 同意上程 (同意第 1 号)	95
1. 質疑・討論の省略	95
1. 採 決	95
1. 議会議案上程 (議会議案第 1 号)	96
1. 議案に対する質疑	96
1. 討 論	96
1. 採 決	96
1. 議員派遣の件	97
1. 閉議・散会 (午後 2 時34分)	97
1. 署名議員	98

令和7年3月4日(火)

○出席議員(16名)

議長	八十嶋 孝 司	副議長	竹 内 竜 也
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	6 番	小 町 実
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
町民生活部長	細 山 英 明	生活環境課長	由 雄 宏 一
健康福祉部長	山 本 幸 雄	福 祉 課 長	長 陽 子
産業建設部長	本 多 延 吉	都 市 建 設 課 長	松 岡 隆 司
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	納 口 達 也	消 防 長	松 本 聖 史
消 防 次 長	高 戸 勇 一	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長	宮 崎 寿	教 育 総 務 課 長	本 多 克 則
河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	山 嶋 克 幸		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村 美 和	議会事務局主幹	山 本 慎 太 郎
総務課担当課長	有 沢 雅 子	監理課係長	山 本 匡 教
企画課係長	上 谷 武	財政課主査	村 田 哲 人

○議事日程（第1号）

令和7年3月4日（火）午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案上程（議案第3号～議案第31号、承認第1号）

（質疑・委員会付託）

議案第3号 令和7年度津幡町一般会計予算

議案第4号 令和7年度津幡町国民健康保険特別会計予算

議案第5号 令和7年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号 令和7年度津幡町介護保険特別会計予算

議案第7号 令和7年度津幡町バス事業特別会計予算

議案第8号 令和7年度津幡町河合谷財産区特別会計予算

議案第9号 令和7年度津幡町病院事業会計予算

議案第10号 令和7年度津幡町水道事業会計予算

議案第11号 令和7年度津幡町下水道事業会計予算

議案第12号 令和6年度津幡町一般会計補正予算（第11号）

議案第13号 令和6年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第14号 令和6年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第15号 令和6年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第16号 令和6年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第3号）

議案第17号 令和6年度津幡町下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第19号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第20号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第21号 津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第22号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第23号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第24号 津幡町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第25号 津幡町こども家庭センター条例について

議案第26号 津幡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

- 議案第27号 津幡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第29号 下河合辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第30号 種辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第31号 請負契約の変更について（太白台小学校法面災害復旧工事）
- 承認第1号 専決処分の報告について（令和6年度津幡町一般会計補正予算（第10号））

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜再開・開議＞

- 八十嶋孝司議長 ただいまから、令和 7 年津幡町議会 3 月会議を再開いたします。
本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

- 八十嶋孝司議長 本日再開の 3 月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から 3 月13日までの10日間といたします。

＜議事日程の報告＞

- 八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

- 八十嶋孝司議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜会議録署名議員の指名＞

- 八十嶋孝司議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
本 3 月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において 1 番 池野翔吾議員、2 番 柴田洋一議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

- 八十嶋孝司議長 日程第 2 諸般の報告をいたします。
本 3 月会議に説明のため、地方自治法第121条第 1 項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。
次に、本日までに受理した請願第 1 号から請願第 7 号まで及び陳情第 1 号は、津幡町議会会議規則第91条、第92条及び第95条の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、御報告いたします。
次に、監査委員から地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定による令和 6 年12月分及び令和 7 年 1 月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。
以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

- 八十嶋孝司議長 日程第 3 議案上程の件を議題とし、議案第 3 号から議案第31号まで及び承認第 1 号を一括上程いたします。
これより町長に提案理由の説明を求めます。
矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

- 矢田富郎町長 本日ここに、令和 7 年津幡町議会 3 月会議が開かれるに当たり、初めに最近の

町の概況を申し上げ、その後、町政運営の基本的な考え方及び令和7年度の予算編成の基本方針並びに重点施策、そして提出議案の概要について御説明申し上げます。

気象庁が1月の半ばごろに発表いたしました北陸地方の中長期予報では、あまり積雪量が多くないというものでしたが、予報に反し2月の中旬から最強最長といわれる寒波が日本列島を覆い、全国各地で雪の被害が発生いたしました。

本町におきましても、2月24日に町内の80歳代の男性が除雪作業中に転倒し骨折するという事故がございました。被害にあわれた方にはお見舞いを申し上げる次第でございます。除雪作業は、慣れている方でも転倒などの事故となる可能性がございますので、十分に気をつけて作業をしていただきたいと思います。

これからは、春に向かい、雪も落ち着いてくると思われますが、引き続き、気象情報には十分注意し、通勤・通学・物資の輸送等、町民生活に支障を来さないよう、関係機関と連携を図り、円滑な道路交通を確保するため、万全の体制で対応してまいりたいと考えております。

それでは、議会1月会議以降の町政の概況について御報告いたします。

2月21日、地域発信映画、遠くを見てみたが、イオンシネマ金沢で一般公開されました。

この映画は、令和3年度に本町と吉本興業が制作したもので、撮影は全て町内で行われ、令和4年3月に文化会館で完成披露試写会が行われたものでございますが、コロナ禍などにより、一般公開が延期されておりました。

しかし、このたびようやく一般公開されることとなり、これまでの期間、各関係機関との調整をしていただいた関係者の皆様には、深く感謝を申し上げる次第でございます。

2月23日には、出演者や映画監督による舞台挨拶もあり、当日は約160人の方が来場されたということでございます。

同劇場では3月6日まで公開しておりますので、議員の皆様方で、まだ見ていない方がいらっしゃるようでしたら、ぜひ鑑賞していただきたいと思う次第でございます。

2月24日、文化会館シグナスで大の里津幡町後援会主催の報告会が開催されました。

大関となって初めての町での報告会には約500人の方が集まり、大の里関の横綱昇進への期待を寄せました。

また、当日は、金城梨紗子さん、恒村友香子さんの川井姉妹もサプライズゲストとして登壇し、大の里関にプレゼントを手渡しておられました。本町の名を全国に広めていただいた3人が一堂に会したことで、会場は大いに盛り上がりおりました。

大の里関からは、町相撲連盟へ組み立て式の室内土俵の寄贈があり、本町の相撲人口拡大とさらなる発展を祈念し、津幡で相撲をする人がふえてほしいと述べられておりました。

3月9日から大阪で始まる大相撲3月場所では、けがをしないよう十分注意をしていただき、優勝争いに加わることを期待しております。引き続き、津幡町、石川県、さらに相撲界全体を明るい話題で盛り上げていただけることを願っている次第でございます。

3月3日、道の駅倶利伽羅源平の郷竹橋口のリニューアルのお披露目会が行われました。

本年度から管理運営が無人化となったことに伴い、デジタル技術を活用し、案内業務の効率化や情報発信機能の強化を図ることといたしました。来館者の案内対応にAI技術を活用したアバターによる対話型の案内を行うXRコンシェルジュや、大型タッチパネルに津幡かるたを映し、町の観光や歴史、文化についての情報発信を行うインタラクティブインフォメーションなどのお

披露目が行われました。

お披露目会には、津幡かるたの一枚「熱意込め刈安っ子うたう峠の歌」で御協力いただきました刈安小学校の児童が招待され、新しくなった施設を体験し楽しんでおられました。

それでは、まず町政運営に対する私の基本的な考え方と、令和7年度当初予算編成の基本方針及びその概要について述べさせていただきます。

地方を取り巻く環境は、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来を見据えた持続可能な社会保障制度の確立、地域の活性化と人口減少抑制を目指す地方創生の取り組み、業務の効率化を図るためのデジタル化や地球温暖化防止に向けた脱炭素化の推進など、さらに厳しさとその重要性を増しております。また、令和5年7月豪雨や令和6年能登半島地震などの大規模な自然災害への対応及び公共施設等の老朽化に伴う維持更新に係る経費の確保など、多岐にわたる諸課題への対応も求められております。

このような厳しい環境でも町民サービスの質を低下させず、町民の生活や地域経済を支援する取り組みについて、国や県の施策・方向性を的確に捉えながら、繊細かつ大胆に事業を実施していくことが必要になっております。令和7年度当初予算の編成に当たっては、引き続き、令和5年7月豪雨及び令和6年能登半島地震からの復旧・復興を柱とし、町民生活や社会経済状況、さらには財政状況についても職員一人一人がしっかり認識した上で、今後どのような対策が必要なのか、知恵を出し合って、効果的な取り組みを進めるための予算としたところでございます。

さて、私の町政運営に対する基本的な考え方につきましては、これまでも申し上げてまいりましたとおり、大きく2つの柱で推し進めているところでございます。

1つは、30年、50年先を見据えた、子の時代、孫の時代のためのまちづくり、そしてもう1つが、心豊かに今を暮らすためのまちづくりでございます。

その基本となる第5次津幡町総合計画につきましては、令和7年度は、後期計画期間の5年目であり、いよいよ最終年度となります。定住人口や交流人口の拡大に加え、地球温暖化防止対策やデジタル化の推進、さらには大規模災害など、町政を取り巻く環境が著しく変化する中、多様化・複雑化する町民ニーズを的確に捉え、各種施策の展開を図ってまいりたいと思っております。そして、新たな第6次津幡町総合計画の策定につなげたいと考えているところでございます。

続きまして、令和7年度当初予算案とその概要について御説明いたします。

初めに、令和7年度一般会計について。

令和7年度津幡町一般会計当初予算は、182億4,500万円で、前年度当初予算と比べ20.9%、31億6,000万円の大幅な増となり、過去最大の予算額となりました。

主な事業を御説明いたしますと、まずハード事業では、津幡駅東口周辺整備事業として、駅前広場道路、消雪施設整備並びに県道森本津幡線の拡幅整備、及び東西をつなぐ自由通路となる跨線橋並びに電気設備等の工事を行います。

これまで機会があるごとに何度も申し上げておりますが、津幡駅に東西自由通路を設置し、東口を整備することは、線路による東西の分断の解消とともに、安全安心な駅周辺環境の創出と多様な移動手段に対応できる乗り継ぎ拠点となり、東部地区における新たな住環境整備、企業立地、さらには観光交流といった、これからの本町のまちづくりの核となるべき事業であると確信しております。

令和8年度には、跨線橋のエレベーターや、トイレ、駐輪場といった駅前施設とともに駅前広

場全体の工事を完了する見込みとなっておりますので、今後の本町の発展のため、皆様の御理解、御協力をお願いする次第でございます。

そのほか、継続事業といたしまして、英田小学校及び津幡南中学校のトイレ改修工事等を行う学校施設バリアフリー化整備事業、学校施設のLED化に向けた高効率型照明器具整備事業、テニスコートの更新工事を行う津幡運動公園整備事業、外壁改修工事を行う総合体育館改修事業などを行う予定としております。

新規事業といたしましては、小中学生のパソコンを更新する校内通信ネットワーク事業、指定避難所を無線化する指定避難所等防災機能整備事業など、緊急度の高い事業や教育支援体制の充実に予算を重点配分し、安全に安心して暮らせる環境づくりに配慮いたしました。

次に、ソフト事業におきましては、妊産婦健診の通院におけるタクシー利用料金の助成や、高校生などの通学定期券購入費助成、また子育て情報の取得や各種検診などの電子申請ができる子育て支援アプリの導入など、子育て世帯への支援充実を図るほか、带状疱疹ワクチン接種の助成や、高齢者に対して自動車安全運転装置設置の助成を行うなど、町民の健康で安全、安心な生活の支援を図りたいと考えております。

そのほか、津幡町合併70周年記念事業として、大相撲津幡場所の開催など各種イベント等を実施し、町内外に向けて津幡町の魅力を発信することにより、定住・交流人口の増加を図るなど、住んでよかったと実感できる町の実現に向けた予算としております。

また、全部で5つある特別会計におきましても、前年度同額となった河合谷財産区特別会計を除き、4つの会計で増額予算となりました。

事業会計についても、物価高騰に伴う各種経費の増により病院事業会計の収益的支出が増額となったほか、下水道事業会計における災害復旧事業費の影響により増額予算となりました。

以上、全9会計の総額では、前年度当初予算比13.6%、38億2,782万3,000円増の320億4,821万8,000円となりました。

なお、本当初予算で、能登半島地震等に係る災害復旧費用について、一般会計では約13億5,000万円、水道及び下水道事業会計で約10億8,000万円、あわせて約24億3,000万円計上しており、引き続き早期の復旧・復興、及び被災者支援を継続してまいります。

それでは、令和7年度重点施策・重点事業の主なものについて具体的に説明してまいります。

最初に、一般会計の総務関係施策でございます。

防災対策では、災害発生時に、緊急避難場所となる施設へ職員が到達する前に鍵を開けることができるようデジタルキーボックスを配置するとともに、避難所となる施設に情報通信ネットワークを整備することにより、防災機能の向上を目指します。

地域コミュニティ施設再建支援事業では、能登半島地震により被災した集会所などの修繕に対する補助金を拡充し、早期復旧を図るものでございます。

次に、町民生活関係施策でございます。

戸籍事務費では、出生ワンストップ窓口を設置し、出生に係るさまざまな手続きを1カ所の窓口で対応することにより、来庁者の負担を軽減させるとともに、職員の事務効率の向上を図るものでございます。

地球温暖化対策では、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを実現するため、事業所や住宅用の太陽光発電システムの導入や高効率給湯器の設置に対する補助などを行い、脱炭素化に

向けた取り組みの推進を図るものでございます。

次に、健康福祉関係施策でございます。

介護予防・地域支え合い事業では、能登半島地震で被災された高齢者世帯等に緊急通報システムの設置に係る費用を補助することにより、見守り対策の強化を図ってまいります。

育児等健康支援事業では、妊娠中から出生後の育児期まで、母子保健事業を初め、子育てに関する必要な情報を適切なタイミングで配信する子育て支援アプリを導入し、健やかに生み育てるための支援を行うものでございます。

高齢者感染症予防費では、令和7年度から带状疱疹予防接種が定期接種となるため実施するものでございます。

こども家庭センター事業では、児童福祉法で規定される、こども家庭センターを設置し、母子保健・児童福祉が一体的な組織となって、子育て家庭に対して相談支援を行い、予防から支援まで切れ目なく漏れなく対応するものでございます。

次に、都市建設関係施策でございます。

歴史国道維持管理事業では、道の駅倶利伽羅源平の郷竹橋口において、デジタル技術を活用した運營業務の効率化や、情報発信機能の強化により、管理方法の変更を図るものでございます。

緊急自然災害防止対策事業では、道路施設総点検の結果に基づき、老朽化の激しい町道10路線の舗装修繕を行うことにより、道路の安全確保を図るものでございます。

地方創生道整備推進交付金では、町道竹橋大坪線で体験型観光交流公園へのアクセス道路の詳細設計や、町道津幡駅前線で津幡駅東口周辺の道路整備などを行い、道路交通の安全確保及び利便性向上を図るものでございます。

道路メンテナンス事業では、橋梁長寿命化補修計画に基づき、23の橋梁の定期点検業務、町道湖東3号線、宝竜橋など2橋梁において補修工事及び設計を実施し、橋梁の延命及び交通の安全確保を図るものでございます。

消雪施設整備事業では、社会資本整備総合交付金・防災安全及び辺地対策事業債により、町道潟端2号線など2カ所において消雪施設を整備し、冬期間の安全で円滑な道路交通の確保を図ってまいります。

地震に係る災害補修費では、能登半島地震による宅地復旧補助金や住まい再建による公営住宅入居支援補助金により、被災宅地及び被災者生活の支援を行うものでございます。

過年度災害復旧事業では、能登半島地震による補助災害復旧費として、道路及び橋梁の災害復旧工事を実施し、地域住民及び交通の安全確保を図るものでございます。

次に、産業振興関係施策でございます。

農業振興事業では、新規特産品としてアンズを一定規模で栽培してくれる農家にその経費を補助することにより、新たな特産品づくりを目指すものでございます。

土地改良施設維持管理適正化事業では、土地改良施設維持管理適正化事業（整備補修）及び防災減災により施設の機能保持と維持管理の省力化を図るものでございます。

山村振興事業では、倶利伽羅塾において、老朽化した浴室周辺の天井、ボイラー、エアコンなどの改修を行い、施設の長寿命化を図るものでございます。

林業振興事業では、合併70周年記念として石川県森林公園リニューアル記念イベントを実施し、森林公園の活性化と交流人口の拡大を図るほか、森林環境整備促進事業として、小学校や保育園

において地元産材を活用した建具等の改修やこども園の木工作講座などを行うものでございます。

商工振興事業では、津幡町商工会が実施するSNSを活用した地域活性化事業への補助を行い、地域振興、中心市街地の活性化を図るものでございます。

観光振興事業では、観光宣伝推進として、令和7年度に開催される大阪万博物産展への出展などを行い、町内観光地への誘客を図るものでございます。

過年度災害復旧事業では、令和5年7月及び令和6年6月豪雨災害による補助災害復旧費及び単独災害復旧事業費として、農地農業用施設並びに林道における災害復旧工事を実施するものでございます。

次に、上下水道施策でございます。

水道事業では、水道水を安定供給するための、老朽管更新事業、下水道管渠災害復旧工事及び県水送水管埋設に伴う配水管布設替事業をそれぞれ実施してまいります。

下水道事業では、東荒屋、太田地内の管渠整備、川尻雨水ポンプ場のポンプ増設などの拡張事業、マンホール耐震化工事や津幡川災害復旧に伴う下水道布設替詳細設計などの改良事業のほか、能登半島地震により被災した管渠の災害復旧工事を行うこととしております。

次に、消防関係施策でございます。

消防機器整備事業では、購入から20年以上が経過し老朽化している自主防災クラブの小型動力ポンプについて、5年計画で更新を行っているもので、令和7年度は、津幡中央地区、中条地区及び英田地区自主防災クラブにおいて更新整備し、初期消火体制の強化を図るものでございます。

消火栓設置事業では、能登半島地震により被災した水道管復旧工事に伴い、5地区9基の消火栓の更新を行い、消防水利体制の強化を図るものでございます。

次に、教育関係施策でございます。

学校施設整備事業では、令和7年度は、中条小学校において、図書室等の空調設備整備工事を実施するほか、英田小学校及び津幡南中学校におけるトイレ改修、各小学校における防犯カメラの整備や各小中学校の照明器具のLED化工事など、安全、安心で快適な学習環境の整備に努めてまいります。

情報教育推進事業では、令和2年度に整備した児童生徒用のタブレット端末を令和7年度と8年度で更新し、情報教育の充実を図るものでございます。

次に、学校教育推進関係施策でございます。

一般管理費では、学校トイレの清掃業務を2年に1回程度専門業者に委託することにより、トイレの衛生環境を向上させるものでございます。

教育振興事業では、特別支援教育支援員を小中学校それぞれ1人増員するほか、津幡小学校に校内サポートルームを開設することにより、支援を要する児童生徒の教育活動の充実を図るものでございます。

次に、生涯学習関連事業でございます。

文化会館事業では、町合併70周年記念及び文化会館開館20周年記念事業として、梅沢富美男劇団津幡町特別公演などを実施するものでございます。

生涯スポーツ活動推進事業では、令和7年度は、eスポーツフェスタを開催し、eスポーツの普及推進や、町民の健康保持、促進を図るものでございます。

保健体育総務費では、町合併70周年記念として、4月7日に大相撲津幡場所を開催するなど、

スポーツの推進を図るものでございます。

津幡運動公園管理費では、運動公園体育館会議室等のエアコン更新工事を行い、運動環境向上と利用者の利便を図るものでございます。

体育施設整備事業では、小学校4校と中学校2校のグラウンド照明のLED化の設計業務を行い、施設の長寿命化と利用者の安全で快適な利便を図るものでございます。

次に、河北中央病院事業の施策でございます。

河北中央病院では、地域の皆様に信頼され、質の高い医療サービスを提供できるよう、これまでさまざまな取り組みを進めたことから、6年連続で経常損益が黒字となる見込みとなっております。

今後も、地域に密着した医療を提供し、安心して暮らせるまちづくりに貢献できる拠点病院としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

令和7年度は、老朽化している輸液ポンプ、ベッドマットレス及び薬用冷蔵ショーケースを更新し、医療体制の強化並びに利用者の利便性の向上と黒字化の継続に努めてまいります。

また、新病院建設準備室を4月に設置し、新病院建設に向け、具体的な準備を進めてまいります。

以上、令和7年度の重点施策について、概要を御説明いたしました。

それでは、3月会議に提出いたしました令和7年度の当初予算案並びに、令和6年度の補正予算案ほか諸議案につきまして、順を追ってその提案理由の概要を説明いたします。

議案第3号 令和7年度津幡町一般会計予算について。

歳入・歳出予算総額は、182億4,500万円で、その概要は、今ほどの令和7年度当初予算編成概要や重点施策等で説明させていただいたとおりでございます。

次に、**議案第4号** 令和7年度津幡町国民健康保険特別会計予算について。

本予算は、県に納付する事業費納付金の増額や、市町村事務処理標準システムの対応費用が必要となるため、前年度当初に比べ1.5%増となる34億5,867万円を計上するものでございます。

また、令和7年度は、保険税率を改定することとなりますが、国民健康保険財政の健全化と安定化を図ることとし、適正な運営に努めてまいります。

次に、**議案第5号** 令和7年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算について。

本予算は、高齢化による被保険者数の増加が見込まれるため、前年度当初比6.0%増となる5億4,560万1,000円を計上するものでございます。

次に、**議案第6号** 令和7年度津幡町介護保険特別会計予算について。

本予算は、近年の給付実績を踏まえ、前年度当初比3.1%増となる27億9,775万2,000円を計上するものでございます。

次に、**議案第7号** 令和7年度津幡町バス事業特別会計予算について。

本予算は、前年度当初比、37.8%増となる1億6,076万8,000円を計上するものでございます。

令和7年度は、平成21年度に購入した町営バス車両1台を更新する予定でございます。

次に、**議案第8号** 令和7年度津幡町河合谷財産区特別会計予算について。

本予算は、31万6,000円をもって河合谷財産区植林地の管理を行うものでございます。

次に、**議案第9号** 令和7年度津幡町病院事業会計予算について。

本予算は、1日平均57人の入院患者と175人の外来患者を見込み、収益的支出を16億2,079万

3,000円としております。

資本的支出は、8,664万2,000円とし、輸液ポンプを更新するなど、引き続き、地域医療の中核となる医療施設を目指すものでございます。

企業債につきましては、医療機器等購入費について、限度額及び借入条件を定めるものでございます。

次に、**議案第10号** 令和7年度津幡町水道事業会計予算について。

本予算は、令和7年度から、簡易水道事業が経営統合されるもので、収益的支出に7億8,517万1,000円を予定しております。1日平均1万295立方メートルを給水し、町民の生活用水確保に努めるものでございます。

資本的支出では、5億7,541万9,000円を予定し、老朽管更新事業、配水管布設替事業及び老朽設備更新事業を行うものでございます。

企業債については、建設改良費について、限度額及び借入条件を定めるものでございます。

次に、**議案第11号** 令和7年度津幡町下水道事業会計予算について。

本予算は、収益的支出で13億7,258万4,000円を予定しております。

1日平均9,208立方メートルの生活排水等を処理し、地域の生活環境の改善や保全に努めるものでございます。

資本的支出では23億9,950万2,000円を予定し、川尻雨水ポンプ場機械電気設備工事などの拡張事業、マンホール耐震化工事や下水道布設替管渠詳細設計などの改良事業のほか、能登半島地震により被災した管渠の災害復旧工事を進め、下水道事業の普及・推進に努めるものでございます。

債務負担行為については、川尻雨水ポンプ場機械電気設備工事の期間及び限度額を定めるものでございます。

企業債につきましては、拡張事業費、改良事業費などの公共下水道事業債ほか6件について、限度額及び借入条件を定めるものでございます。

続きまして、**議案第12号** 令和6年度津幡町一般会計補正予算（第11号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ3億8,731万1,000円を減額するものでございます。

初めに、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

地方消費税交付金では、7,591万3,000円を増額するものでございます。

国庫支出金では、障害者自立支援給付事業に係る民生費負担金の増はあるものの、土木施設災害復旧事業に係る災害復旧費負担金や認定こども園施設整備事業に係る民生費補助金などの減により、1億9,786万1,000円を減額するものでございます。

県支出金では、能登半島地震復興基金交付に係る総務費補助金などの減はあるものの、農林施設災害復旧事業に係る災害復旧費補助金などの増により、3,433万7,000円を増額するものでございます。

寄附金では、ふるさと納税寄附金に係る総務費寄附金などの増により8,172万円を増額するものでございます。

町債では、指定避難所防災機能整備事業に係る総務債などの増はあるものの、農林水産施設災害復旧事業及び土木施設災害復旧事業に係る災害復旧債などの減により、4億7,920万円を減額するものでございます。

続いて、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

総務費では、地域コミュニティ施設等再建支援事業費等の減はあるものの、避難所となる11小中学校の体育館に設置する移動式エアコン及びトイレカー購入に係る避難所整備事業費等の増により、1,430万9,000円を増額するものでございます。

衛生費では、新型コロナワクチン接種委託料等に係る高齢者感染症予防費等の減により、7,506万6,000円を減額するものでございます。

農林水産業費では、国の補正予算採択に伴う笠野地区ほ場整備等に係る県営土地改良事業負担金などの増はあるものの、緩衝帯整備業務委託料に係る石川森林環境基金事業費などの減により、229万9,000円を減額するものでございます。

商工費では、被災事業者再建支援事業費の減はあるものの、商工業振興促進助成費などの増により、7,673万1,000円を増額するものでございます。

土木費では、被災宅地復旧補助金に係る住宅管理費の災害補修費などの減はあるものの、道路除雪費などの増により、1億1,576万9,000円を増額するものでございます。

教育費では、長寿命化大規模改修設計委託料に係る文化会館整備費などの減はあるものの、除雪委託料や電気料等の光熱水費等に係る小中学校一般管理費や、体育施設管理運営基金積立金等に係る体育振興施設管理費などの増により、2,722万9,000円を増額するものでございます。

災害復旧費では、実績見込みによる事業費確定により、公共土木施設及び農林水産施設の補助災害復旧事業費並びに単独災害復旧事業費を合わせ、全体で5億5,557万3,000円を減額するものでございます。

第2表繰越明許費補正につきましては、地籍調査事業費ほか36事業について、それぞれの個別事由により、本年度中に事業の完成が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

第3表債務負担行為補正は、固定資産デジタルデータ整備費ほか3件の事業について、限度額を変更するものでございます。

第4表地方債補正は、社会福祉施設災害復旧事業ほか18件の事業について、限度額を変更し、指定避難所防災機能整備事業ほか2件の事業について追加し、限度額などを定めるものでございます。

次に、議案第13号から議案第17号までの、特別会計、事業会計の補正予算につきましても、年度末を控え、実績見込みを踏まえて増減調整を行うものでございます。

議案第13号 令和6年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。

本補正は、特定健康診査等事業費の減などにより、歳入歳出それぞれ383万円を減額するものでございます。

議案第14号 令和6年度津幡町後期高齢者医療 特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、後期高齢者医療広域連合納付金の増により、歳入歳出それぞれ35万8,000円を増額するものでございます。

議案第15号 令和6年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第4号）について。

本補正は、居宅介護サービス給付費などに係る保健給付費の増により、歳入歳出それぞれ6,608万6,000円を増額するものでございます。

議案第16号 令和6年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、A I オンデマンドバス導入事業費等の減により、歳入歳出それぞれ215万4,000円を減額するものでございます。

議案第17号 令和6年度津幡町下水道事業会計補正予算（第3号）について。

本補正は、収益的支出において、人件費に係る営業費用827万6,000円を減額、資本的収入において、災害復旧事業費（地震）に係る企業債850万円を増額し、資本的支出において、災害復旧に伴う事務費等に係る建設改良費853万4,000円を増額するものでございます。

次に、各条例の改正等について御説明申し上げます。

議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行による条項ずれの整理を行うため、4条例の一部改正を行うものでございます。

議案第19号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条文中の懲役及び禁錮等を拘禁刑に改めるもので、6条例の一部改正を行うものでございます。

議案第20号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律、及び人事院規則の一部改正に伴い、町職員の初任給調整手当、扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当及び定年前再任用短時間勤務職員並びに暫定再任用職員の諸手当について一部改正を行うものでございます。

議案第21号 津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、災害応急作業等手当を新たに設けるとともに、看護職員等处遇改善手当を、これまで附則で定めていた事項を本則に追加するものでございます。

議案第22号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、人事院による、公務員の仕事と生活の両立支援の拡充に対応するため、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するとともに、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するものでございます。

議案第23号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

本案は、医療の高度化などによる医療費の増加に伴い、国民健康保険財政の健全化、安定化を図るため、税率・税額を改正するものでございます。

議案第24号 津幡町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、令和7年3月15日の町営バスのダイヤ改正から、既存路線定期バスの相窪線を廃止する改正等を行うものでございます。

議案第25号 津幡町こども家庭センター条例の制定について。

本案は、児童福祉法改正に伴い、津幡町こども家庭センターを設置するため、必要な事項を定める条例を新たに制定するものでございます。

議案第26号 津幡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

本案は、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、内閣府令で規定する基準に従って必要な事項を定める条例を新たに制定するものでございます。

議案第27号 津幡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正

する条例について。

本案は、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準を見直し、各種施設における栄養士の配置基準について管理栄養士を追加する改正を行うものでございます。

議案第28号 牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本案は、牛首辺地において、町道牛首1号線ほか1路線及び林道小屋谷線の整備を計画に追加するため、総合整備計画を変更するものでございます。

議案第29号 下河合辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本案は、下河合辺地において、河合谷地区コミュニティ消防センターの整備を追加するため、総合整備計画を変更するものでございます。

議案第30号 種辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本案は、種辺地において、町道菩提寺1号線の事業費を増額するため、総合整備計画を変更するものでございます。

議案第31号 請負契約の変更について。

本案は、令和6年津幡町議会7月会議において議決された、太白台小学校法面災害復旧工事の請負契約の変更について、議会の議決をお願いするものでございます。

同工事は、制限付き一般競争入札により、大幸建設株式会社が8,710万5,700円で落札し、請負契約を締結しておりましたが、施工方法の変更に伴い、契約の金額が1,919万8,300円増額の1億630万4,000円となったものでございます。

現在、仮契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年1月27日付で専決処分を行いましたので、その概要について御説明申し上げます。

承認第1号 専決第1号 令和6年度津幡町一般会計補正予算（第10号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ、1億2,960万2,000円を追加するものでございます。

歳入では、国庫支出金として、公立学校施設災害復旧事業に係る教育費負担金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る商工費補助金、繰入金として、財政調整基金及び健康福祉基金からの繰り入れ、町債として、中学校施設災害復旧事業に係る教育債をそれぞれ追加するものでございます。

歳出では、民生費として、福祉バス購入に係る福祉バス運行費、商工費として、つばた元気応援プレミアム商品券発売事業費に係る消費活動支援事業費及び津幡・津幡南中学校災害復旧工事に係る中学校維持補修費をそれぞれ追加するものでございます。

これらは、いずれも早急に対応する必要があったため、専決させていただいたものでございます。

以上、本3月会議に御提案を申し上げました全議案の概要を、御説明申し上げたところでございますが、各常任委員会におきまして、関係部課長が詳細に説明いたしますので、原案のとおり決定、承認を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

<議案に対する質疑>

○八十嶋孝司議長 これより議案に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<委員会付託>

○八十嶋孝司議長 ただいま議題となっております議案第3号から議案第31号まで、及び承認第1号は、配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

<散 会>

○八十嶋孝司議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
本日は、これにて散会いたします。

午後2時32分

令和7年3月5日（水）

○出席議員（16名）

議 長	八十嶋 孝 司	副議長	竹 内 竜 也
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	6 番	小 町 実
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
町民生活部長	細 山 英 明	生活環境課長	由 雄 宏 一
健康福祉部長	山 本 幸 雄	福 祉 課 長	長 陽 子
健康推進課長	長 田 奈 己	子育て支援課長	田 中 健 一
産業建設部長	本 多 延 吉	都市建設課長	松 岡 隆 司
上下水道課長	森 光 敏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	納 口 達 也
消 防 長	松 本 聖 史	消 防 次 長	高 戸 勇 一
教 育 長	吉 田 克 也	教 育 部 長	宮 崎 寿
教育総務課長	本 多 克 則	学 校 教 育 課 長	北 山 ゆかり
生涯教育課長	山 崎 明 人	河 北 中 央 病 院 事 務 長 兼 事 務 課 長	山 嶋 克 幸

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村 美 和	議会事務局主幹	山 本 慎太郎
総務課担当課長	有 沢 雅 子	監 理 課 係 長	山 本 匡 教
企画課係長	上 谷 武	財 政 課 主 査	村 田 哲 人

○議事日程（第2号）

令和7年3月5日（水）午前10時00分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

<開 議>

- 八十嶋孝司議長 本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

- 八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

- 八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

<諸般の報告>

- 八十嶋孝司議長 日程第1 諸般の報告をいたします。
本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

<町政一般質問>

- 八十嶋孝司議長 日程第2 これより一般質問を行います。
質問時間は、一人30分以内といたします。
質問時間内におさまるよう、的確な質問をお願いします。
また、発言は議長の許可を得てから行ってください。
それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。
11番 塩谷道子議員。

[11番 塩谷道子議員 登壇]

- 11番 塩谷道子議員 私は、11番、塩谷道子です。
きょうは、2つの質問をお願いいたします。
まず、1つ目の質問です。太陽光発電の施設はつくらないのかという質問です。
かなり以前のことで、町長は下水処理場に太陽光発電の施設をつくりたいとおっしゃっていました。それは、いまどうなっていますか。
実は、地域の資源を再生可能エネルギーとして活用し、同時に地域活性化や地域課題の解決につなげる取り組みが、群馬県で進んでいます。
2013年に国内で初めて自治体を中心になって新電力会社を設立した中之条町では、株式会社中之条パワーが、さまざまな困難を乗り越え、町内の太陽光発電と小水力発電で生み出した電気を供給しています。
中之条町は面積87%が森林という山あいには約1万5,000人が暮らしています。現在町内4カ所の大規模太陽光発電(約7,000キロワット)が一つと、小水力発電(約135キロワット)が稼働しています。年間発電電力は、一般家庭2,200世帯の消費電力量に相当する930万キロワット時を見込み、町内を中心に公共施設や事業者、家庭に大手電力会社よりも安い料金で電気を届けています。
同町が再エネに取り組むようになったきっかけは、11年の東日本大震災・東京電力福島第一原

発事故です。被災地訪問で再エネの重要性を感じた当時の町長の着想を出発点に、13年には町議会が、再生エネルギーのまち中之条宣言と、再生可能エネルギー推進条例を全会一致で可決しました。同年8月には、電気事業のノウハウを持つ株式会社VPowerとの共同出資で、一般財団法人中之条電力を設立しました。福島原発事故で中之条町も放射能汚染の深刻な被害を受けました。特産の椎茸や川魚が出荷できなくなり、猪肉のサラミやコロッケの商品開発も頓挫しました。化石燃料でも原発でもない再エネの重要性に光が当たったといえます。

町エネルギー対策室長として新電力会社立ち上げに奔走した山本正雄さん(現中之条パワー社長)は、公証役場の丁寧なアドバイスを受け、書類を整えて財団を新電力会社に登録すると、自治体第1号、特定規模電気事業者となりメディアも注目しました。その後16年の電力自由化を機会に、財団が100%出資する中之条パワーを設立し、小売り事業を引き継ぎました。

再エネ事業の立ち上げで気をつけたのは、町財政に負担をかけないことでした。町内4カ所の大規模太陽光発電事業のうち、最初の1カ所は、町有地を使って民間企業が発電事業者となる計画としました。町が発電事業者となった後続の3カ所も、太陽光パネルの設置、運転、管理は、民間企業が担うリース方式とし、初期投資を町が負担しなくて済むようにしました。

もともとは民間発電所方式で全てやるつもりでしたが、当時は、雪が多い北関東は太陽光発電に向かないという認識が強く、企業が手を挙げませんでしたと山本さんは言います。

後続の3発電所の主体が結果的に町となったことで、思わぬ効果もありました。山間部のため、開けた土地が少ない同町です。沢渡温泉第1太陽光発電所は、使われなくなった国有林を借り受けて設置しました。第2太陽光発電所は、所有者の陳情を受けて買い取った耕作放棄地につくりました。国有林を所管する林野庁との交渉や耕作放棄地の買収・転用は自治体が主体だったことでスムーズにいきました。

毎年利益を積み上げ、従業員2人の雇用を生み出し、農家とともに農地のソーラーシェアリングにも取り組むようになりました。

このように思い切った政策で新しい道も開けます。町も思い切って太陽光発電を設置してみてもはどうでしょうか。太陽光発電が民間事業者とならなくても、一つの太陽光発電として、将来に何か残していけるのではないのでしょうか。

町長にお尋ねいたします。

これが、私の原稿です。

議会だよりの写真を撮りに、月曜に下水処理場へ行きました。すると正面から入って右に曲がると太陽光発電が並んでいました。もう既に太陽光発電があったのです。もう少し早くここへ来ておればわかったことなんです、本当に申しわけないことをしてしまいました。

実際には太陽光発電が建っているので、出力がどれだけなのか。もし下水処理場でその電力を使うとしたら、どれだけの力になっているのかわかるようでしたら、教えていただけませんか。本当に、私の不用意で申しわけないことでした。

では、答弁お願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 塩谷議員の太陽光発電の施設はつくらないのかとの御質問にお答えいたします。

世界では、地球温暖化による深刻な自然災害が頻発していることから、令和2年10月に、政府

は、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言いたしました。

その後、本町も、同じく2050年までのカーボンニュートラルを目指して、令和4年6月、ゼロカーボンシティの宣言をいたしました。

令和4年度末には、津幡町地球温暖化防止実行計画、いわゆる区域施策編を策定し、住民、事業所、行政が一丸となって取り組む施策を定めるとともに、令和5年度からは、環境省から、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の支援をいただき、本町の住民や事業所の脱炭素に向けた行動を推進しているところでございます。

令和5年6月会議で予算の議決をいただきました、津幡町浄化センターでの太陽光発電施設につきましても、町に初期費用がかからないP P A方式により実施することとしており、手続きの準備期間を経て、昨年6月に補助金の交付決定を受けた北陸電力グループの北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社が、本年4月の利用開始を目指し、現在工事を行っているところでございます。

太陽光パネルの容量は約600キロワットで、年間680メガワットアワーの発電量を見込んでおり、浄化センターの年間使用電力量の25%を再生可能エネルギーで賄うことで、年間323トンの二酸化炭素が削減できる計画となっております。

完成の暁には本町の脱炭素事業推進のランドマークとして、町内の再生可能エネルギー創出の機運醸成につなげていければと期待しているところでございます。

町も太陽光発電を設置してみてもどうかとの御質問につきましては、今回の浄化センターへの設置を足がかりにさらなる展開を図る検討もしております。そのほかの公共施設への太陽光発電施設の設置に向けまして、学校など17カ所の公共施設を対象に再生可能エネルギー導入に向けた可能性調査を実施いたしました。設置につきましては、必要性等を総合的に判断する必要がありますので、今後、関係部署と協議しながら、検討を進めてまいります。

地球温暖化防止に向けまして、世界中が各種取り組みを進める中、本町としても引き続き、2050年までのカーボンニュートラルを目指して、太陽光発電設備の設置を初め、脱炭素事業の推進に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 ありがとうございます。

既に太陽発電は建っているわけで、大変よかったと思います。

さらに、またつくるおつもりで、学校とか17カ所をもくろんでいらっしゃるようなので、それも大変ありがたいことだと思います。またこれからもよろしく願いいたします。

では、2番目の質問に移ります。

埼玉県八潮市の道路陥没事故のようなものは、津幡町では起こらないのかという質問です。

1月28日八潮市の県道交差点で道路が陥没し、トラックが転落するという事故が発生しました。事故発生から1週間という状況を新聞の報道で見えます。

事故は、2月4日で1週間となりますが、内部で湧き出す水の影響で本格的な調査活動の見通しは立っていません。事故は1月28日午前9時50分ごろ発生。交差点の中央部が陥没し、通行中のトラック1台が転落、崩れた土砂に埋まりました。現場の下を通る下水道管の破損したのが原因とみられ、穴は流れ込む水の影響などで拡大しました。県や消防によると、29日午前2時半す

ぎ、トラックが転落した最初の穴と、30日に陥没した2つ目の穴との間にある路面で陥没しました。つながったことで穴の幅は最大約40メートル、深さ最大約15メートル、そこから約8メートルの高さで土砂などが積み重なっています。

現場からは、トラックの荷台部分は引き上げられましたが、運転席部分が取り残されています。穴の内部に重機を入れるためのスロープは完成したものの、あふれ出る水が妨げになり運転席部に近づけないでいます。

県によると、下水道管の下流で何かが詰まっている可能性があり、下水が上流との間で、傷からあふれ出ているとみられています。国土交通省が排水し、水位を下げようとしています。あふれ出る水量は雨などの影響で増減しているということです。このため、県は下水道管の中でドローンを使うことも含め、対策を検討しています。

県は、周辺12市町の住民ら約120万人に生活排水を含む下水道の使用を控えるように要請しました。今なお半径50メートルが警戒危機に指定されるなどしており、影響が長期化しています。

事故発生から1週間はこのような状況です。

この下水道は120万人の人が使うものでかなり大きなものです。津幡町の下水道はこんなに大きなものではありません。津幡町で一番大きなものはどのくらいありますか。また、下水道の点検はしっかりできているのでしょうか。どのくらいの期間で調査をしているのでしょうか。下水道の一部が腐っているということはありませんか。

上下水道課長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 森 上下水道課長。

〔森 光敏上下水道課長 登壇〕

○森 光敏上下水道課長 埼玉県八潮市の道路陥没事故のようなものは津幡町では起こらないのかの御質問にお答えいたします。

埼玉県八潮市の事故現場は、県が管理する約120万人が使用する直径4.75メートルの下水道管が地下約10メートルに埋設されており、腐食をもたらす硫化水素により下水道管が破損し、陥没に至ったのではないかという報道がありました。

この事故が発生した数日後には、国土交通省から直径2メートル以上の下水道管を管理している全国の自治体に、緊急点検を行うよう要請がありました。本町においては緊急点検の対象となる下水道管はありませんでしたが、自主的に公共下水道の重要な管渠である汚水幹線において、路上から目視による点検を行っております。

次に、下水道管の大きさなどに関する御質問にお答えいたします。

本町の汚水幹線管渠の中で、一番口径が大きな下水道管は、川尻地内の浄化センターに最も近い下水道管で直径1.2メートルです。市街地などの幹線管渠では直径0.3メートルから0.5メートルの大きさになります。また、埋設の深さは、おおむね3メートルから5メートルとなっております。

なお、下水道管の腐食についてですが、下水道管内には硫化水素が発生し、その濃度が濃くなると、コンクリートを溶かす現象が起こります。本町では住宅地など、生活道路には口径が小さい下水道管が埋設されております。この下水道管の材質は耐腐食性のある塩化ビニール管を全て採用しておりますので、腐食による陥没の恐れは非常に少ないものと考えております。

また、口径の大きくなる幹線ではコンクリート製の下水道管が採用されておりますが、過去に

点検調査において腐食が確認された箇所では、内面ライニングを施し、腐食しないよう改良し、安全性の高いものとなっております。

次に、下水道管の点検についてですが、毎月、都市建設課の道路パトロールと連携しながら路上からの点検を行い、布設後20年経過した下水道管は、管内検査用カメラを入れて詳細な調査を行っているところです。

また、令和6年能登半島地震において、下水道管が被災した際に、全国の自治体から応援をいただき、マンホールや下水道管を一斉に点検、調査を行っております。この調査結果では、地震によって破損した箇所はありましたが、老朽化や腐食が著しい箇所は確認されておりませんでした。

今後も、引き続き腐食しやすい下水道管の点検を定期的に行い、陥没の予兆が見られるところでは、随時管内カメラ調査を行い、道路陥没が起きないように、しっかりと事前対策に努めてまいりますので御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 ありがとうございます。

こういう事故は、全国どこでも起こり得ると言いますが、きちっと点検がしてあれば、事故は防げます。点検はしっかりできているようなので安心しました。しかも腐食しない管も使っているということでしたので、安心いたしました。

どうもありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、11番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、6番 小町 実議員。

〔6番 小町 実議員 登壇〕

○6番 小町 実議員 議席番号6番、小町 実です。

本日は、2つの質問をさせていただきます。

まずは、豪雨災害の検証を受けて町の対応はという質問です。

令和5年7月に石川県の各地で非常に激しい雨が降り、また一時的に線状降水帯が発生し、記録的な大雨となりました。

津幡町においても、1時間当たり80ミリ以上の猛烈な雨を観測いたしました。そして、この豪雨において、町内各所で大規模な浸水や土砂崩れが発生し、住家や公共土木施設等への被害が甚大なものとなりました。令和5年7月豪雨災害における降雨の状況、被害の状況や地区ごとの浸水被害要因の検証結果についての説明会が行なわれました。

説明では、特に津幡地区（津幡、清水、庄）には、床上・床下浸水の被害が密集しており、一部では土砂災害の被害も確認されています。俱利伽羅地区や笠谷地区、英田地区でも被害が多く確認されました。

津幡地区では、八反田川及び総門川の沿線で浸水被害が集中しており、浸水要因の背景としては、八反田川は、全体的に水路断面が小さいため、水位が上昇しやすい状況であった。下流部には湾曲部、断面縮小部があるため、津幡川へ排出しにくい状況でありました。

また、総門川では断面も小さく道路横断部での断面扁平が多数あり、水位が上昇しやすい状況であり、川尻雨水ポンプ場の雨水排出量不足により、そこにつながるこの地区の雨水渠の水位が上昇しやすい状況であったということがありました。説明会ではポンプの増強や河川の対策など、数多くの要望や質疑が行われました。

昭和30年からは、津幡川改修工事に取り組み、昭和37年からは、新川尻水門の工事が開始され、昭和41年には完成いたしました。津幡川は、河川改修工事がほぼ完了した昭和44年以降は、氾濫による水害は発生していなかった模様です。今回は、昭和39年の津幡川氾濫以来の水害となりました。

また、昭和50年ごろからは中津幡駅付近においてグリーンハイツや中津幡ニュータウン、緑が丘などの団地造成が盛んに行われてきました。一つ一つはごく小さな開発ですが、いつの間にか一帯がアパートや住宅が立ち並んでいる。そして、津幡北バイパスなどの開発行為も後押しとなったかもしれません。そこから流れ出る雨水を下流部が受けることとなります。そのため、一気に降った雨が総門川や八反田川などに流れ込んでいると思われまます。ハード事業といたしましては、川尻雨水ポンプの増設も重要な対策だと思ひます。予防や防災訓練などのソフト事業できることがたくさんあると思ひます。次の対策や施策の考えをぜひともお聞きしたいです。

また、豪雨では七尾線の線路横断部と総門川が交差する場所では流木などがひっかかり、線路を超えて付近が冠水したようです。以前より線路横断部分の拡張の指摘があったようですが、現在もJRとの交渉が進んでいないようです。

事業の費用などさまざまな問題があると思われまます。まずは、JRに今回の豪雨災害を説明し改修工事、整備の要望なども折り込んでいただきたいと思ひております。

今後は水害が繰り返さない町づくりをお願いいたします。

矢田町長の答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 小町議員の豪雨災害の検証を受けて町の対応はとの御質問にお答えいたします。

令和5年7月豪雨では、線状降水帯の発生によりまして記録的な大雨となり、町内において373棟の住家被害が生じるなど甚大な被害となりました。

本町では、豪雨災害の原因及び課題の整理を行うため、令和5年度に令和5年7月豪雨浸水被害検証業務を行い、令和6年12月に最終的な検証結果と今後の方向性について報告を受けたところでございます。

その報告書によりまますと、総門川及び八反田川の氾濫防止対策といたしましては、市街地区間における河川断面の拡幅が物理的に困難であることから、雨水調整池の設置や、流下能力を向上させるためのライニングの施工、及び総門川から津幡川へ強制排水を行う排水ゲートの設置のほか、八反田川下流の川尻雨水ポンプ場において、現在2台から3台に増設予定の排水ポンプを、さらに1台ふやし4台にするなどの対策案が示されております。いずれの対策につきましても、効果が期待できるものであり、今後、関係者との協議を進め、財源も含めた事業化の可能性について検討してまいりたいと思ひております。

また、JR七尾線横断部につきましましては、これまでも流下能力を向上させるための対策について検討してまいりましたが、事業化につきましましては費用対効果などに課題がございました。今回の検証結果も踏まえて、さらに有効な対策について、JRとも協議し検討を重ねてまいりたいと思ひております。

それらのハード事業に加え、町民が自ら災害リスクを察知し主体的に行動できるようなソフト対策も重要であると思ひております。具体的には、本年度に完成予定の内水ハザードマップを初

めとする各種ハザードマップの周知徹底、防災総合訓練等を通じた町民の防災意識の向上及び避難行動のきっかけになるような防災情報の迅速な提供が挙げられます。これらのソフト事業を中心に、町民一人一人が日常的に災害に備えさまざまな危険を予測し、適切な意思決定や判断ができるよう取り組みを進めてまいります。

これらのハード対策とソフト対策を一体的に行うことで、引き続き安全安心を実感できる災害に強いまちづくりを進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 小町 実議員。

○6番 小町 実議員 ありがとうございます。

すばらしい返答かなと思っております。調整池、それと強制ポンプですか、そういうもの、ハザードマップ、これでなんか安心できるかなと思います。

また、津幡のちょうど中心部に当たると思います、清水、庄町もそうですけども、あそこにまだまだ新しい人が家を建てようと思っている場所もあるんじゃないかなと思うんですけども、なんか今のままですと、あその場所に新しい家を建てるときには、ちょっと考えた方がいいんじゃないかって言えるんですけども、これだけの対策を取っていただければ、安心してまた新しい家に住んでいただけるんじゃないかなと思っております。ありがとうございます。

続きまして、2問目の質問にさせていただきます。

女性消防員の活躍に向けた取り組みはということで質問させていただきます。

普通消防士と言われていますが、正式名称は消防吏員と言います。主に消防車で出動して火災活動をする消火活動、救急車でけがや病気の人を搬出する救急活動、事故や火災、災害現場で人を救出する救出活動が主な活動内容です。各種災害から地域の安全安心を守るため、24時間365日戦い続けている、消防防災活動に御尽力していただいています消防職員や、仕事をされながら地域の安心安全を真剣に考えられている消防団の皆様の活動に、心から感謝申し上げます。

消防庁では、令和8年当初までに、女性消防吏員の割合を5%に引き上げることを共通目標としております。女性消防吏員の活躍推進、全国の女性の割合は約3.5%と言われております。令和5年4月1日現在であります。全国で活躍する女性の割合、地方公務員などでは一般職で31%、これは平成30年の4月現在になります。警察官では、令和5年4月現在で、約11%となっております。それと比較しても低水準だということに指摘されております。

令和4年4月1日現在で、消防庁調査では、全国の消防女性吏員がいない本部は、全国で723カ所の中で121本部でありました。また、県内では11本部で羽咋消防本部と津幡消防本部が在籍していなかったとなっております。その後、羽咋郡市の消防本部では採用があったとお聞きしました。

女性採用を増加させる独自の取り組みを行っている消防本部は少数と言われ、女性が少ない要因は女性が働く職場であるというイメージが希薄であるということから、受験者数も増加できていないということになっております。社会人になる女性層を積極的にPR活動をしていかなければならないと思います。女性の方にも産休や育休など不安なく消防職員になっていただけるよう状況に応じ、計画的に女性消防吏員を増加させる工夫と取り組みを実施していくことが必要だと思います。まずは女性の受験者数をふやしていく取り組みが必要ではないでしょうか。学校訪問や女性向けのホームページの作成はいかがでしょうか。

津幡消防本部の改修工事におきまして、令和5年5月に完成し、その工事では建物の長寿命化、そして感染症予防対策工事としまして、今まで共用だった仮眠室の個室、その他仮眠室などを改修しまして、さらに女性職員の採用を見込み、女性仮眠室が新設されておりました。今後、女性消防職員の活躍を期待しております。

このように、災害現場や救急などにおいては、女性傷病者を扱う際に相手を抵抗感なく与えず活動できるようなどの予防活動や住民サービスをより向上させる効果があると考えております。これまでに、津幡町では女性消防吏員の採用の報告がありません。今後どのような女性消防吏員の採用を考えているのか。また女性ならではの活躍に向けた取り組みや問題点などはありますかということで、松本消防長にお聞きします。答弁よろしく願いいたします。

○八十嶋孝司議長 松本消防長。

〔松本聖史消防長 登壇〕

○松本聖史消防長 女性消防吏員の活躍に向けた取り組みはとの御質問にお答えいたします。

議員の御質問の中にございました令和8年度当初までに女性消防吏員の割合を5%に引き上げることを共通目標としている点につきましては、平成27年7月29日付、総務省消防庁次長通知に示されているところであり、本町消防本部においても女性消防吏員採用に向け、まずはハードの整備として、令和5年3月に女性仮眠室、シャワールーム等の新設改修を行い、その受け皿を整備いたしました。

採用に向けた取り組みとしましては、これまでも実施している職場体験やPR活動のほか、町施設、学校、駅などに全国で活躍している女性消防士を紹介するガイドブックを配布し、さらにはSNS等を積極的に活用したPRを実施してまいりました。また総務省消防庁ホームページには、ハッシュタグ消防女子という女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイトを開設しており、そちらへの職員採用情報提供も行ってまいりました。

その結果、令和7年4月採用予定の消防士は、男性1名と女性1名が内定しております。

活躍に向けた取り組みとしまして、これまでも女性消防吏員の採用や活躍推進に向けた研修会へ参加し、職員の意識改革を図ってまいりました。先月2月28日にも、白山野々市広域消防本部の副署長を講師に迎え研修会を実施し、より具体的な内容として女性消防吏員が働きやすく、やりがいを感じる環境づくりの構築や普段の接し方、消防活動への取りまかせ方などについて、講義をいただいたところがございます。引き続き、令和7年度上半期にも理解を深める研修を予定しております。

今後は、さらに女性消防吏員の増員を図るため、3点の取り組みを実施していきたいと考えております。

1つ目は、女性消防吏員の認知度のさらなる向上についてでございます。

総務省消防庁が実施した意識調査によりますと回答者の3割が女性消防吏員の存在を知らない状況であるため、今後採用する女性消防吏員を活用した広報活動の実施などを検討してまいります。

2つ目は、消防業務の幅広さの周知についてでございます。

消防には災害現場活動以外に多種多様な消防業務があり、個々の能力や個性を生かすことができる場が多くあることなどを紹介してまいります。

3つ目は、消防吏員になることへの不安解消についてでございます。意識調査の中でも、体力

的についていけないや、危険が伴うという意見が多くあったことから、体力は訓練を通じて身につけられるものであることや、災害活動は安全を最優先する職場であることなどを説明してまいります。

以上、3点について、町広報誌やSNS等を活用して幅広い広報に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 小町 実議員。

○6番 小町 実議員 御答弁、ありがとうございます。

今年度より女性消防吏員が、津幡のほうでも誕生するとお聞きしまして一安心です。

しかしながら、消防庁の5%の目標を考えると、まだまだ道半ばなのかなと思っております。今後の求人活動並びに周知活動を、またよろしく願いいたします。

それと、また女性消防団員とか消防団員の増員の取り組みのほうにも、また御尽力を注いでいただきたいと思っております。さまざまな取り組み、またよろしく願いいたします。

以上、質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、6番 小町 実議員の一般質問を終わります。

次に、9番 西村 稔議員。

〔9番 西村 稔議員 登壇〕

○9番 西村 稔議員 9番、西村 稔です。

まず1問目、高齢者の福祉行政を問う。

福祉課で一年間に使った歳出金額は幾らですか。これは当年、昨年度でもよろしいです。主な項目と項目別の金額の内訳を教えてください。

身寄りのない高齢者の相談は地域包括支援センターで総合相談を受け対応しているとのことですが、対象人口どれくらいの人数を見込んでいるか。また福祉課職員は8人となっていますが、地域包括支援センターの構成人員は何人で専門職の資格はどのような資格なのか。また、経験がどのようになっているか、その資格を課長は持っているのか。資格は部下が持っていて部下任せなのか。また、地域包括支援センターで行政委員会が開かれているのか。開かれているとしたら構成委員はどのようになっているか。また、これまでに協議された主な案件をお尋ねします。

介護保険事業計画9期の計画の主な指針はどのようになっていますか。

病院、医院に関しては中央都市圏に58施設。医療に関しては心配がないということですが、また介護に関しても、人材不足ネットワークを使えば問題が起きないということですが、私の問いたいことは、ほかの市町では医療や福祉に関して充実を図り存続に力を入れていて、町の近隣に大規模な病院や福祉施設の計画もあり、完成した暁にはサービスがよく、利用料金が安いところに流れた場合、津幡町に現在ある病院や医院、介護施設の存亡が危ぶまれるため、そのようなことがないような施策をどのように対策しているかを問うものであります。

また、高齢者を老人と呼ぶのは高齢者の気分を損ねるということですが、老人ホームはいつから高齢者ホームになったのかについて、長福祉課長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 長 福祉課長。

〔長 陽子福祉課長 登壇〕

○長 陽子福祉課長 西村議員の高齢者の福祉行政を問うとの御質問にお答えいたします。

初めに、福祉課における歳出金額は幾らですかとの御質問についてですが、令和5年度におけ

る決算額は、令和6年10月に議会予算決算常任委員会において決算審査していただきましたとおり、一般会計では、総額19億8,101万7,699円、介護保険特別会計では、総額27億7,004万2,405円となっております。

次に、職員の構成人員についてですが、福祉課の職員数は25名で、そのうち地域包括支援センターの職員は9名です。地域包括支援センターの職員の内訳は、保健師3名、社会福祉士4名、作業療法士2名であり、この中には、介護支援専門員の資格を有する職員が4名、主任介護支援専門員の資格を有する職員が2名います。

相談業務における経験としましては、介護福祉施設等の職務経験のある職員が半数以上であり、多様な視点で相談対応を行っています。

地域包括支援センター業務に関連する行政委員会には、介護保険事業運営協議会と地域包括ケア推進協議会があります。介護保険事業運営協議会では、運営状況について報告を行い、地域包括ケア推進協議会では、介護予防や生活支援、在宅医療や介護の連携体制の構築について施策の検討を行っています。各委員会の開催内容につきましては、議会全員協議会において、報告させていただいているとおりでございます。また、委員会の構成委員は、医療従事者、介護従事者、区長、民生児童委員、町社会福祉協議会職員等となっております。

第9期介護保険事業計画の国の指針は、介護サービス基盤の計画的な整備、2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み、3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上となっております。

次に、人材確保につながる取り組みとしましては、令和6年12月会議において、お答えしましたとおり、介護の専門職を対象に研修会等を開催しており、ネットワークの構築につながっております。また、事業所指定の申請、報酬請求、指導監査等においては、書類様式や添付書類、手続きの簡素化、標準化、ICT等の活用を行うなどの取り組みを推進することとしております。そうすることで、事業所職員の負担軽減・業務の効率化を図り、長期間にわたり安定したサービスを提供できるような体制を整えてまいります。

老人ホームはいつから高齢者ホームになったかにつきましては、令和6年12月会議において、西村議員の御質問に、老人という名称につきましては、不快感や抵抗感を持つ方も多いと思いますので、高齢者と言いかえて、お答えさせていただきますとお答えしたもので、制度が変わったとは申し上げておりませんので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 ありがとうございます。

年間46億円のお金を扱う福祉課の課長さん。津幡町ではそういう大規模な会社は数えるほどしかないと思います。それだけの大役を担っている課でもあると思います。

今ほどは、一つ一つの質問に対して本当にわかりやすく、丁寧に答えていただきまして、また私もより一層勉強に励みたいなど、こういうふうに思っております。

あと、ここで再質問になるんですけれども、課長さんはさっき言っていた3つほどの資格というものをどういう資格を持っておるのか、それだけお答え願います。

○八十嶋孝司議長 長 福祉課長。

〔長 陽子福祉課長 登壇〕

○長 陽子福祉課長 西村議員の再質問にお答えいたします。

私は、行政職の課長という役職で職務に当たっており、業務の執行状況の把握を行っております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 今ほどのお答で、課長さんは課長であるということで、そういった専門的な資格は有していないというふうに理解しましたが、その辺、専門職以上な課長という知識を持っているということで納得いたしましたので、またよろしくお願ひします。

続きまして、第2問目の質問に移らせていただきます。

星稜スポーツキャンパスの工事の進捗はどのようになっているかということについて質問いたします。

町は誘致に尽力しており誘致され工事にかかっております。

星稜大学との話し合いはどのような頻度で行っているのか。

星稜大学の創業家の理事が一人もいなくなり、経営陣がさま変わりした今、計画に変更なく当初の計画どおりに進んでいるのかをお尋ねいたします。

年末より工事関係車や現場事務所に入がなくなっているようにも思われます。きのうは1台の車もありませんでした。

町の計画ではないのでわからないのかもしれませんが、わかる範囲で都市建設課長にお答えいただきたいと思ひます。

○八十嶋孝司議長 松岡隆司都市建設課長。

〔松岡隆司都市建設課長 登壇〕

○松岡隆司都市建設課長 星稜スポーツキャンパス工事の進捗状況を聞くとの御質問にお答えいたします。

学校法人稲置学園が行う、金沢星稜大学スポーツキャンパス整備事業につきましては、本町のまちづくりに大きな役割を果たすものと考えており、平成31年4月より大学誘致推進室を設置し、農地転用や開発行爲に必要な各種手続きを初め、用地取得等に係る地元調整など、事業推進のためのサポートを行ってまいりました。

整備計画の進捗につきましては、現在、開発行爲の許可を受け敷地造成工事を行っているところであり、その完成時期については本年9月末までの予定となっておりますが、若干早まっていると聞いております。なお、冬期間は積雪を想定して工事を休止しており、3月より工事を再開するとのこととございます。

また、敷地造成後の、野球場やサッカー場、多目的グラウンド、アリーナ、学生寮等の整備を行う計画につきましても、現在のところ変更はないとお聞きしております。

大学との話し合いの頻度についてでございますが、現在、町と大学側との間で定期的な話し合いなどは行っておりませんが、過去の一般質問でもお答えしているとおり、令和3年3月に策定した津幡町都市計画マスタープランにおいて、当スポーツキャンパスを含む地域を、教育関連機能開発拠点に位置づけており、周辺の農地や自然環境との調和に配慮し、教育関連機能の充実を図ることにより地域活性化を目指していることから、今後、関連施策について、金沢星稜大学と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 この件に関して再質問をさせていただきます。いま回答いただきました話を聞きますと、稲置学園との話し合いは、最近行っていないという答弁だったと思いますので、打ち合わせも行っていないのに、なぜそういった変更もないっていうのを、なければ安心できるんですけども、打ち合わせをしていないのに変更がないとかっていうのは、どのようにしてわかったのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○八十嶋孝司議長 松岡隆司都市建設課長。

〔松岡隆司都市建設課長 登壇〕

○松岡隆司都市建設課長 ただ今の再質問にお答えいたします。

工事の進捗ですとか、計画の進捗等につきましては、西村議員からの今回の一般質問の通告を受けまして、学校側に問い合わせをしたものでございます。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 それでは、電話で回答を得たということで、本当にあの津幡にとっても有望な施設でありますので、心配をしていたんですけども、計画の変更もない、3月からまた再開するということで、安心しました。どうもありがとうございます。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○八十嶋孝司議長 以上で、9番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

次に、4番 中島敏勝議員。

〔4番 中島敏勝議員登壇〕

○4番 中島敏勝議員 議席番号4番、中島敏勝。

きょうは4つの質問をさせていただきます。

まず最初に、津幡町教育振興計画でございます。

津幡町教育振興基本計画は、国や県の教育振興計画を参酌し、自治体ならではの教育を推進しつくとされています。これから10年間にかかわる第2期の津幡町教育振興計画についてお聞きします。

まず、GIGAスクール構想にかかわる1人1台端末についてです。

国が、GIGAスクール構想を進め、小中学生の1人1台端末は当たり前になりました。

それから約5年、いま1人1台端末の更新時期を迎えており、公立学校分として2,643億円の予算規模となっております。第1期津幡町教育振興計画のICT教育の成果について、業務の効率化が進み教職員の多忙化の改善につながったとあります。また、評価員の課題のところには、最新情報を取り入れながら最善の方法で対応していく必要があるとされています。

昨今、教育のICT活用についてネガティブな意見が出てきております。2023年にユネスコが発表した、グローバル・エデュケーション・モニタリングレポートでは、200カ国以上からの報告を分析し、ICT教育の現状と課題を明らかにしました。

主な指摘として、1. 教育の本質的な変革には至っていない。

2. 過度なICT使用と学力の間にマイナスの相関が示唆されている。

3. 各国政府によるICT教育の適切な管理・規制が不足している。

4. むやみなICT導入は有害な影響をもたらす可能性があるとあります。

また、スウェーデンでは、2014年には1人1台端末を実現しました。デジタル教科書に完全移行していましたが、方向転換を図っています。2023年からは、印刷された書籍に再び重点を置き、ICT活用時間を削減しています。この政策転換の背景には、スウェーデン最大の研究教育機関でありノーベル生理学・医学賞の選考機関でもあるカロリンスカ研究所の声明では、デジタルメディアは生徒に利益をもたらすどころか、明らかな害悪であるとし、画面上での読解力と記憶力が30%以上低下し、インターネットで資料を検索する生徒は、従来の学習方法による生徒と比べて明らかに学習成果が劣ると主張しています。集中力が続かない、考えが深まらない、長文の読み書きができないといった傾向が見え始め、読み書き計算の能力が低下しているといえます。スウェーデンでは紙媒体への回帰をさらに加速させる計画です。

さらに、児童生徒の視力低下について、文科省の学校保健統計調査によりますと、児童生徒の裸眼視力1.0未満の者の割合は、小中高では過去最高を更新したこと。GIGAスクール構想やデジタル教科書の使用などの取り組みも進む中で、ICT機器の利用による視力への影響について関心が高まっているとしています。

最初の質問でございます。

GIGAスクール構想は国の事業であり、津幡町でもさらなるICTの活用は進められていきます。5年では難しいかもしれませんが、ICT教育のマイナス面について、実際の子供たちの5年間の様子も含め、どのように捉えておられますか。

教育長にお聞きします。

次に、ゲームスマホ依存についてです。

計画書の基本的な考え方とところで、子供たちの世界では、いじめ、不登校、ゲーム依存、スマホ依存、コミュニケーション不足の問題など人の相互理解や協働の精神の希薄化が顕著となり課題が明らかになってきたとあります。

生活習慣のアンケートでは、平日2時間以上ゲームをする人が、小学4年～6年で35%、中学生では39%。読書時間は減少している。小学生は勉強時間も減少傾向にあります。

学校環境の状況では、児童生徒のいじめ、不登校問題など、学校を取り巻く環境は複雑な課題を抱えている。スマホ、ネットでの誹謗中傷、非行への誘導、詐欺被害の危険性もはらみ深刻な状態になる前の予防が急務とあります。教職員の心理的、身体的負担がかなり大きくなっていることが推察されます。

不登校の原因の一つに、ゲーム依存による生活習慣の乱れがあります。いじめ、不登校、コミュニケーション不足等、子供たちの複雑な諸問題において、ゲーム、スマホの影響といいますが、成長段階での適切な使い方が関係していると思われまます。

すでに親世代、祖父母世代がゲーム、スマホに馴染んでおり、大人の読書離れも指摘されている中、子供はどうしても家庭環境にいちばん影響を受ける存在です。子供を依存症から守る第一義的責任を有するのは保護者であります。乳幼児期から、子供と向き合う時間を大切に、子供の安心感を守り、安定した愛着を育むとともに、学校等と連携して、子供が健やかに成長していくのが親の責任であり願いでもあります。

しかしながら、津幡町の第3期子ども・子育て支援事業計画骨子案を見ますと、子育て世代の30～34歳女性の労働力率が年々高くなっていること、学童保育利用がふえていること、延長保育の利用が増加していること、乳児保育がふえていること、子育ての悩み相談で多いのが、遊び、

しつけについて、子供の性格、生活習慣、そして仕事、社会活動との両立、自分の時間が持てないこと、生活費、教育費、居住費の負担が大きいこととあります。

すなわち、共働きで一所懸命頑張っている保護者の姿、悩みながら時間がない中、一所懸命に子育てをしている姿が推察されます。これは、地域社会全体で取り組む流れと言いますか、後押しが必要なのではないかと考えます。

他県では、ネット・ゲーム依存症対策条例を策定したり、ガイドラインをつくっているところもあります。その中で保護者は、発達段階の子供の年齢、各家庭の実情等を考慮の上、過度の使用による弊害について、子供と話し合い、使用に関するルールづくりと見直しを行うというものがあります。

2番目の質問でございます。

ゲーム、スマホの家庭でのルールづくりについて、地域全体での啓発の必要性についてどのようにお考えですか。

教育長に伺います。

3番目の質問でございます。

第1期の課題として、コミュニティスクール設置の検討が必要であると言及されております。そして、第2期の取り組み方針でコミュニティスクールの導入を進め、地域と一体となって特色ある学校づくり、地域の人材を学校教育活動に積極的に生かす、地域が学校運営に関わるとともに地域の人が学習支援を行う学校づくりを推進とあります。

一般的にコミュニティスクールは、以下の機能があります。

不登校・発達障害・貧困などの課題に対応しやすくなること。多様な学びの提供と課外活動の負担軽減になること。学校運営を地域と共有することで、地域住民の理解と協力を得やすくなること。地域住民の交流が活発になり、子供たちが地元への愛着を深められる。将来的に地域社会を支える人材として成長する可能性があること。

保護者がサービスを受ける消費者ではなく、我がこととして地域の人と学校を考える、当事者意識を持つことにもつながります。一方、PTA、地域の役員の引き受ける人が少なくなっていく中、地域の人材発掘など難しい面も想定されます。

コミュニティスクールの導入について、まず小規模校で設置することを指しているのか、全般的に進めるのか、県内で既に行われている状況も踏まえ、教育長の御所見を伺います。

4番目の質問でございます。

道徳教育の目標として、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基礎となる道徳性を養うとあります。

これは、江戸時代の末期まで約1,000年間日本人が学んだ、実語教の教えの智恵というものと同じです。

智恵とは、単なる知識ではなく、自分を見つめて、自分を知り、世の中の真実を見出し、自分も人も幸せに導くために正しく判断できる能力、心の働きを指します。またこういう考え方、生き方を智恵と言っています。昔の日本人は、智恵のある人を立派な人と言ってきました。富がある人や身分が高い人ではなく、人の道や徳を知り、善悪を知り、他人のために幸せに励み、人を幸せにしている一隅を照らしている人が立派な人です。二宮尊徳も福沢諭吉も実語教を素読してきました。戦後復興をつくった人たちも明治生まれの親の影響を受けています。人間としての土

台と根っこをしっかりとつくった上で社会に出ていきました。今は生きる上での判断基準や土台がないまま、知識を詰め込んで自分を見失い心が不安になっています。かつては外国人に尊敬され驚嘆された日本人がいました。また、江戸時代に日本に来た外国人は、治安のよさ、子供が大切に育てられる様子、笑顔が絶えない日本人に驚いています。

先人に倣って、親も子もいっしょに実語教を素読したらいかがでしょうか。実語教には愛国心も国家も書かれていません。ただただ、子供たちの人生を思って、ひたすら人の道が説かれています。10歳くらいまでが大事な時期と言われております。5歳の子供が、七夕に立派な人になりたいと書くのです。施策の方針には、本に親しむ活動の中で、子供の成長に応じた本との出会いや発達段階に応じた読書活動の充実が書かれております。

そこで、教育長に伺います。このような本を親子で素読することを推奨することについての御所見を伺います。

5番目の質問でございます。

この教育振興計画は、今後の流れとしてパブリックコメント、教育委員の承認を経て策定となるようですが、これまでパブリックコメントへの意見はほとんどなしという現状がありますが、もしパブリックコメントで意見でよいものがあれば、計画に取り入れられる可能性はありますか。

教育長に伺います。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 中島議員の津幡町教育振興基本計画についての御質問にお答えいたします。

今年度策定中の第2期津幡町教育振興基本計画は、ふるさとつばたを愛し、未来を拓く心豊かな人づくりを基本理念とし、今後10年間の教育行政の基本的な方向を示す計画です。

令和5年6月に閣議決定された、国の第4期教育振興基本計画においては、教育デジタルトランスフォーメーションの推進を教育政策の基本的な方針として上げており、GIGAスクール構想によって整備されたICT環境を活用し、児童生徒の情報活用能力を育成することなどを目標としています。

本町の情報教育における取り組みとしては、令和2年度に町立の全小中学校に1人1台タブレット端末を整備したことにより、授業の中でデジタル教科書や学習アプリの利用が可能となり、学習の幅が広がりました。

さらに、今年度は全小学校の教室に電子黒板を整備したことで、タブレット端末をより効果的に活用した授業を行うことができるようになり、児童生徒の意見を効率的に集約して提示したり、写真や動画を手軽に使って教えたりできるなど、楽しく視覚的にもわかりやすい授業が行われています。

このことも踏まえ、議員からの御質問1点目のICT教育のマイナス面についてお答えいたします。

1人1台端末が整備されてから5年目を迎えましたが、今のところ顕著にあらわれているマイナス面は見られません。学校では、文部科学省から出された、児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブックに沿って、端末使用時の目の疲労の軽減や姿勢に関する指導を行い、教室内の明るさの確保などに留意しながら活用を進めています。また、健康面への配慮については、家庭への周知にも努めております。

しかしながら、ICTの行き過ぎた活用は、書く力や考える力の低下につながるなどの指摘があることも認識しております。国内外のさまざまな研究成果や国からの情報など注視するとともに、児童生徒の状況も的確に把握しながら、安全な環境下でのICT教育を推進していきたいと考えております。

次に、2点目のゲームスマホの家庭でのルールづくりについてお答えいたします。

津幡町教育センターが毎年調査している、小学校高学年児童と中学生全学年を対象とした生徒生活状況調査の令和6年度の結果では、スマホやパソコンの所持率は、小学生が約57.3%、中学生は約86%でした。また、平日にSNSや動画視聴に費やす時間が2時間以上という小学生の割合は28%、中学生の割合は49.1%で、スマホ等による児童生徒の日常生活への影響が危惧されます。

町教育委員会では、令和7年2月発行の教育センターだよりで、今年度の調査結果の概要を学校と家庭にお知らせし、ゲームやスマートフォンがもたらす健康への影響や、子供たちの時間の使い方などについて考えていただくとともに、再度、家庭でのルールづくりを促すなどし、啓発活動に努めております。

続いて、3点目のコミュニティスクールの導入についてお答えいたします。

県内小中学校のコミュニティスクール導入の状況ですが、令和6年5月時点で約半数の自治体が導入しております。本町ではまだ導入しておりませんが、小規模校においては、これまでも伝統芸能の指導や環境整備への協力など、地域の方が学校運営を支援してくださっております。中規模校においても、授業におけるゲストティーチャーや登下校の見守りなど、地域全体が大変協力的です。

このように、各学校とも地域の協力を得ながら学校運営を行っておりますが、より地域に開かれた学校として、地域全体で子供の成長を見守り支援していただけるよう、今後、コミュニティスクールの導入を進めていきたいと考えております。

その際、現段階では、学校規模によらず、できる限り足並みを揃えて実現できるのがよいと考えています。

次に、4点目の実語教のような本を親子で素読することを推奨することについてお答えいたします。

現在策定している本計画において、特に重点を置いていることの一つに読書を上げております。読書と学力には相関関係があり、読書習慣のある子供は、学力が高い傾向にあります。また、将来の人格形成の基礎づくりにおいても読書は大変重要なものです。

また、本計画では、施策の方針の一つに、非認知能力の育成を掲げています。非認知能力とは、知能検査や学力検査では測定できない能力で、具体的には、やる気、忍耐力、協調性、自制心など、人の心や社会性に関係する力のことです。この非認知能力は、周囲との関わりによって養われると言われていますが、読書もその発達において重要な役割を果たしています。

このことから、本計画の目標である、確かな学力と豊かな心の育成につながるためには、良書を選び、読書活動を推進していくことが重要なことだと考えます。特に、読書を習慣づけるには、幼少期からの読み聞かせや親子で一緒に本を読むなど、本に触れる機会を多くもつことがとても大切です。これからも、子供たちを取り巻く読書環境の充実が図られるよう、学校とも連携して取り組んでまいります。

最後、5点目のパブリックコメントの意見は、計画に取り入れられる可能性はあるかについてお答えいたします。

本計画は、3月6日から3月19日までの2週間、パブリックコメントを実施し、町民の皆様からの御意見を募集します。いただいた御意見につきましては、検討の上、本計画に反映できるものであれば、反映していきたいと考えております。その後、今年度中に本計画の策定を完了し、4月に公表する予定としております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 ありがとうございます。

教育が、社会で一番大事なことだと、私は個人的に考えておりました、引き続き大変だと思いますけども、またよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

次、2番目の質問でございます。ふるさと納税をふやす戦略についてでございます。

ふるさと納税は、年々増加し、全国の自治体に寄附された総額は1兆1,000億円余り、1兆円を超えました。総務省のサイトによりますと、令和5年度に受け入れた寄附金は、地震で大きな被害を受けた輪島市、珠洲市、七尾市、志賀町、穴水町、能登町の6つなどは大きくふやしております。例えば、輪島市への寄附額は約21億円で、前年度の5倍になりました。

近隣自治体を見ますと、概数で、かほく市が、3億8,400万円、内灘町が6,400万円に対し、津幡町は4,200万円となっています。かかった費用を差し引いた額は、かほく市が、2億1,800万円、内灘町が、5,400万円に対し、津幡町は2,900万円となっています。津幡町も年々ふやしているところですが、令和7年度の予算案では、ふるさと納税の寄附を給食の食材費高騰の補助に充てる原資となっており、少しでもふやしたいところです。

最初の質問でございます。これまで津幡町のふるさと納税がふえてきた理由と最近の返礼品のベスト5はどんなもののでしょうか。

総務部長にお聞きします。

2番目の質問でございます。近隣のかほく市、内灘町との違いは、返礼品、つまり特産品の違いなののでしょうか。例えば、かほく市は、PFUのスキナーで10万円を超す一見単価が高いものがあり、さらに、まいふるというサイトで寄附すると、イオンのカードポイント10倍となっております。また、内灘町では、能登和栗の熟成したモンブランで1万8,000円というものがランキング1位となっております。

津幡町でも特産品の開発、募集が必要なののでしょうか。

総務部長にお聞きします。

新しくなった津幡町のホームページで、ふるさと納税の目的を明確化し、広報することはすぐできます。ふるさと納税の寄附金を全額、学校給食の予算に充当するとか、地震で教育施設を復旧するなど用途を明確に打ち出し、地域の子供たちへの直接的な恩恵があることを強調した結果、寄附者からの支持を集まりやすくなることもできると考えます。

また、効果的な運用を実現するためには、専門的な知見と実績を有する業者による外部委託も重要な選択肢と考えます。外部委託による費用対効果の評価及び業務上のリスク管理について、評価基準や検討プロセスについてやるべきことはありますが、そこが見込めれば、運営体制の効率化や寄附促進の効果が期待できます。委託する業務内容は、サイトの運営、システム開発、商

品開発、プロモーション、広報などたくさんありますが、目的に合わせてどの部分を委託するか選べます。これにより、行政は内部リソースの不足を補いながら、より専門的な支援を受けてふるさと納税制度の活性化に努めていけます。行政の職員は全体的、総合的な大切な職務がたくさんあり、そこに専念すればよいと考えます。

多くの自治体が委託している代行業者があります。たとえば、株式会社パンクチュアルというところは、銚子市、藤枝市、松山市、竜王町、大船渡市、羽生市、下関市、宇和島市、沼津市、阿波市などで、委託して数年でふるさと納税寄付金を2倍から3倍、中には9倍にしたという実績があります。委託1年でも平均2.5倍の実績を出しております。

津幡町には川井姉妹、大の里、浜辺美波さんなどゆかりのある著名人がおられます。これの方がインフルエンサーとなり、ふるさと納税の返礼品のプロモーションを行うなど地域の活性化、若者の元気にもつながる可能性があると考えます。

自治体の財政運営が寄附金に左右されるというリスクを考えますと、長期的な財源とは言えませんが、一般財源を一時的でも補完する手段として積極的に仕掛けてみることもよいのではないかと考えます。

以上、外部委託による、ふるさと納税寄附金の増額についての、総務部長の御所見を伺います。よろしく申し上げます。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長 登壇〕

○酒井英志総務部長 ふるさと納税をふやす戦略についての御質問にお答えいたします。

御質問1点目のふるさと納税がふえてきた理由につきましては、令和2年度にルビーロマンを返礼品に追加したこと、令和4年度にふるなびや、さとふるなど、ポータルサイトを追加したこと、令和5年度は能登半島地震による災害支援寄附があったことなどにより、令和5年度の寄附額は約4,200万円で令和元年度の約5.6倍となりました。

また、最近の返礼品のベスト5につきましては、令和5年度の寄附額で見ますと、ルビーロマン、倶利伽羅米、倶利伽羅そば、里山ひめみつ、ほくの里となっています。

御質問の2点目、津幡町でも特産品の開発、募集が必要なのかにつきましては、ふるさと納税は肉や魚介、フルーツなど食料品に寄附が集まりやすく、またティッシュペーパーやタオルなどの日用品、家電製品なども人気があるようです。

御存じのように返礼品として取り扱うことができるのは地場産品に限られますので、新たに魅力的な特産品が開発できれば、寄附額増に大きく寄与できると考えています。これとあわせ、既存の地場産品の掘り起こしも重要であり、令和5年1月より、津幡町ふるさと納税返礼品取扱要綱を制定し、返礼品を募集したところ、これまでに37品目を追加しております。

最後に、効果的な運用実現のために、外部委託も重要でないかとの御質問につきましては、令和6年度よりいわゆる中間支援業者を導入し、サイトのリニューアルや寄附者の対応、返礼品の受発注、広告運用、返礼品提供事業者の新規開拓や商品開発のアドバイスなど、ふるさと納税業務全般について支援を受けており、その効果もあらわれ始めていると感じております。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 ありがとうございます。

ふるさと納税は、税収を奪い合う制度だと、私は個人的に考えており、競争が激化するのには職員が疲弊するだけじゃないかなと思っております。ただやらざるを得ないということなので、いろんな選択があるということで、また津幡町民一丸となってですね、少しでも税収を取られないようにまた頑張っていきたいと思ひますし、また職員の方もよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、3番目にいきたいと思ひます。河北中央病院の新病院建設についての質問でございます。

令和7年4月から、河北中央病院の新病院建設準備室が新設され、本格的に動き出すことになりました。河北中央病院は、地域包括ケアシステムの構築の中心的役割を担い、地域の中核的病院として急性期医療を提供し、リハビリ機能を充実させ、家族負担を和らげるレスパイト入院も受け入れ、さらに病院でありながら訪問診療から、みとりまで対応してきました。

また、コロナのときには、ほかの病院が敬遠する中、患者を受け入れし、まさに命と健康を守るとりどとして機能し、河北中央病院の信頼を向上させてきました。

特に、断らない救急患者の受入件数は、大きく伸びております。負担が大きくてもスタッフの献身的な姿勢で乗り切ってきているのではないかとと思ひます。

河北中央病院は、まさに医療の質を向上させながら、経営を健全化してきたと言えます。これは、素晴らしい人材、スタッフによってなされたものと考えます。その人材にふさわしい環境を整え、新病院でも引き続き、中核となって津幡町民の健康と命を守っていただきたいと考えております。

また、津幡町民には、河北中央病院が提供している医療サービスをもっと知っていただき、いま駐車場がいっぱいになっていることもあるようですが、利用を促進していただきたいと考えます。

昨今、物価は、ますます高騰していく流れにあるようで、建てると決めたのであれば、少しでも早く建設したほうがよく、それが素晴らしいスタッフの人材を確保することにもつながります。

河北中央病院のこれまでの取り組みと実績に対する評価について、町長の御所見を伺います。

また、新病院の建設はいつごろになると考えておられるか、可能な限りでお聞きしたいと考えます。

よろしくお願ひします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 河北中央病院の新病院建設についての御質問にお答えいたします。

まず、これまでの取り組みと実績に対する評価についてであります。以前は、赤字続きであった経常損益を令和に入り着実に黒字を伸ばし、令和6年度においても黒字の見込みであります。救急車の受け入れにつきましては、年間100台程度だった受け入れを、現在は300台を超える受け入れ台数となっております。また、診療につきましては、高度な内視鏡治療に加え、リハビリテーション部門の拡充、訪問診療の導入を初めとする質の高い医療サービスを提供しております。なにより、コロナ禍においては、当院が河北郡市唯一の自治体病院として、県の重点病院に指定され、その責務を全ういたしました。

湧崎院長を初め、病院職員が一丸となり、地域に密着し、安心して暮らせるまちづくりに貢献するを理念に掲げ、実際にその役割を果たしていると評価しているところでございます。また、今後、超高齢化社会を迎え、ますます当院は必要な位置づけとなるとと思ひます。

次に、新病院の建設はいつごろになるかとのことですが、令和7年4月から新病院建設準備室を設置し、建設に係る委員会組織の設置などの事務手続きを進めていきますが、新病院建設の完成時期につきましては、選定する候補地によっても違いがあるかと思っておりますけれども、私といたしましては、できれば5年以内で完成させたいと考えているところでございます。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 建物がいま立派になっても、その中で働くスタッフがうまくいかないと、経営も質もうまくいきませんから、今、人は石垣という感じで、河北中央病院は、結構傷んだお城をですね、人が一生懸命守っているような状況だと、私は捉えております。ぜひこのスタッフを確保できるように早く進めてですね、モチベーションも維持して、よろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

では、4番目の質問にいきます。地元の農産物の給食への活用についてでございます。

お米の価格上昇、野菜、果物など食料品が高騰しております。

学校給食の食材費も高騰する中、給食費にかかる保護者負担をふやさないように、食材費の経費の一部について、4月から1年間にわたって、1食当たり小学校で52円、中学校で64円分の助成がされる予定となっております。

津幡町には、お米も野菜も地元の生産者がおります。市場の規格に合わないサイズや合わない形状の野菜は、出荷されず、そのまま畑に残しているものもあります。それを聞いたのは、私がニュースで、キャベツが一玉1,000円という、そういうニュースが話題になっていた時でございます。

サイズや形や少しの虫食いぐらいは、市場に出せなくても、畑で自家栽培をしている私たちは日常的に食べております。給食の食材納入業者になって、そのような野菜等を活用すれば、町の財政的にも、子育ての家庭にも、また地元の生産者にもよいことと思われれます。自校調理や給食センターも規模がまだ小さく対応可能だと思われれます。

既存の業者には利益が減るかもしれませんが、このような地元の生産者と直接契約することは可能なのでしょうか。また、今後さらに食材が上がっていくようであれば、米も野菜も安く地元の生産者と直接仕入れすることも検討の価値があると思われれます。

以上2点について、教育部長に御所見を伺います。

よろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 宮崎教育部長。

〔宮崎 寿教育部長 登壇〕

○宮崎 寿教育部長 地元農産物の給食への活用についての御質問にお答えいたします。

学校給食において地元の農産物を活用することのメリットとしまして、子供たちが新鮮で安全な食べ物を食べることができることや、子供たちがより身近に地域の食や食文化の理解を深め、生産者に対する感謝の気持ちが育まれることなどが考えられます。生産者側にとっても、経済的な効果や子供たちとの交流などによる生産意欲の向上につながることも考えられます。

御質問2点の内容につきましては、答弁が類似いたしますので、合わせてお答えさせていただきます。

給食の食材納入に関して、地元の生産者と直接契約することは可能かについてですが、現在、本町の小中学校の学校給食におきましては、地元の生産者と直接契約している材料はなく、地元

産のお米や野菜などであっても小売店などを通して納入いただいております。

本町小中学校では、全校ほぼ同一献立で、ほぼ同価格の給食を提供しておりますが、そのために必要なことといたしまして、同一の大量の食材を安定的に供給できること、必要な食材を、朝、決められた時間までに確実に配達・納品ができること、市場価格と比較して、より安価であること、下処理の手間を少しでも削減するために、統一した規格で洗浄の手間がかからないものであること、衛生管理を徹底するため、虫がついているものや少しの傷みがあるものなどはできるだけ避けることなど、非常に厳しい食材管理を行っております。これらの条件がクリアできる場合は、地元の生産者との直接契約も可能だと考えます。

地域の生産者の皆様が丹精込めてつくられたお米や野菜などを学校給食で使用できることは、非常にありがたいですが、課題も多くありますことを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 津幡町はたくさんの農家で自家栽培を含めて、米とか野菜とか果物とかつくっておりますので、これからそういったものをうまく取り入れられる仕組みをちょっとつくって行って、食料不足とか価格が高くなるとか、そして地元の触れ合いとかですね、将来的な備蓄も含めて、津幡町は津幡町でみんなで守っていったりですね、子供たちを育てていくような、そういうきっかけになればと思いますので、ぜひまた仕組みづくりをいろいろ考えていったらよいと思いますし、私も努力していきたいと思います。ありがとうございました。

終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、4番 中島敏勝議員の一般質問を終わります。

次に、1番 池野翔吾議員。

〔1番 池野翔吾議員 登壇〕

○1番 池野翔吾議員 1番、池野翔吾です。

通告に従いまして、2つの質問をさせていただきます。

学校給食の品質をPRせよ。

本町の学校給食は自校給食、いわゆる学校ごとに調理員が調理することを基本として、地元産の食材を取り入れ、調理内容も栄養面、味ともに工夫を凝らしたものになっております。

質のよさはもとより、食材を生産する人の顔や、調理する人の顔が見え、栄養面だけではなく、食育面においても大変よい効果を生徒に与えているものと思います。この学校給食を食べて育った私が、この品質面や、また食面について大変認めているところでもございます。

近年、移住定住政策の一環や物価高騰などにより学校給食の無償化が盛んに叫ばれ、本議会においても一般質問にたびたび取り上げられているところでございます。

町の回答といたしましては、現在国で給食費無償化の議論がなされており動向を注視しつつ、低所得者世帯、多子世帯への補助、物価高騰分の補助を行っていくというものがおおむねであったかと存じております。

町単独での給食費無償化が困難であることは、たび重なる災害や、老朽インフラの整備に財政が圧迫されており、いたし方ないこととも理解ができます。

また、品質の高い自校給食を既に、コストに対して良心的な価格で提供していることも鑑みなければならぬと思います。

文科省の令和3年度の学校給食実施状況調査によれば、自校方式以外の方式を採用している小学校が53.6%、中学校は76.2%になっております。つまり、我が町のように自校方式を採用している自治体は半数以下であるということです。

記憶に新しいところでは、まずい給食、食べ残し給食としてデリバリー方式を採用する幾つかの自治体がニュースなどで取り上げられ、改善策として弁当を持参できるようにするなどし、保護者の負担がふえるなど本末転倒の事態になっている自治体もございます。

温かいものを温かく、冷たいものを冷たくを当たり前にかきとることができる質の高い学校給食を提供している本町の姿勢は、大変評価できるところでございます。

少し余談ではございますけれども、私は母子家庭に育ちまして、昼は工場で働き、帰宅をして慌しく食事の支度をしてから夜の仕事を日付が変わるまでこなして働く母の姿を見ながら育ちました。そんな生活環境の私にとって、質がよくおかわりもでき、お腹いっぱいにかきとることができる津幡町の学校給食は、私の第二のおふくろの味でございます。

近年、働き方の多様化、家庭環境の多様化で多忙をかきとめる保護者がふえている中、本町の品質の高い学校給食の維持、継続は無償化を議論する上でも譲れない線であり、品質を下げても無償化を望む親も少ないものと思っております。

私も先に述べたような家庭環境に育ちましたので、学校給食の無償化については、賛成でございます。

先ごろ国会では、8年からの学校給食無償化について与野党合意があったことが報じられ、国の学校給食無償化に対する動向に一筋の道が開けたわけでございます。

本町は、国の動向を注視するとしていたわけですから、無償化に向けた続報、また動きについて今後発表があることを大いに期待をいたしておるところでございます。

しかしながら、現在のところ、周辺自治体で学校給食の無償化が先行する中、本町の学校給食が無償化されないのはなぜなのか、疑問に思っている町民も多いかと思っておりますし、実際に私も耳にするところがございます。また、地域外からの移住先を選ぶ際、我が町の素晴らしい学校給食の品質を知る由もなく、単純に学校給食が無償化されているかしないかで判断してしまわれることも大いに推察がされます。これは、移住定住を促進していく中で大きな障害になるものと思っております。

そこで、次の2つの質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問ですが、無償化が難しい理由に財源がという回答もあるかと思っておりますが、もう少し深掘りいたしまして、多角的に中長期的に見て、給食の無償化を町単独で行った場合、どのようなリスク、デメリットが想定されるのか、これを教育長にお伺いしたいと思います。

続いて、我が町の学校給食はオリンピックである旧姓川井姉妹や大の里を初めとする関取の皆さん、そして身長185センチメートル、体重96キログラムの私を育てました、日本一の学校給食でございます。子供の健康や食育への関心が高まる中で、高品質で良心的な価格の学校給食を全面に出し、お子様の教育と胃袋は、津幡町に任せてといったようなPRを行ったほうがよいのではないのでしょうか。

これを踏まえまして、2つ目の質問です。

本町の学校給食への意識の高さ、品質の高さを内外に津幡プライドとしてPRをしてはどうか、こちらを町長にお伺いをさせていただきます。

以上です。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 池野議員の学校給食の品質をPRせよとの御質問にお答えいたします。

本町の学校給食が高品質でおいしく、栄養面だけでなく食育面においても子供たちに大変よい効果を与えていることや、多方面で業績のある人物を育むことに貢献しているという議員からのお言葉を非常にうれしく思っております。他市町から本町の小中学校へ赴任してきた先生方からも、津幡町の給食は本当においしくて、給食の時間が楽しみですという言葉をつたえ耳にしております。過去には、私も学校のふるさと給食献立会に御招待いただき、子供たちと一緒においしい給食を食べたことが何度もあります。

本町の小中学校のホームページには、本日の給食メニューが写真つきで紹介されているところもあり、また各学校では例年、保護者向けの給食試食会も実施しております。保護者や町民の皆様は、本町の学校給食に関して御存じの方が多くと思いますが、議員のおっしゃるとおり、高品質でおいしい本町の学校給食は、自校調理を行っている本町の強みであると私自身も思っております。その強みを町内だけでなく町外に向けて広く発信し、興味関心を持っていただくことにより、長期的な広い視点での子育て支援策、定住促進策となることも考えられます。

今後、本町の学校給食の品質など、強みを再認識し、町内外にPRしていくことにつきましては、担当部局と教育委員会が協力して協議してまいりたいと思います。

次に、給食の無償化を町単独で行った場合、どのようなリスク、デメリットが想定されるのかとの教育長への御質問についてであります。政策的なことでもあり、また国の施策にも動きがあるため、私のほうから答弁させていただきたいと思っておりますけれども、議長よろしいでしょうか。

○八十嶋孝司議長 今ほど町長の答弁にありましたが、池野議員、町長が答弁することに御異議ありませんか。

○1番 池野翔吾議員 はい、異議ございません。

○八十嶋孝司議長 それでは、異議なしと認め、町長の答弁を引き続きよろしく願いいたします。

○矢田富郎町長 それでは、教育長への答弁を私のほうからさせていただきます。

学校給食の無償化に関しましては、議会一般質問でこれまでも何度かお答えをしておりますが、本町は、令和5年7月豪雨や令和6年能登半島地震の災害復旧半ばであることや、子育て世帯の経済的負担の軽減への取り組みも含め、さまざまな事業が進行している中で、優先的に進める必要のあるものへの財源確保などを鑑み、総合的に判断をしているところでございますが、以前より、今後の国の動向に注視していくとお答えしていたところでございます。

本町の小中学校の学校給食を無償化するためには、現在の物価高による食材費高騰分への助成金も含めると、給食の食材費分のみで、令和7年度分試算で約2億5,200万円が必要でございます。本町を含め、給食費無償化への課題が多い自治体が全国には多いと考えられます。

先日、政府の自民公明維新3党の合意で、学校給食無償化の方針についてその意義が強調され、まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する。中学校への拡大についても、できる限り速やかに実現することのことが盛り込まれました。

国の方針を受けまして、本町でも至急、新しい政策と今後の取り組みについて協議を行いました。

た。

国の給食費無償化の方針では、同じ義務教育である中学校の対応が遅くなり、令和7年度における小学6年生及び中学3年生が、その恩恵を受ける期間がなくなるか、もしくは短くなってしまふことから、私はできるだけ公平に対応したいと考えております。本町の子供たちの豊かな心を育み、未来を担う人づくりのために、高品質でおいしい給食を継続して提供すること、また、1人当たり小学生で年間約5万7,000円、中学生で約6万4,000円の保護者負担を大きく軽減し、子育て支援策をさらに推進するため、私は学校給食の無償化を実施したいと考えております。

具体的には、政府が、令和8年度から小学校の無償化の方針を出しておりますので、本町ではそれに先駆けまして、令和7年度の9月から、まずは中学校の給食を無償化したいと考えております。中学校に続いて、令和8年度からは、国の対応いかに関わらず小学校を無償化とする方針でございます。

詳細につきましては、町議会に速やかにお示しできますよう、準備を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 やはり児童生徒の心を育む、そして健康を育む学校給食に対してですね、まずは担当部局、それから教育委員会のほうが連携いたしまして、外部に発信して、このすばらしい学校給食を移住定住政策の一つの看板にしていくという御解答を得られました。これは大変すばらしいことだと思います。

続きまして、学校給食無償化関連に関しましても答弁がございました。それぞれの中学校、小学校についても国の同行にかかわらず、学校給食無償化を8年から行っていくという力強い答弁をいただきました。

この答弁に関しまして、おそらくですね、報道がされれば、いま津幡町で児童生徒を学校に通わせている保護者の皆さん、そして地域住民の皆さんが大変喜ばれると思いますし、子育てに手厚い津幡町というイメージが、さらなる移住定住政策に結びついていくものではないか、私は大変うれしく思っております。

○八十嶋孝司議長 この際残時休憩といたしまして、午後1時から一般質問を再開したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

〔休憩〕 午前11時58分

〔再開〕 午後1時00分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

1番 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 それでは、休憩前に引き続きまして、私の一般質問を続けさせていただきます。

2問目の一般質問は、公立河北中央病院新築移転の進捗状況はということで質問をさせていただきます。

令和5年の3月議会での酒井義光議員の一般質問を皮切りに、老朽化が進みさまざまな問題を抱える公立河北中央病院の新築移転に関しての新聞報道がなされ、町民に広く知られることとな

り、その後も続報が報道されるたびに町民の大きな関心事としてちまたの話題に上っております。

その中で、ことし1月には議員全員で病院の視察を行い、院長先生を初めとする関係者の案内で病院の状況を確認いたしましたところ、老朽化による雨漏りや、能登半島地震による損傷など正に満身創痕の建物を目の当たりにし、早急な建てかえが必要であり時間的猶予は少ないことを再認識したところであります。

さて、本年1月会議の町長による提案理由の説明において、7年度4月より新病院建設準備室を河北中央病院事務課内に設置することが明らかとなり、ますます機運が高まっているかと思えます。

まず1つ目の質問といたしまして、候補地の選定、補助事業などの申請、建設現病院の解体など病院移転までのスケジュールはどのように見通しているのでしょうか。

2つ目の質問といたしまして、今後のまちづくりにおける新病院の位置づけはどのように考えているか。

以上を町長にお伺いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 公立河北中央病院新築移転の進捗状況はどの御質問にお答えいたします。

まず、候補地の選定、補助事業などの申請、建設、現病院の解体など病院移転までのスケジュールはどのように見通しているのかとのことですが、私としましては、遅くとも令和7年度内には候補地を選定したいと考えております。また、今後、建設に係る委員会組織の設置などの事務手続きを進めてまいります。新病院に係る基本構想や基本設計などについても検討を重ね、有利な補助事業や建設並びに現病院の解体、跡地利用についても検討し、新病院建設のスケジュールをお示ししたいと考えております。

現在、都市建設課において、コンパクトシティ形成支援事業費の中で、立地適正化計画を策定中でございます。この立地適正化計画では、新病院建設候補地を都市機能誘導区域内の基幹的誘導施設として位置づけることで、都市構造再編集中支援事業により補助率2分の1の支援を国から受けることができるため、この有利な財源を活用し事業を進めたいと考えております。

次に、今後のまちづくりにおける新病院の位置づけはどのように考えているかについてですが、行政の最も重要な使命は、町民の生命と財産を守ること、そして災害から住民を保護することにあります。

今回の新病院の建設におきましては、従来の病院建設の枠にとどまることなく、医療・介護・福祉が一体となった複合的なセンターとしての機能を備えることを目指しております。さらに、建物は免震構造を採用し、大規模災害発生時には災害派遣医療チームDMA Tの拠点となる防災センターとしての役割も担えるような構造とし、地域住民の安全と安心を支える施設にしたいと考えております。

また、新病院は交通アクセスなど病院利用者の利便性に優れていることや、まちづくりに貢献できることなど、住民サービスや福祉向上のために必要な核となる主要施設として、都市機能の増進に寄与するものと考えております。

この新病院を拠点とし、医療・福祉・商業など各種サービスの効率的な提供を図り、町の活性化やにぎわいと魅力ある都市空間を創出し、定住促進にもつなげてまいりたいと考えているとこ

ろでございます。

以上です。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 まず、基本的構想、基本的設定に向けて、令和7年度中にですね、その候補地設定などを行って、順次進めていくということ。また、病院移転に関しては、有利な補助事業ということで、基幹的誘導施設などに関する事業を狙っていくということで、大変、病院移転というのは、経費がかかることでして、さまざまな地方で病院移転に関して莫大なお金がかかっているというような報道も目にしたことがあります。こういった補助事業を活用していくことは、大変望ましいことであるのかなというふうに思います。

また、その病院を中核としました新たなまちづくり、コンパクトシティ化構想にならった医療福祉、そして商業までも視野に入れた、新しい津幡町の根幹となる施設にしていくというようなことだったと思います。

こういったまちづくりを行っていけば、町長の答弁にもありましたとおり、移住定住政策のさらなる躍進、そして先ほども給食費無償化の話もありましたけれども、より魅力ある津幡町になって、周囲の町村、またしいは全国から人が集まる、住みたいそして長く住みたい津幡町、こういうものになっていくのかなと大いに期待をしておるところでございます。津幡町歌にございます、躍進の翼を広げる津幡町、まさにこれになっていくのかなというふうに、楽しみにしておるところでございます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○八十嶋孝司議長 以上で、1番 池野翔吾議員の一般質問を終わります。

次に、7番 竹内竜也議員。

〔7番 竹内竜也議員 登壇〕

○7番 竹内竜也議員 7番、竹内竜也です。

通告した順序に従い2項目について質問いたします。

せめてインターミッションをはさむことができればよかったですのですが、まずは、公立河北中央病院の移転についてです。

町長は本年の年明け、令和7年の仕事始め式に臨まれるに当たり、津幡駅東口の整備、体験型観光交流公園、倶利伽羅新駅、公立河北中央病院の新築移転など色々な事業が出てくる2025年であろうと思っておりますと訓示なさっています。

また、1月20日に開かれた議会1月会議において、町政の概況報告をなさった中で、地域医療の拠点である河北中央病院の移転、新築につきましても、できる限り早期に進めたいと考えております。そのために、令和7年4月から、新病院建設準備室を河北中央病院事務課内に新たに設置する予定でございます。この準備室を設置することにより、建設に向け、より迅速に、かつ着実に準備を進め、河北中央病院のさらなる拡充ができるものと考えておりますと言及なさいました。

くだんの公立河北中央病院の移転新築については、津幡町第6次総合計画の策定に向け、各地区で実施されているワークショップの中でも、必ずと言っていいほど課題として上げられているようでもあり、また、先月8日、条南コミュニティプラザにおいて開催した議会と語ろう会においても、参加なさった方から御意見をいただいています。

そもそも、公立河北中央病院の新築移転が町政課題の一つとして一般に認識され、広く共有されるようになったのは、令和5年3月会議における酒井議員の町政一般質問が端緒になったものと言えます。

こちらの一般質問は、公立河北中央病院の今後のあり方について取り上げたものですが、係る質問に対し町長は、新病院の建設につきましても、これから実行すべき案件の一つに入りたいと思います。建設場所につきましても、町民の皆様が利用しやすいよう、交通アクセスに優れていること、災害に強い土地であること、まちづくりに貢献できること、そして十分な面積の用地が確保できることなど、幾つかの条件を総合的に判断し、選定することになります。途中略しまして、まずは、新病院に向けた基本構想、診療部門別計画、建設場所の選定、整備スケジュール、建設事業費や将来収支計画など、新河北中央病院の建設を進める上での、必要な事項については、(仮称)病院建設検討委員会などを立ち上げ、検討していきたいと考えておりますと答弁なされています。

そこで、質問いたします。

公立河北中央病院の移転について、適地の選定、要は用途として適した土地、場所の決定ということになっていきますが、いつごろをめどとしていらっしゃるのでしょうか。

また、移転先が決定した後に、移転新築に係る基本構想や基本計画などを策定していくという流れになるかと思いますが、どの程度の期間で病院を完成させたいという考えをお持ちでしょうか。

さらにあわせて、公立河北中央病院が現在の場所から移転した場合、その跡地の利用についてどのような考えをお持ちでしょうか。

以上、町長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 竹内議員の公立河北中央病院の移転についての御質問にお答えいたします。

まず、適地の選定はいつごろをめどとしているのか、及びどの程度の期間で病院を完成させたいという考えをお持ちかとのことですが、先ほど中島議員、池野議員の質問にお答えしておりますが、遅くとも令和7年度内には選定を終えたいと考えております。また、完成につきましては、私としては、5年以内に完成させたいと考えております。私としてはでございます。

次の、跡地の利用についてとのことですが、既にさまざまな御意見を伺っておりますが、これはあくまでも非公式な御意見ということでありまして、今後設置される委員会で町民の皆様の御意見を伺いながら最善の利用を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 移転に係る適地選定のめど、適地選定から完成までの期間後地の利用についてお聞きしました。

公立河北中央病院の移転新築については、ここまで議員3名が質問、特に池野議員の2項目めの質問から連続としてということになりましたが、1月会議の全日程が終了したその日のうちに全議員が公立河北中央病院を訪ね、瀧崎院長から直接講演をいただきたいということももちろんですが、河北中央病院の移転について大きな関心事であるということは間違いのないと思います。

余談となってしまいますが、適地選定のめど、それから完成までの期間に対する質問については、町長の御答弁の中でもあったんですけども、中島議員、そして池野議員と内容が重複しているのではないかと思います。議会運営の申し合わせ事項によれば、本来3者による重複調整の対象になってもやむなしとっておりましたが、質問することができましたし、御丁寧に、ここだけの話みたいな御答弁もありましたので、それはそれでよかったですし、御丁寧に、ここだけの話みたいな御答弁もありましたので、それはそれでよかったですし、現在の場所から他の場所へ新築移転した場合の後地利用については、町民の皆様の御意見もいただきながら最善の方法を考えていくということで、それについても期待申し上げたいと思いますし、現在の病院が立地するエリア、こちらは都市計画マスタープランでは、中央地域とされるエリアになるわけで、このエリアのキャッチフレーズは、都市機能が集積した中心市街地に活力とにぎわいがあふれる町とされています。にぎわいを創出する商業環境の維持充実を課題とするエリア内ということもありますので、跡地利用がぜひ活力とにぎわいがあふれるまちづくりにつながっていくよう期待申し上げ、次の質問に移ります。

続いて、2項目め、災害時における議会と執行機関の関係などについてです。

議会は、議事機関、議決機関であって、事務、事業を実現していく執行機関とは根本的に役割が異なるため、災害対応や危機管理の場面での関りが見えにくい、あるいは蚊帳の外に置かれているというようなイメージにつながっているのではなかろうかと思えます。

もちろん、当町議会にあっては、災害時対応マニュアルの整備であったり、議会独自の防災訓練を実施するなど、議会としての災害対応行動をイメージし、議会としていかに町民のお役に立てるのか、不断の努力、検討を続けてきているところです。

そこで、3点質問いたします。

1点目です。

一般財団法人日本防火・危機管理促進協会は、平成29年3月に平成28年度危機管理体制調査研究報告書を公表しています。この調査研究報告書には質問紙調査についての記載があります。

この質問紙調査は、平成28年11月17日から12月15日を回答期間として、47都道府県及び全国1,741の市区町村、合わせて1,788団体を対象に実施されたもので、27.5%に当たる491団体が回答を寄せているもので、その結果に対し綿密な分析がなされています。

この質問紙調査には、自治体規模別及び被災経験別の災害対応業務における議員の役割分担に関する議論状況に関する設問があり、そこからは興味深い分析結果を読み取ることができます。

この設問は、発災後の災害対応業務における市区町村、都道府県、国会議員を含む地元選出議員の役割分担に関して、議論をしているか否かを尋ねたものですが、自治体の規模や被災経験の有無に関わらず、ほぼ90%の自治体では、議会や議員と災害対応に関する意見交換等を実施していない旨を回答しています。

こうした結果は、議会や議員に対し、災害対応への期待の低さをあらわしているものと思わざるを得ないわけですが、このような現実を真摯に受け止めていかなければならないと理解しています。

町長は、自治体議会の議員、そして現在は、自治体の首長、議員と首長という両方のキャリアを積まれているわけですが、災害対応及び危機管理について、合議制の代表機関である議会にどのような役割を求め、期待をお持ちでしょうか。

続いて、2点目です。

津幡町議会基本条例第5条では、議会の災害対応について、災害等の不測の事態から町民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、町長その他の執行機関と協力し、災害等の発生時に総合的かつ機能的な活動が図られるよう危機管理体制の整備に努めるものとしており、町が災害対策本部を設置したときは、これを支援し、協力するため、議会災害対策支援本部を設置することができる旨を定めています。

令和6年能登半島地震に際しては、この規定に基づき初めてとなる議会災害対策支援本部を設置し、津幡町議会災害対応行動マニュアルにのっとり、おのおの議員から聴取した災害関連情報のうち、あらかじめ定められた要件に該当するものについて、町災害対策本部に対し伝達したところです。

災害時において議会が果たすべき役割、議会の構成メンバーである議会人として議員が取らなければならないスタンス、議員個人としての行動などについて規範とすべきことは、短期間のうちに2度にわたり被災したことから得られた経験値に基づき、議会内でさらに議論を深めていく必要があると考えますが、翻って、災害時における議会と執行機関の関係性についても整理しておく必要があるのではないのでしょうか。

ところで、津幡町地域防災計画には、議会が全く登場しないわけですが、町の処理すべき事務または業務を中心としてと基本方針にあるとおり、あくまでも執行機関が策定する行政計画であるというスタンスによるものと理解しています。

しかし、地域防災計画は、町、執行機関にとどまらず、津幡町内の郵便局などの指定公共機関、行政区や町社会福祉協議会などの公共的団体、防災上重要な施設の管理者、町民、事業所などに対し、事務または業務の大綱、災害時の業務内容及び役割を定めているように、町内全域にわたるさまざまな機関に関係した計画という側面を持っています。

さて、地域防災計画では、対策本部の分掌事務に関して議会事務局長が、議会との連絡調整に関することをつかさどる旨が規定されており、また大規模災害発生時における津幡町業務継続計画では、非常時優先業務として、議会事務局にあっては業務開始目標時間を3時間以内として、議員に、被害状況等を伝達することを規定しているわけですが、こうしたことは、災害時における議会と執行機関の関係性について整理し考える上で、論点となり得るのではないのでしょうか。

災害時にあっても行政は継続性が確保されなければならないのと同じように、合議制の代表機関である議会も、災害時にあっても監視牽制機能と審議・議決機能を継続させることが求められるはずであり、そのためには正確な情報をできるだけ早い段階で、収集できていなければならないのではないのでしょうか。

議会と執行機関は、それぞれの役割を踏まえた上で災害情報の共有を主体とした調整、連携と協力体制を整えておくべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後、3点目です。

内閣府・防災担当が、令和5年5月に公表した、大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引きによると、業務継続計画とは、災害時に行政みずからも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務、これを非常時優先業務と称するようですが、この非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な

業務執行を行うことを目的とした計画であり、自治体においては地域防災計画を補完する計画として策定されていることが多いようです。

業務継続計画には、首長不在時の代行順位と必要となる職員の参集体制、代替庁舎の特定、非常時優先業務の特定と非常時優先業務ごとの役割分担など、業務継続計画の中核となり、業務継続計画の策定に当たり必ず定めるべき特に重要な要素を6項目にわたり挙げています。

さて、内閣府消防庁が令和6年3月27日付で公表した、地方公共団体における業務継続計画・受援計画策定状況の調査結果によると、当町では重要6要素のうち業務を遂行する職員等のための水、食料等の確保について、令和5年6月1日現在ということになりますが、必要な備蓄量を定めていないとされています。

令和3年5月24日改正の当町業務継続計画によると、水、食料等の備蓄については、町備蓄物資及び協定締結事業者からの供給により、町内各避難所に不足が生じなければ当該備蓄品を職員用として利用する。今後の課題として、物資の供給に際し職員分を確保する必要があるとして課題に挙げ、問題意識をお持ちのようですが、この箇所については、平成29年5月に業務継続計画を発行した時点と全く同じ記述のままとなっています。

内閣府の手引きでは、重要6要素を全て網羅できていない市町村においては、まずはガイドを参考に検討を進め、業務継続計画をぜひとも早期に策定していただくとともに、重要6要素を全て網羅した業務継続体制の確保を目指していただきたいとしており、件の業務を遂行する職員等のための水、食料等の確保については、職員用の水や食料等の備蓄の実施、備蓄の目安は3日から1週間分とされるようですが、このことを対策の参考として挙げています。

町業務継続計画には、内閣府の手引きにおいて必ず定めるべきとされている重要6要素のうち水、食料、仮設トイレ、消耗品等について必要な備蓄量が定められていないようですが、重要6要素を全て網羅した業務継続体制を確保するための検討状況はいかがでしょうか。

以上、1点目を町長に、2点目と3点目を総務部長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 災害時における議会と執行機関の関係などについての1つ目の御質問にお答えいたします。

災害対応及び危機管理につきまして、合議制の代表機関である議会には、平時においては町民を代表する機関として政策立案機能や監視機能の発揮を期待しているところでございます。

また、発災時におきましては、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議会災害対策支援本部または災害対策本部へ情報を提供するとともに、地域の一員として避難所運営や支援情報の伝達などの共助の取り組みが円滑に行われるよう御協力いただくことを期待しております。

災害時に、町は情報収集から避難所運営、被害状況の確認など、多岐にわたる業務を限られた人員で対応しなければならないため、地域のさまざまな声に耳を傾け、きめ細かな対応を行うことができないときもあるかもしれません。そのような中で、被災地域や被災者の情報と、それに対して災害対応を行う町側の情報の双方をうまく結び付けるところに、議会の役割があると考えております。

そのためには、議会として執行機関への情報提供体制を整備し、有事の際に多くの情報をどの

ように整理し、執行機関へ伝達すべきかを検討していただくことも必要ではないかと思われま

このように、災害対応は執行機関だけによって行われるものではなく、執行機関と議会が連携・協力し、災害時において総合的かつ機能的な活動が図られるようお互いに努める必要があると考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

私の知った奥能登地区の議員さんで、3人の話をしますと、現職の議員さん、元職の方もおられましたけれども、1人は、避難して加賀のほうの市のほうへ行ったと。そこにその住んでいるその地域の方がたくさんおられるということで、その人は、まとめ役みたいな形でいろいろと世話をされました。その後、聞きましたら、聞きましたらって言うのは、加賀のほうの市長さんに聞いたんですけども、あの人がおって助かったって言うておられました。結局、いろんな声をその市のほうに伝えることが、容易にできたということはあったんだろうと思いますし、もう一人の方は、ビニールハウスの中でほかの方々と一緒に住んでいて、そこでのいろんなことを自治体のほうに知らせていろいろと図らってくれたと。もう一人の現職の方は、とにかく皆さん一緒にやってみよう、リーダー的な役割を果たして、当然、その市町とのつながりも深いわけですから、いろんなことがあっても全部簡単に話が持っていけるというようなことで、議会の皆さん方には大変お世話になった方がたくさんいらっしゃる。言うなれば、議会の方々はやっぱりその地域の方々の顔を見たらわかる、知っていられる方が多いということもあって、変な言い方をしますが、便利に使えるというようなことではないのかなというふうに、私は、その皆さん方のお話を聞かせていただきました。

以上です。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長 登壇〕

○酒井英志総務部長 私からは、災害時における議会と執行機関の関係などについての2つ目と3つ目の御質問にお答えいたします。

まず、議会と執行機関はそれぞれの役割を踏まえた上で、災害情報の共有を主体とした調整、連携と協力体制を整えておくべきについてですが、町行政は、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を控えており、また、議会も審議・議決機能を損なうことなく、適正かつ公正に議事を運営する必要があると認識しております。

災害発生時に、災害対応活動に主体的に当たるのは執行機関であり、議会は実際に主体的な役割を担うものではありませんが、みずからの役割である行政監視牽制機能や議決権を適正に行使するためには、正確な情報を迅速に収集し、内容を確認することが必要不可欠であると考えております。

そのため、町と議会の双方は、それぞれの役割と責任を踏まえ、災害情報を共有するための協力体制を整備し、一丸となって災害対応に当たる必要があります。

災害情報の共有については、能登半島地震の際に、議長が災害対策本部会議へオブザーバーとして参加されたように、災害対策本部で収集した情報を速やかに議会事務局を通じて議会へ共有する方法が考えられます。具体的な方法や体制の整備については、今後、災害対策本部の事務を担う総務課と議会事務局で協議してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、水、食料、仮設トイレ、消耗品等の重要6要素を全て網羅した業務継続体制を確保する

ための検討状況についてですが、本町の大規模災害発生時における業務継続計画は、平成29年5月に策定し、令和3年5月に改定しております。

本町の業務継続計画では、本計画の中核となり必ず定めるべき特に重要な要素とされている重要6要素は既に定めておりますが、議員の御指摘にありますように、職員のための水や食料等の必要な備蓄数については定めておらず、また職員による能登半島地震の振り返りにおいて、消耗品の不足が課題に上がっていたことから問題意識を高めていたところでした。

業務継続体制を確保するための検討状況につきましては、令和7年度に町地域防災計画の改定を予定していることから、その改定にあわせて、重要6要素全てを網羅できるよう業務継続計画も改定し業務継続体制の確保に取り組んでまいります。

また、業務継続計画の改定に即して、職員用の水、食料等、必要な備蓄物資を避難者用とは別途確保することで、業務継続計画の実行性の確保や、災害対応時における職員の疲労の軽減及び体調悪化の防止により、災害対応力の強化につなげてまいります。

今後も、国が示す手引きやガイドラインを注視し、適時適切に業務継続計画の改定を行い、安定した行政機能の提供に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 町長には、答弁書にない内容も話っていただきました。

そうですね、実際災害が発生した場合、地元に戻れば、我々議員一人一人、議員個人として、いろんな役割が求められると思います。何か要望のようなことを議員一人一人が個人的にやると、必ず政治的な色がついてしまうので、そこはなかなか難しいので、議会に集約した上で精査して、町執行部のほうに上げなければならぬというのは、御指摘のとおりだと思いますので、こちらも我々で検討していかなければならないし、そうしたいと考えています。

総務部長には、重要6項目の職員用の水食料等の確保・備蓄についてもお答えいただきましたが、本当にリアルに当町も被災する経験をして、より問題意識を高めたということですが、奥能登では今回大きな災害、大地震とその後の豪雨災害で、かなり職員の方も肉体的にも精神的にも疲弊して、離職がかなり多かったというのもお聞きしておりますので、せめて町職員がしっかりとしたコンディションで働ける環境というものをつくっていただければと思います。

町長には、災害対応及び危機管理について議会に求める役割と期待について、これは本当に、政治家として語っていただいたなと思います。

総務部長には、災害情報の共有のための調整、連携、協力体制、そしてBCP関連についてお答えをいただきました。

災害時、特に発災直後の数日間はもとより、その後しばらくの間というのは、混乱、これは免れないと思います。あくまでも、議会は後方支援に徹するべきですが、逆に負担をかけてしまうようなことがないように、そして大切なこととして、効果的な後方支援につなげるためにも、まずは、災害関連情報を共有するためのしっかりとした仕組みが必要だと思います。

ここで、個人的な思いっていうのを、ちょっと少しだけお時間をいただきたいんですけども、今回の能登半島地震の際に、町の災害対策支援本部に議長がオブザーバーとして参加されていたんですけども、これはちょっと、私は微妙だなと思ってしまっているんですけども、町の災害対策本部は、本部長が町長で、副本部長が副町長、そして教育長が本部長付で、あと部長級の皆さんが

本部員ということになっていると思います。で、我々が事務局長は副本部員という形になっているのかなと思うんですけども、オブザーバーというのは、要は陪席させていただくというような立場なので、二代表制の片方の代表機関である議会を代表する議長が、オブザーバーっていうのはまずいので、個人的には事務局長が常に陪席していただいて、正しい情報を取ってくれるような形にするのが、最も自然なのかなと思います。そうしたしっかりと仕組みも検討できたらなと思います。

先月8日に開催した議会と語ろう会の閉会挨拶の中で、私、申し上げたのは、議会としてどうすれば、町民の皆様のお役に立てるのか、これを追求していきたいと申し上げました。私自身も一人の議会人として、これをライフワークにしていきたいと、決意を新たにし、7番、竹内竜也の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、7番 竹内竜也議員の一般質問を終わります。

次に、5番 小倉一郎議員。

〔5番 小倉一郎議員 登壇〕

○5番 小倉一郎議員 議席番号5番、小倉一郎です。

私は、今回、ケーブルテレビ、それから防災関係、そして地区社会福祉協議会について、3問について質問をさせていただきたいと思います。

まず、初めにケーブルテレビ・チャンネルつばたについて問うということで、質問のほうをいたします。

現在、本町では、町内全域にケーブルテレビ網が整備されております。これにより中産間地域や高層建物による電波障害が発生している地域でも安心してテレビやインターネットが利用できる環境となっております。

先般、町のほうから取り寄せました資料によると、昨年末現在で5,779世帯、町の約4割の世帯がケーブルテレビに加入している状況となっております。ケーブルテレビの加入世帯は、津幡町が制作する広報番組、チャンネルつばたを視聴することができます。

このチャンネルつばたでは、町内で行われました演奏会やスポーツ大会、講演会などさまざまな様子や議会中継が放映されています。また、食育や科学などシリーズ化された番組のほか、そのときどきに特別に制作された番組もあり、チャンネルつばたは、町の広報ツールの一つとして重要な役割を果たしているものと思っております。

しかしながら、近年、番組内容がマンネリ化しているように思われます。私自身も初めのほうに比べますと、チャンネルつばたが新鮮味が薄れ、積極的に見ていないのが実情であります。チャンネルつばたは、年間約1,000万円の費用を投じ、町が時間と労力をかけて制作した番組です。ここでいま一度内容を見直し、視聴者がチャンネルつばたに関心を持ってもらい、強い発信力のある番組にする必要があるのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。

1点目、これまで、チャンネルつばたの視聴者や行政委員会であります、町ケーブルテレビ放送番組審議会から放送番組について、どのような意見・要望また感想などが寄せられたのか教えていただきたい。

2つ目、ケーブルテレビ番組政策費の費用対効果を検証するためにも、チャンネルつばたの視聴世帯数の把握、番組内容や放送時間などを調査する必要があると思いますが、担当の企画課で

はどのように考えておいでるのでしょうか。

以上、2点について、中嶋企画課長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 中嶋企画課長。

〔中嶋徹郎企画課長 登壇〕

○中嶋徹郎企画課長 小倉議員のケーブルテレビ・チャンネルつばたについて問うとの御質問についてお答えいたします。

御質問1つ目の、視聴者や放送番組審議会からどのような意見や要望、感想が寄せられたかにつきまして、まず行政委員会である町ケーブルテレビ放送番組審議会からこれまでにいただいた御意見を幾つか列挙しますと、大河ドラマの誘致と関連したPRができないか。町特産の野菜を使った料理番組を制作できないか。科学館の取り組みを小学校の授業で活用できないか。災害時に緊急情報を発信してほしい。町外への番組発信を強化し、津幡町の知名度向上を図れないかなどの御意見や御要望をいただいております。

こうした御意見、御要望を踏まえ、番組制作では木曾義仲を題材にした紙芝居形式の番組や、町特産の食材を取り上げ、生産から調理までを紹介する、じわもん万歳、町管理栄養士の指導のもと簡単ですぐにできる料理番組Cook! AYT、科学の力を利用してつくって遊べる工作を教える、つばたdeサイエンスなどをシリーズで制作しました。

また、火災や気象情報など緊急に情報発信できるよう、システムの改修をしたり、全国ケーブルテレビコンテンツ流通システムを活用し、番組を他の事業者に貸し出し、町外へ情報発信するなど、いただいた御意見等は番組制作や運営に反映しています。

一般の視聴者から意見や感想を直接聞くことは多くありませんが、コロナ禍で学校行事の縮小や保護者参観を制限せざるを得ない状況であったときに、運動会や音楽会など、学校行事を紹介した番組を放送した時には、喜びの声を多くいただきました。

御質問2つ目のケーブルテレビ番組制作費の費用対効果の検証のため、チャンネルつばたの視聴世帯数の把握、番組内容、放送時間などについて、どう考えているかにつきましては、より効果的な情報発信を行うに当たり、視聴世帯数の把握などは重要であると考えていますが、いわゆる視聴率についてはビデオリサーチなど民間の調査会社の測定対象となっていないため、わかりません。視聴世帯の実態把握には郵送によるアンケート調査が方法の一つとして考えられますが、契約者の住所等の情報については、サービス事業者である金沢ケーブル株式会社しか知り得ず、郵送による方法は現実的には難しいと考えています。

その他の方法として、例えば広報つばたに毎月掲載しているケーブルテレビ番組表のページに、アンケートフォームに誘導するQRコードを掲載する方法などにより視聴状況や番組内容など、広く加入世帯から御意見や御要望を聴取することができないか、検討したいと考えています。

チャンネルつばたなどのコミュニティチャンネルは、住民の皆様にとって身近で役立つ情報をお届けすることを目的とし、行政情報や防災・防犯情報、イベント紹介、議会中継などを放送しております。そのため、一部の番組は継続的に放送することで、必要な情報がより確実に届くようにしております。

今後も、地域密着の情報チャンネルという最大の強みを生かし、地域住民が、知りたい、関わりたいと思えるような番組づくりに努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 今ほど視聴者数の調査につきましては、なかなか制約があつて難しいといったような御意見でございました。審議会以外にもやはり一般の方々の要望、それから意見を聞いた上で、今後、また番組の制作についての参考にしていただければと思いますので、ぜひ実施して下さるようお願いしたいと思います。

それでは、2点目に入ります。

これは、今のケーブルテレビとちょっと関連するような質問になります。避難所運営などの実写動画の制作をとということで質問いたします。

一昨年の豪雨、昨年の地震などでは、町内避難所において開設から避難者の受け入れ、そして運営などについて、さまざまな課題が浮かび上がっております。そして、それらを踏まえた上で昨年9月には、萩野台小学校及び公民館におきまして、避難所開設等訓練が実施されました。避難所となった小学校体育館では、参加した住民が避難所運営委員会を組織し、運営に必要な業務ごとの班に分かれ訓練が行われました。そこでは、避難所での具体的な動きを住民同士で確認することができたことと思われまます。

今回、私が提案いたしますのは、今後の防災対策につなげるためにも、町内の避難場所と指定避難所の実写動画を制作し、ケーブルテレビや町ホームページにおいて、日ごろから町民に周知を図ることです。

避難場所・避難所等の位置や名称については、町ホームページ、また昨年全世帯に配布されました洪水ハザードマップなどで知ることもできますが、実際の各施設の外観や内部の様子を知らない住民も多いと考えられます。実際の画像や映像を見ることで避難する施設の状況を確認することができ、事前情報として住民に知ってもらうことは、大変大事なことかと思っております。

さらに、来年度配置予定のデジタルキーボックスの紹介、施設内のトイレや部屋の状況、またホールや体育館の広さや同伴してきたペットの居場所など、避難者が自主的に避難所を運営管理しなければならなくなつた際、大変役立つ情報かと思っております。

また、避難所においてプライベート空間を確保するためのパーティションの設置方法、段ボールベッドのつくり方や簡易トイレの使い方などを実演し、その様子の動画を日ごろから住民みずから確認しておくことで、災害時の行動に役立つのではないのでしょうか。そのほかにも防災行政無線の使用法、各家庭で日ごろから備えておく防災用品の紹介などもどうでしょうか。

万が一の災害において、避難所での混乱を極力減らすためにも、町内にある避難施設の内外部の状況、開設から運営に至るまで実際の施設を撮影しケーブルテレビやホームページなどで誰もが見ることができる実写動画を制作できないか、酒井総務部長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長 登壇〕

○酒井英志総務部長 避難所運営などの実写動画の制作をの御質問にお答えいたします。

令和5年7月豪雨及び令和6年能登半島地震では、避難所の開設や運営において、職員だけでなく住民と一体となつた避難所の開設及び運営の必要性を感じたところです。

その必要性を踏まえ、昨年の町防災総合訓練及び石川県防災総合訓練における避難所開設等訓練では萩野台小学校、萩野台公民館及び条南小学校において、参加住民が避難所運営委員会を組織し避難所運営に必要な業務を確認することで、円滑な避難所運営への理解を深めることにつながつたと感じております。

議員の御提案にあります、避難場所及び指定避難所の実写動画の制作は、視覚的に情報を伝えることができることから、町民の避難施設への認知度や防災意識の向上に資する効果的な方法であると考えております。

本町では、町民の防災意識の醸成や適切な避難行動の促進に向けて、各地区から要望に沿って段ボールベッドや簡易トイレの貸し出し及びアルファ化米やカンパンなどの備蓄物資の提供を行うとともに、町の防災への取り組みの説明を行っております。これらの取り組みに加え、視覚的効果の高い動画での情報発信を行うことによって、動画の閲覧者が具体的な状況を想定することが可能となることに加え、避難情報や備蓄物資への理解の促進につながり、町民一人一人が日常的に災害へ備え、適切な防災行動をとることができるようになると考えております。つきましては、動画を制作し、ケーブルテレビや町ホームページ等を通じて町民の防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

制作する動画の内容については、避難施設の内部の様子や周囲の状況、避難所のレイアウトや備蓄物資の取扱い方法などのさまざまな要素があることから、具体的な内容については、今後、危機管理対策を所管する総務課と、広報の担当課である企画課で協議し、内容の検討を重ねてまいります。

今後も、幅広く防災情報を周知することで町民の防災意識の向上を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりに努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 今ほどは、私の提案を取り入れていただきまして、ありがとうございます。

ぜひですね、実際の建物の様子、小学校ぐらいになりますと、自分の周りに子供がいなくなかなか御自身自体も行ったことがない方もたくさんいると思います。そういったような方々に対しましても、小学校の内部はこういったようなことになっているとか、避難するところがこういったような状況だということを知ってもらうには、大変有効な手立てだと思いますので、また企画課のほうと相談していただきまして、よりよい動画を作成していただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、3問目です。地区社会福祉協議会設置の進捗と今後の位置づけはということで質問いたします。

2月の議会全員協議会におきまして、町から公民館のコミュニティセンターへの移行時期について見直すという報告がございました。担当の企画課によりますと、近年多種多様化している公民官業務を一旦整理する必要があるという説明でございました。

今回は、そのコミュニティセンターと密接に関係する地区社会福祉協議会、以下、地区社協と読ませていただきます。地区社協の設置に向けた進捗などについて一般質問をいたします。

第3期町地域福祉計画・活動計画では、地域福祉を推進するための施策の方向性を町が、その施策を推進するための役割を町社会福祉協議会が担い、ともに計画を推進していくこととされております。

計画の中で位置づけている地区社協は、公民館を拠点とし、暮らしの中にある地域の福祉課題に対して、住民が主体的となってそこで暮らす方々のつながりを生かしながら活動を展開する組

織であります。そして、地域の生活福祉課題や困りごとを関係機関や専門機関などと連携、共同しながら解決に向けていくことが、地区社協設置の目的としております。

現在、本町では住民のコミュニティエリアごとに、町内8地区に地域福祉推進の基盤と基盤組織として、くらし安心ネットワークが組織されています。その中の萩野台地区では、令和元年にくらし安心づくり萩野台という名称で、地区社協に移行いたしております。そこでは、地域ニーズの把握や学習会の開催、広報活動、見守り会議、さらに活動計画の策定を行っているようであります。

今後、各地区のくらし安心ネットワークも地区社協への移行を目指す計画となっておりますけれども、その一方で、公民館のコミュニティセンター化に向け、その中心組織であります、まちづくり協議会と地区社協との関係性も気になるところであります。

そこで質問いたします。

1つ目、町地域福祉計画では、各地区のくらし安心ネットワーク委員会を地区社協として移行する計画となっておりますけれども、現在、各地区の動きと進捗状況について教えていただきたい。また、この先、まちづくり協議会におきまして、地区社協がどのように位置づけられるのか、現時点での町の考え方をお聞かせ願います。

2つ目、現在、町内10の地区公民館のうち、9つの公民館には、地域住民の生活実態と住民ニーズの把握などを行いながら、住民や専門職とともに活動する地域支援員が1人ずつ配置されています。しかしながら、それぞれの地域の人口や世帯構造、地理的状況、地域資源などが異なっておりまして、活動する地域支援員の負担も当然違ってくることが考えられます。今後の予算にも関係することではありますが、地区の状況に応じた地域支援員の人数、数ですね、それから勤務時間の見直しなどについて検討されているのでしょうか。

3つ目、住み慣れる地域で暮らし続けていくためには、専門的な知識や豊富な経験を持つ職員がいる行政機関の支援も必要です。これまで、町社会福祉協議会とともに地域づくりに取り組んできた町地域包括支援センターや健康福祉部の保健師、社会福祉士などの専門職、そして、この4月に設置されますこども家庭センターなどは、今後、まちづくり協議会や地区社協における活動でどのような役割を担っていくのでしょうか。

以上、山本健康福祉部長に答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 山本健康福祉部長。

〔山本幸雄健康福祉部長 登壇〕

○山本幸雄健康福祉部長 地区社会福祉協議会設置の進捗と今後の位置づけはとの御質問にお答えいたします。

本町では、平成25年3月に第1期津幡町地域福祉計画を策定した当初から、重点施策の一つとして、地域の福祉拠点づくり、すなわち、地区社協づくりを掲げてまいりました。現在、第3期津幡町地域福祉計画に基づき活動しており、7地区8カ所において、地区社協の前身となる、地区くらし安心ネットワーク委員会を順次、整備してまいりました。その中の萩野台地区くらし安心ネットワークは、令和元年に、町では初めての地区社協となる、くらし安心づくり萩野台が設置されております。

1つ目の御質問、各地区の動きと計画の進捗状況、まちづくり協議会における地区社協の位置づけについてですが、現在、地区社協に移行する予定の地区はありません。しかしながら、その

他の各地区くらし安心ネットワーク委員会では、地域の健康課題や住民のニーズなどを踏まえ、町健康福祉部や町社会福祉協議会の各地区担当の職員が活動支援を行っています。

また、まちづくり協議会は、住民主体で地域の課題を地域で解決しようとする地区社協の考えと重なる部分が多く、現在の地区社協や地区くらし安心ネットワーク委員会と、社会教育を担い地域活動の拠点となっている公民館が協働して、まちづくり協議会の設立に向けて進めていければよいのではないかと考えております。

一部の地区では、まちづくり協議会の設立準備会を立ち上げているところもあり、地域ごとに検討が進められています。地域の実情はそれぞれに異なっていることから、まちづくり協議会における地区社協や地区くらし安心ネットワーク委員会の位置づけについては、今後も地域での話し合いを重ねていく必要があると考えています。

2つ目の御質問ですが、現在9つの公民館に配置している地域支援員は、本町では第2層生活支援コーディネーターとして位置づけており、地区社協や地区くらし安心ネットワーク委員会において、重要な役割を担っています。第1層の生活支援コーディネーターの配置は、町社会福祉協議会に委託しており、各地区の地域支援員のとりまとめの役割を担っています。

地域支援員の勤務時間につきましては、各地区の活動内容状況から、一日の勤務時間や増員等、各地区の状況を把握しながら、必要に応じて対応を行ってきております。

3つ目の御質問についてですが、健康福祉部の専門職は、地域で暮らす全ての方々の普段の暮らしの幸せのため、どんな相談も受け止め、支援を必要としている全ての人を包括的・継続的に支援できる体制を目指しています。そのためには、行政サービスだけではなく、地域の民間団体等と連携しながら、多様な家庭環境等に対する支援体制づくりが重要です。こども家庭センターも同様に、妊産婦や子供と、子育て家庭の健康保持・増進や福祉に関する支援について、継続的かつ切れ目なく提供する役割があります。特に、子供の権利を守る地域文化や地域で子供を育てる文化の醸成が求められています。

今後も、地域全体のニーズの把握と、地域資源の開拓や新たな担い手の発掘・養成、関係機関の連携強化に取り組んでいきます。

本町の地域福祉の向上を目指し、心豊かに暮らせる地域づくりを進めていきたいと思っておりますので御理解をお願いします。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 今ほどは、地区社協の進捗状況、それから今後の考え方について、部長のほうからお聞きいたしました。

いま、行政機関としての役割も大変重要になってきております。ぜひですね、地域と行政機関が連携を図って、まちづくり協議会も巻き込むような形になると思いますけれども、ぜひすばらしい地区社協、コミュニティセンターになってほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、5番 小倉一郎議員の一般質問を終わります。

次に、3番 東 克彦議員。

〔3番 東 克彦議員 登壇〕

○3番 東 克彦議員 3番、東 克彦です。

本日は、通告のとおり2つの質問をさせていただきます。

まずは、1つ目、津幡町史発刊のために町史編さん室を設置せよであります。

いま、津幡町内の各地区では、先ほども話題にのぼりました、まちづくり協議会発足に向けて、産みの苦しみを感じている地区も多いと思われれます。ローマは一日にして成らず。これからのまちづくりを考えていくためにも、今を見つめるだけではなく、過去にも目を向けるべきだ、そのように感じております。

津幡町史が、昭和49年、1974年に発刊されて早や50年。ことしは昭和で数えれば、昭和100年。そして、昭和の大合併から数えて70年。ことしは、合併70周年を記念して、大相撲津幡場所など楽しい企画が開催される予定となっております。

町史が発刊されてからは、昭和59年に、町自然調査会発行の津幡町史自然編。平成2年に、町農政課発行の村・人・暮らし、おらが村再発見。平成4年には、町教育委員会発行の津幡町の文化財第2集津幡町のみてあるき。その後、平成15年には、北國新聞社発行の北國新聞に見るふるさと110年（下）、令和元年には、同じく北國新聞社発行の北國新聞で見る平成いしかわの30年などが発刊されました。町合併50周年記念事業実行委員会が編集して町が発行した、町合併50周年記念誌未来につなぐ道もあります。画像で振り返って、非常に写真集のような冊子となっており、非常に町民が手に取りやすく、読みやすい、感じやすい、考えやすい、思い出しやすい、そのような文字だけではないよさを非常に感じさせていただけるものであったと思います。

また、石川県には近世資料編さん室があります。古代から中世の石川県に係る編年資料集である加能資料。こちら加能資料の編さん事業のほうが完了したということで、石川県近世資料編さん委員会、こちらのほうはですね、令和4年度より近世の石川県を対象とする編年資料集の編さんを行っております。石川県近世資料編さん委員会には、県立博物館長を初め、県銭屋五兵衛記念館の学芸員、そして大学の教授や准教授などが名を連ねております。

津幡町史が発刊されて、先ほども言ったとおり、50年、昭和の大合併以降の津幡町を後世に残していくためにも、そろそろ津幡町史の続編を検討する。そんな時が来たのではないのでしょうか。

また、ちょっと話題変えますが、皆さんのお宅に残っているVHSテープですが、磁気テープの劣化が進み、既にデッキの生産も終了しているのが現状であります。国連教育科学文化機構、ユネスコによりますと、2025年までにデジタル化しないと見られなくなるかもしれないと、ちょっとかなりセンセーショナルな警告もしております。博物館や教育機関では、このVHSテープ2025年問題が深刻な問題であるとも伝えられております。地域や家族の思い出が記録されているビデオテープがせっかく家に残っていても、デジタル化をしておかないと今後見られなくなると考えたら、やはり早目にデジタル化をして、今後も見られる状態で残していくよう広く呼びかけるべきではないのでしょうか。

今後、地域の祭りの様子や日常の生活を映してある貴重な動画を見ることが困難になることも鑑みて、町が率先して映像並びに画像を収集し、文字や写真などのアナログ情報をデジタル情報としてデータベース化することも検討すべきではないのでしょうか。

東日本大震災や能登半島地震では、被災後に見つかった写真の洗浄に活躍したボランティア団体もございました。しかし、何かあってからでは遅いのです。どこかに眠っているかもしれない御家族の画像や音声並びに映像は、いま形を変えてでも残しておかなければ、そのまま我々の記憶とともに消えていく。そんな可能性があります。このことは、町民の終活の1つのツールとな

るだけではなく、きっと終活の一助になると思われます。

また、以前、白峰にあります白山砂防科学館で、自然体験村の参加者である子供たちと見た映像の中には、昭和9年大水害での生き証人が、100万貫の岩はあの赤谷から流れてきたんやって、みんな言うとったんやと言った、そういう映像を思い出した日が、つい最近あります。

今なら、まだ戦前生まれの方々に生き証人として、昔のことを話していただく聞き取り調査も可能であります。このことは必ずや後世に残せる史実となるのではないのでしょうか。

そこで、町長に3つの質問をさせていただきます。

1つ目、昭和の大合併以降の津幡町史の発刊を計画していくべきではないのでしょうか。

2つ目、本格的に資料編さんを行う、町資料編さん室の検討をすべきではないのでしょうか。

3つ目、VHSテープ2025年問題の対応としても、地域、区、町民から提供される映像、画像や文字情報などを町の財産として、収集並びにデータベース化をすることはできないのでしょうか。

町長、よろしく願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 東議員の津幡町史発刊のために町史編さん室を設置せよとの御質問にお答えいたします。

旧津幡町ほか5つの村が合併後、新制津幡町が発足し70年を迎えました。昭和49年3月に初めて発刊されました、津幡町史は、本町誕生から節目の20年目に発刊されております。それから50年が経過し、昭和から平成・令和と和暦が変わる中で、本町も大きな発展を遂げてきました。その発展を町史に追記し、改めて津幡町史を編さんすることは、本町の歴史や文化を次世代に伝えるための貴重な作業であると認識しております。

また、第5次津幡町総合計画におきましても、基本目標2に基づく施策の方針として、歴史・文化・伝統の継承と活用を掲げ、歴史民俗資料の収集・保存・展示の充実に取り組むこととしております。こうした歴史文化資源を調査・研究し、保護・継承を推進することは、町民の郷土愛を培い、新たな地域文化を創出する重要な意味をもっております。また、こうした取り組みは、町の活性化や交流人口の拡大にもつながり、今後の交流促進に大きく寄与するものと考えられます。

それらを踏まえ、御質問の1点目、津幡町史の発刊を計画すべきではないかについてですが、津幡町史の続編を発刊する計画は、その意義を再認識することが、まずは重要であると考えます。町史を編さんする意義は、先ほども述べましたように、本町の歴史や文化を記録し、町の発展過程や地域の特色、変遷を明確にすることができ、次世代への継承を行うことであると考えております。

町史にはその意義があり、続編の発刊を計画していく必要があるものと考えております。

御質問の2点目、史料編さんを行う町史編さん室の設置を検討すべきではないかについてでございますが、昭和49年3月に初めて発刊されました津幡町史の編さん経過を確認しますと、町史編さん室や町史編さん委員会の設置はもちろん、大学教授を初めとした学識者が専門委員として調査研究を行っておりました。これらの経緯を踏まえると、新たな組織を設立するには、専門的な知識と経験を持った多くのスタッフの選定とともに膨大な資料を保管するスペースを確保する必要があるなどさまざまな課題がございます。

しかしながら、本年は町制合併70周年の節目でありますので、この機会にできるだけ早く、町史編さん室設置の具体的な検討をしたいと思っております。

御質問の3点目、VHSテープ問題があるため、住民から映像や画像などの情報を町の財産として収集・データベース化できないかについてですが、VHSテープは時間とともに劣化する可能性が高く、再生機器の入手も難しくなっております。そのため、デジタル化をして保存することは非常に有効であります。デジタル化を進めることで、長期的な保存が可能になりますし、災害や物理的な劣化による損失を防ぐ手段としても重要であります。

さらには、デジタル化したデータは、検索や編集が容易であり、特に本町の歴史や文化を継承する津幡町史にも非常に有効な方法だと言えます。

VHSテープに残された映像は、本町の貴重な文化・民俗資料となり得るものもあると考えております。それらの損失を防ぐために、町の財産として収集・データベース化する時期が到来しており、これらの資源を保護する役割を担う図書館や津幡ふるさと歴史館において調査・研究を進めたいと考えておりますので、御理解をお願いする次第でございます。

以上です。

○八十嶋孝司議長 東 克彦議員。

○3番 東 克彦議員 町史編さんに関しまして、非常に前向きに、なおかつ町史の必要性も、町長、御理解していただけるのを大変うれしく思っております。

私としては、できることならば四半世紀ごとということで、3四半世紀、75年、そんなに早くは町史は編さんできないでしょうが、もし町史が発刊されるならば、ぜひ町長の直筆で題字を書いていただいた、そんな町史が残るといいなというふうに思っております。

それでは、次の質問にいかせていただきます。

次の質問は、中高生にも児童センターをもっと活用できないかでございます。

ことしも多くの中学生や高校生がシグナスの自習室やフリースペースで勉強している光景を見ることができました。彼らにとって自学自習ができることは、学びを深めて知的好奇心を育み、学習を継続していくためには、この自学自習そのものがなくてはならないアイテムの1つであると考えております。

町内の保護者にしてみれば、もし自分のお子さんがシグナスで勉強してくるねと言え、あぁ行ってきまっし行ってきまっしと、快く送り出す。そんな光景が目には浮かびます。しかし、19時には閉まってしまいう自習室。その後にはフリースペースで場所を確保しようと移動しても、椅子が4つある円卓。その円卓でも椅子が開いていても、円卓上のスペースが空いていない。そこに割り込む勇気がないんです。そんなふうに教えてくれた高校生もいました。また、出入り口付近に仕切りのないフリースペースだからこそなのですが、自動ドアの開閉のたびに冷気が吹き込んでくるこの冬。フリースペースの場所によっては、大変暗くて子供たちの視力が心配になるくらいの手元の明るさ。飲食可能な場所というのはあるんですが、そのエリアで勉強している人たちがいれば、その中でなかなか自分だけ飲食するのはちょっとという、そんな中高生もいました。過去には、自習室の拡大等を議会でも検討したこともあるようですが、今こそ再検討すべき時代の波が来たのではないのでしょうか。

昨年、羽咋市にオープンしたLAKUNAはくい。当初の予想をはるかに上回る10万人の方々ที่มา館していただいているようです。羽咋の未来を集い触れ合う、にぎわい拠点づくりを基本コン

セプトとしたLAKUNAはくい。子供から高齢者までさまざまな世代が集い、触れ合う場として進めている羽咋の新たなにぎわい交流事業のビッグプロジェクトだそうです。1階には、バスの待合室や学習スペースだけではなく、図書カフェ、この図書カフェにはドトールが出店しております。2階の立体的なバンク遊具が目目を引く屋内公園は、大変わくわくさせてくれます。3階には、eスポーツスタジオなどが配置されたシェアスペース。そして、4階には、約200席を確保できる多目的ホールと、うらやましい限りでございました。津幡町内から羽咋高校等に通学している高校生の中にも、電車の待ち時間には気軽に活用しているよっていう、そんな声も聞いております。そして、町内の子育て世代の方もLAKUNAはくいに行かれた方は少なくはないと思います。

そんな折、昨年12月3日のこども家庭庁からの通知によれば、児童館ガイドラインの改正が示され、児童館を18歳までの子供の居場所づくりとして、さらなる機能強化が期待されているとしており、中学生や高校生にも児童館をもっと活用せよと読み取ることができました。

LAKUNAはくいと比べて、シグナスは駅前に立地しているとは言えません。しかし、館内に児童センターもあり、中学生や高校生がもっとシグナスに足を運んで、もっとシグナスを活用してもらえ要素はたくさんあるのではないかなと考えております。

ただ、児童センターに来館した小さなお子様連れのお母さんなどは、中学生や高校生が近くにいると連れてきた子供も落ち着かないし、もしかしてぶつかったらと思って、けがを心配したりするのではないかなというふうに思います。しかし、平日の夕方以降であれば、このような保護者の不安も払拭できるのではないのでしょうか、一年中ではなくてもいいのです。まずは、夏休み期間、この夏休み期間中にクールシェアと絡めてお試しとして、夕方に児童センターの奥にありますスペースで実施してみてもはどうでしょうか。改築や改装の必要はありません。そこには机も椅子もあります。照明だって明るいです。

ただし、学習支援の一環として、学生などの加配をつけるのであれば、石川高専や金沢市近郊の大学では、8月の1週目まではテスト期間のところが多いので、できればお盆前は避けていただいて、お盆後の追い込みに実施するというのも1つの案ではないかなと思います。

一番利用者の多い受験前なんです、受験前は日が落ちるのも早く、17時くらいはもう中高生タイムというものを児童センターで実施することも可能ではないでしょうか。実際、町の児童センターは5時に閉館ではございますが、東京の児童館では、中高生タイムと称して中高生が占有できる時間を確保している、そんな仕掛けがある児童館もあります。一般社団法人児童健全育成推進財団の依田氏は、金沢市内の児童館長に、中高生世代の児童館利用に関して情報提供をしております。

児童館ガイドラインでは、児童館が中高生も利用できる施設であり、開館時間やスペース利用方法等を工夫し、中高生が実際に利用可能な環境づくりを努力することとしています。

しかし、現状としては19時以降に開館している小型児童館・児童センターの割合は、全国でも11.2%です。当然中高生の利用割合は、全体の2.9%と非常に低いのが児童館の課題となっていると伝えております。

この児童健全育成推進財団では、こども家庭庁に対して、中高生の居場所づくりや相談、学習支援等の取り組みを推進するために、児童館の開館時間の柔軟化や専門職の配置、そしてピアサポートを行う大学生の加配等の予算確保等について要望していくようであります。

津幡町では、大変すてきなシグナスがあります。そして児童センターがあります。学習スパー

スやフリースペースでの勉強を既に許可しており、スペースの確保はなされています。しかし、利用者の声は本当に届いているのでしょうか。利用者の不便を分かち合っているのでしょうか。

時代にそぐわないものは手を加えていけばよいのではないかと、簡単に考えてはおりますが、いま子供の声を聞くことが、こどもまんなかアクションのトレンドになっております。中高生の心根は当事者に聞いてみることでないでしょうか。

子育てにやさしい町津幡をもっともっとアピールするためにも、中学生や高校生にも児童センターを、今まで以上に活用できないかを、子育て支援の立場から山本健康福祉部長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 山本健康福祉部長。

〔山本幸雄健康福祉部長 登壇〕

○山本幸雄健康福祉部長 中高生にも児童センターをもっと活用できないかとの御質問にお答えします。現在、図書館2階に設置している自習室は、平成17年8月にオープンした現図書館内に、学習スペースが少ないとの要望から、平成19年に展示スペースを自習室として開放しました。学習スペースとしては設備が不十分ではありますが、自習室としての適切な環境を保ち、誰もが心地よく利用できるよう、図書館職員が定期的に見回り管理しているため、図書館の閉館時間に合わせて午後7時までの利用としております。

その他研修室等の活用につきましては、団体やサークル等の貸館利用もございますので今のところ、実際には難しいと判断しております。

また、児童センターは、18歳未満の全ての子供を対象とし、地域における遊び、及び生活の援助、子育て支援を行い、子供の心身の育成と、情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設です。中高生も対象にしている行事も行っていますが、利用人数は、多くないのが現状です。先の学習スペースとしての開放も一つかもしれませんが、本来の趣旨を考えると、まずは児童センターとしてのさらなる機能強化が必要と考えます。

子供の日常生活には、家庭、学校、地域という生活の場があり、それぞれの場で人やものに関わりながら、遊びや学習、休息、団らん、文化的・社会的活動などを行い、育ちや発達を増進します。

時代や社会構造の変化に伴い、子供の居場所や活動の場が狭まっていることを踏まえ、今後は、事業の見直しや開館時間の柔軟化、民間団体等の活用の推進など、地域の子供の居場所づくりの拠点として活用できる施設を目指していきたいと考えております。

今後とも、引き続き、地域の皆様の御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○八十嶋孝司議長 東 克彦議員。

○3番 東 克彦議員 再質問はありません。

ただ、今後も児童センターの活用、シグナスの活用に関して、特に小中高生がもっともっと活用できるような、そのような施策、いろんな工夫が見られてくればいいなと思っております。

ただ、今回、部長のほうから居場所づくりとしても、児童センターの活用を今後考えていくという答弁がありましたので、非常に僕としても今後、突っ込みどころがたくさんある。そのような答弁で大変今後を期待しておりますということで、私のほうの質問を終わらせていただきます。

○八十嶋孝司議長 以上で、3番 東 克彦議員の一般質問を終わります。

この際、議案等説明員の交代も含め、暫時休憩といたしまして、午後2時50分から一般質問を再開いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔休憩〕 午後2時37分

〔再開〕 午後2時50分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

14番 道下政博議員。

〔14番 道下政博議員 登壇〕

○14番 道下政博議員 14番、道下政博でございます。

今回は6点にわたって質問をさせていただきます。

まず最初に、災害時の携帯トイレの備蓄の現状と今後について、質問をいたします。

昨年1月1日の能登半島地震が発生した被災地である石川県では約2.5万回分、基礎自治体でも約8.3万回分の携帯トイレが備蓄されていましたが、全く足りず、発災当初は大変な問題となりました。急遽、政府により約100万回分を超える携帯トイレが追加で供給されたと聞いております。

実際、消防庁、地方防災行政の現況でも、自治体における携帯・簡易トイレの備蓄は、必要量に達していない状況にあります。大規模災害に備える携帯トイレ等の備蓄の推進について、災害はいつどこで起きるかわかりません。

能登半島地震の教訓の1つとして、人間の尊厳や命にも関わるトイレの問題が顕在化しました。能登半島地震では、国によるプッシュ型支援により工事現場にあるような仮設トイレが各地の避難所に届き始めたのは、発災から4日目以降と伺っております。つまり、発災3日間は自治体で携帯トイレ等を確保しなければならないということになります。

トイレが不足することにより、特に高齢者は、飲食を控え体力が減耗し、エコノミー症候群になる方が増加するなど、2次災害が懸念されます。災害時のトイレ環境の改善は、災害関連死を防ぐために不可欠な取り組みであり、被災者の命を守る取り組みとして重要であります。

今回の能登半島地震では、仮設トイレの目標、50人に1基、達成まで10日程度かかっており、初期対応に、携帯トイレ、簡易トイレ等を一定量備蓄・配備しておくことが必要だったわけであります。

特に重要なのが、携帯トイレの備蓄であります。発災初期にしっかりと通常のトイレにおいて、携帯トイレを使用することで、通常のトイレが使用可能な状況となります。逆に、ここで携帯トイレの備蓄がないと、発災直後には、水が使えない場合が多く、便があふれて、すぐに通常のトイレが使用不能となるといったことが、今回の能登半島地震でも多く見られました。そうすると、携帯トイレを使う場所を新たに設置しなければならないが、初期に通常のトイレにおいて、しっかりと携帯トイレを使用することで、安心な環境、通常のトイレで携帯トイレを使用し続けることができます。また、携帯トイレは、コンパクトで備蓄に場所を取りません。

そこで、能登半島地震での教訓を踏まえ、今後の災害に備えて、想定される最大避難者数などをもとに、携帯トイレの備蓄計画の見直しと同時に必要数を調達すべきと考えますが、必要数に対する備蓄の現状と今後の方針についてお聞かせください。

あわせて通常のトイレ施設が使用不能とならないように、発災直後の適切な携帯トイレの使用方法等を各避難所の運営マニュアル等に反映する必要があると思います。見解を伺います。

矢田町長にお願いをいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 道下議員の災害時の携帯トイレの備蓄の現状と今後についての御質問にお答えいたします。

能登半島地震の際は、道路の寸断や断水・停電の長期化によってトイレが使えない状況が長引き、悪化した避難所の衛生環境下において、コンパクトで場所を取らない携帯トイレが非常に有効であったと聞いております。

本町の携帯トイレの備蓄状況は、1,100回分を備蓄しており、加えて、簡易トイレを10セット、簡易便袋を1,800回分備蓄しております。森本・富樫断層帯を震源とする地震による本町の被害想定人数は、5,297人であり、この被害想定人数が全て備蓄物資を持参することなく避難所へ避難し、用を足す場合、既存の備蓄量では不足することが考えられます。この点につきましては、現在、石川県が地震の被害想定の見直しを行っていることから、その結果を踏まえ、見直し後の被害想定人数に応じた備蓄物資の保管を予定しております。

また、既存の避難所運営管理マニュアルにおいて、災害発生時は、まず町職員が施設管理者の協力を得ながら避難所となる施設の安全確認を行い、施設の安全が確認できた後に避難所を開設し、避難者を受け入れる流れとなっております。さらに、町職員による施設の安全確認において、上下水道施設の被災や停電等によりトイレを使用できない状況が確認された場合は、その旨を掲示し、不適正に利用しないよう、避難者へ周知徹底を図ることとなっております。

発災直後の適切なトイレの使用方法につきましては、トイレの使用可否とあわせて携帯トイレの使用方法や処分方法を避難者に対し周知することで、通常のトイレの適正使用が図られ、その後の災害復旧の段階で上下水道や電気が使用可能となった際には、通常のトイレが問題なく使用可能になると考えております。

今後も避難所の生活環境の向上に向けて、必要となる備蓄物資を保管するとともに、適切な避難所運営に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ありがとうございます。

去年の能登半島地震が起きたときに、私も1月の6日に駆けつけたわけですが、それから長い間ですが、途中の公衆トイレが大変な山盛りになっておりまして、それからもう何カ月も公衆トイレが使えない状況で、大変トイレをする場所がなくて困ったことは、助けに行った自分自身も体験しております。現地の人は、相当大変だったろうなというふうに思っております。そういう意味では、使い方が理解できる、一目で理解できるような、そういうのが、行ったその場ですぐわかるようにして準備をしていく必要があると思いますので、こちらについて、ぜひともまた進めていただければというふうに思います。

それでは、2点目の質問に移ります。

介護や障害福祉施設における携帯トイレ等の備蓄について伺います。

災害時のトイレの問題で特に影響を受けられる方は、高齢者などの介護が必要な方々です。厚

生労働省は、高齢者介護福祉施設に対する業務継続計画（BCP）において、携帯トイレや簡易トイレの備蓄を求めています。残念ながら、今回の能登半島地震でも介護福祉施設でのトイレ問題が発生したと伺っております。

こうした教訓を踏まえ、地域の介護福祉施設での携帯トイレ・簡易トイレの備蓄等の状況を速やかに確認し、介護福祉施設における携帯・簡易トイレの備蓄を支援していくべきと考えますが、見解を伺います。

矢田町長に質問をいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 災害時、介護や障害福祉施設における携帯トイレ等の備蓄についての御質問にお答えいたします。

介護や障害の福祉サービスは、利用者とその家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、災害発生時には、施設や事業所において、適切な対応を行い、利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要となります。

厚生労働省では、福祉サービス事業所等の業務継続のために、平時から準備、検討しておくべきことや、災害発生時の対応について、業務継続ガイドラインを示しております。

御質問のトイレの備蓄につきましては、災害時は、汚水、下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、利用者、職員、双方のトイレ対策を検討し、実施することとなっております。現在、町で把握しております、事業所等における簡易トイレ等の備蓄状況でございますが、入所サービス事業は、全ての事業所で、また通所サービス事業所では、一部の事業所を除き、簡易トイレや携帯トイレ、もしくはそれにかわる、おむつや便器にかぶせるポリ袋の備蓄を行っております。しかしながら、備蓄数については、事業所によりばらつきがあり、また通常のサービス提供体制に戻るまでに日数を要する場合には、十分とは言えない数の事業所もあるのが現状でございます。

今のところ、国や県にも、福祉施設の備蓄品への支援制度はなく、事業所がみずから負担して、必要品の備蓄を行っている状況でございます。

今後、他の自治体の支援制度について調査するとともに、国、県に対して、福祉サービス提供の継続に必要な備蓄品に対する支援を、強く要望してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ぜひとも進めていただきますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、続いて3点目の質問に移ります。

災害時のトイレトレーラーの整備の検討についてということで質問させていただきます。

災害発生から時間が経過するにつれ、照明や手洗い場がついた洋式便座などの快適なトイレを使用したいという声も大きくなります。また、衛生的にも、におわないトイレトレーラーが他の仮設トイレよりも好まれるなど、能登半島地震の被災地で大活躍したと聞きました。

災害派遣トイレネットワークプロジェクトみんな元気になるトイレを展開している一般社団法人助けあいジャパンは、災害時に、他の市町村への派遣ができる仕組みを整えています。現在、約20の自治体がこの仕組みを持ったトイレトレーラーを導入しており、300以上の自治体で検討

されているとも聞いています。

今回の能登半島地震を機に、全国の自治体でも、新たにトイレトレーラーを導入する動きが出てきています。総務省の緊急減災・防災事業債において、7割が返済不要対象となっており、3割も寄付等で充当が可能であります。

トイレ環境の整備は、命を守る取り組みにも通じるため、本自治体でもトイレトレーラーの整備を積極的に検討すべきと考えますが、見解をお聞かせくださいとの質問を、実は準備をしておりましたが、2月に行われました3月議会に向けた予算の内示会で、3月補正予算においてトイレカー購入の意向が示されましたので、その内容について、トイレトレーラーとトイレカーの違いを含めて説明をしていただきたいと思います。

私のほうは、トイレトレーラーということで質問しておりますけれども、両方について、すいませんが、よろしく願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 災害時のトイレトレーラーの整備の検討についての御質問にお答えいたします。

能登半島地震における避難所の衛生環境の課題を踏まえ、本町では令和7年度にトイレカーの購入を予定しております。

このトイレカーは、10人乗りの乗用車をベースにしたもので、水を使わず排泄物を密封するラップ式のトイレを備えたトイレルームを2部屋設置することができます。また、水を使用しないため、汚物のくみ取りやタンクの清掃が不要で、比較的維持管理に手間がかからず、衛生的な仕様となっております。

財政措置としては、内閣府の新しい地域経済・生活環境創生交付金により、対象経費の2分の1が補助され、また補正予算債が活用可能であることから、町の実質的な支出は4分の1となる見込みでございます。

トイレトレーラーは、複数の個室トイレが設置されており、中には多目的トイレとして利用できるものもございますが、汚物タンクを備えているため、汚物のくみ取りやトイレの清掃が必須となります。さらに、トイレカーと比較して、サイズが大きく設置場所の選定が困難であることや、牽引が必要になるため機動性に欠ける側面もございます。

トイレカーとトイレトレーラーは、それぞれ長所と短所を有していると考えておりますが、本町の環境を考慮するとトイレカーが望ましいと考えており、トイレカーの活用により避難所環境の向上に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 津幡町にもトイレカーが導入されるということで、そういう意味では、いざというときに、またそれ以外の例えば運動会であるとかマラソンとかでね、そういうところにもひょっとしたら使えたりもするのではないかなというふうに思いますので、大変に有効かなというふうに思います。

それでは、続いて4点目の質問に移ります。

女性防災担当職員及び女性・子供・高齢者の備蓄用品について質問をいたします。

今回の能登半島地震でも避難所の環境が問題となりました。避難所生活の中で、女性や高齢者から困ったことなど、さまざまな御意見があり、特に女性ならではの視点から、避難所生活の改

善点など多くの要望が寄せられました。

内閣府の避難所運営ガイドラインでは避難所運営委員会等を設置し、女性がリーダーシップを発揮しやすい体制を確立することや、避難所の運営において女性の能力や意見を生かせる場を確保することが示されています。

男女共同参画の指針では避難所運営のリーダー・サブリーダーを3割にすることを目標としております。また、自治体職員の防災担当職員に女性を積極的に登用することが示されておりますが、現実的にはなかなか進んでいないようであります。

備蓄品についても女性の視点が大変に重要であり、日ごろから女性の意見が取り入れられる環境が整備されていなければなりません。

国は、2011年12月に防災基本計画を修正し、避難所での女性への配慮を盛り込みました。さらに、2013年には防災に関する男女共同参画の指針を策定し、2020年にはその改定版となる男女共同参画の視点からの防災復興ガイドラインを作成しました。

取り組みのポイントとして、避難所で男女別の物干し場や更衣室を設ける。これが1番目。

そして、2番目には、避難所運営のリーダー、サブリーダーの3割以上を女性にする。

3番目、自治体の防災担当職員への女性の採用、登用を促進するなど上げています。

最近の国の調査では、2023年12月31日時点で、全国1,738市町村の防災危機管理部局における女性職員の比率は11.5%にとどまっており、5割を超す966自治体では、女性職員はゼロであります。また、地域防災計画を審議する都道府県の防災会議に占める女性委員の割合は、平均で22.2%。2012年の4.6%からは大きく改善されましたが、国が目標とする30%にはまだ届いていない現状が報道されています。

女性の視点は災害への備蓄用品にも影響いたします。2022年の国の調査では、防災担当の女性職員が1割以上の市町村は、ゼロの女性職員の市町村に比べ、女性や乳幼児向け用品、介護用品の備蓄割合が高い傾向が見られました。

避難所においては女性が避難所運営に関わることによって、今回の能登半島地震の避難所になっている珠洲市内の小学校では、女性看護師の提案で下着や紙おむつといった支援物資を保健室に置き、女性民生委員を交代で常駐する対応をとった結果、女性避難者から、人目を気にせず用品を取りに来られたと声があったそうであります。

本町にあっては防災・危機管理部局に何人の女性職員が配置されているのでしょうか。今後の増員の予定はあるのでしょうか。また女性や子供、高齢者が必要とされている備蓄用品の状況についてお伺いをさせていただきます。

矢田町長に質問いたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 女性防災担当職員及び女性・子供・高齢者の備蓄用品についての御質問にお答えします。

本町におきましては、現在、危機管理対策を所管する総務課の職員は11人で、そのうち約36%に当たる4人の女性職員が配置されており、災害対応において男性視点に偏ることなく、女性の意見を柔軟に取り入れた、男女平等の目線による取り組みを進めております。

今後の増員予定につきましては、引き続き偏りのない配置に努めてまいりたいと考えておりま

す。また、総務課に限らず、女性職員の防災士資格取得も推進しており、現在、資格を有する職員42人のうち、ちょうど半数の21人が女性職員となっております。今後も女性職員の防災士増加を促進し、男女双方の視点に配慮した防災力の向上に努めてまいります。

次に、女性、子供、高齢者に対し必要となる備蓄品につきましては、現時点で、おかゆのアルファ化米550食、粉ミルク4缶、液体ミルク30本、幼児用ビスケット180食、ウエハース216食、紙オムツ4,408枚、大人用紙パンツ296枚、大人用の尿取りパッド2,052枚、生理用品1万440枚を備蓄しております。これらの備蓄品につきましても、石川県の地震被害想定の見直し結果を踏まえ、適宜見直しを図ってまいります。

今後も、避難所から寄せられる多様な意見を想定し、適切な避難所対応や備蓄品の整備に努めるとともに、日ごろから女性職員の意見も踏まえ、幅広い視点で災害対応を行うことができるよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 県の発表に順じて見直しをされるということで、期待をいたしております。しっかりとした準備が進んでいくよう望んでまいりたいというふうに思います。

それでは、5点目の質問に移ります。

ボランティアによる保護猫活動に町補助の拡大をとということで、質問させていただきます。

先日、つばた猫の会さんから御要望をいただきました。

つばた猫の会は、津幡町を拠点に、飼い主のいない猫の救助、保護、地域猫活動（TNR）に取り組んでいる津幡町公認の団体だそうです。

地域における猫の課題を解決し、多くの人と猫が共生できる社会を目指して活動していることをお聞きしました。頭が下がりました。

TNR活動とは、1点目として、野良猫を捕獲する。

2点目として、去勢手術をする。

3番目として、その猫を元の場所に戻すということを積極的に行い、野良猫をふやさない活動のことだそうです。

最近の実績として、1月にはつばた猫の会として、保護猫の譲渡会をアル・プラザ津幡店の1階イベント広場にて開催し、大盛況の中、ほとんどの保護猫が、飼い猫となるべくもらわれていったと伺っております。たまたま私もその時にアル・プラザへ買い物に行った折に、エスカレーターでちらっと見たら、譲渡会をやっているなということで、後でお話をしておりました。

令和4年9月会議一般質問で、酒井議員が、猫の不妊、去勢に補助金をとの訴えがありました。その後、町からの補助が実施されていることはありがたいことでもあります。

つばた猫の会は、ボランティアで会の運営を行っている関係で、課題は多く、少しでもその負担を少なくできるようにしなければならないということでありました。

一般的に、猫の避妊手術には2万円～2万5,000円が必要で、去勢手術では1万円～1万5,000円が必要ということです。現状の補助の内訳は、避妊手術に6,000円、去勢手術に4,000円とのことですが、満額助成ではないので、手術のたびに負担がかかってくるのが現状です。満額助成に向けて検討をお願いしたいとの要望がありました。

その他、会の拠点、猫の世話をする拠点の貸家の家賃や場所の問題等、苦勞が絶えない状況であるそうであります。

また、地域猫への理解が進んでいないことで、誤解を生んでいることの、この解決が必要であります。

野良猫、地域ねこに餌をやると、その地域でその光景を目にした人はこう思うのが常であります。あんな汚い野良猫に餌をやって、どいね。そんなことしとったら野良猫がどんどん集まってくるがいね。自分だけかわいがって餌なんかやったら、どんどん野良猫の子供がふえて大変なことになるがいねというふうに思われます。また、言われることが間違いないと思います。

ここで、大切なことは、地域猫は、町内の皆さんで管理し、かわいがってやってほしいのであります。餌もどんどんやってくださいということらしいのです。それを聞いた私は、目からうろこが落ちたようでありました。

地域猫には、餌もどんどんやってかわいがりながら、管理できない野良猫をふやさないように野生化させないように、去勢手術や避妊手術を施し、地域で管理することで、それ以上、野良猫がふえなくすることが、地域猫活動のポイントなのであります。

地域猫で、去勢手術に行った猫の耳には、Vカットをした印があります。そのVカットされた耳が、桜の花びらに似ていることから、通称、桜マークと言われているそうであります。そのマークが管理されている猫かどうかの判断基準になるのです。この情報を正しく発信し、理解を広げるために発信し、広報していただきたいのであります。

質問をまとめます。

1 番目として、去勢・避妊手術料金の満額支援の実現をお願いをしたい。

2 番目について、保護猫活動拠点への支援を、場所の提供や借家の経済的支援についてもできればお願いをしたい。

3 番目には、桜耳猫は、不妊・去勢手術済みの印であります。その猫には、積極的に餌やり等の保護を推進するための広報を町としてぜひともお願いをしたい。

以上、3 点について、町民生活部長に質問いたします。

○八十嶋孝司議長 細山町民生活部長。

〔細山英明町民生活部長 登壇〕

○細山英明町民生活部長 ボランティアによる保護猫活動に町補助の拡大をとの御質問にお答えいたします。

御質問の1 点目、保護猫活動に補助金のアップをについてお答えいたします。

本町では、地域住民による管理、世話が行われている野良猫である、地域猫に対しまして、津幡町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援補助金により、不妊や去勢手術に要した費用の助成を行っております。

本補助金制度は、猫のみだりな繁殖を防ぎ、ふん尿等による環境被害の低減を図ること、さらに町民の動物愛護意識の向上を目的としています。令和5年1月から施行しており、令和5年度には35匹分の申請がありました。補助制度の開始から間もないものの、地域の問題解決の一助として活用されていると認識しております。

補助金のアップにつきましては、地域で活動する愛護団体から、その旨の要望を聞いております。他自治体の事例調査を行いながら、より一層の地域猫活動の推進が図られるよう検討を進めたいと考えております。

御質問の2 点目、保護猫活動拠点への支援を。町の敷地や施設の借用はできないかについてで

すが、町の行政財産の使用については、原則認められておりません。災害その他緊急事態による短期間の使用など、特定の要件に該当する場合に限り許可されるものであり、本件のような活動に関して、町の敷地や施設の借用は難しいことを御理解願います。

御質問の3点目、保護猫耳Vカットの意味の周知を進め、積極的な餌やりを推奨するよう広報してほしいについてお答えをいたします。

地域猫活動の周知に関しまして、現在、町のホームページにおいて、ペットの飼い方や補助金制度について掲載しています。また、広報つばたでは、令和7年3月号に飼い主のいない猫との正しい付き合い方を掲載するなど定期的に周知を行っています。議員の御質問にあります、猫耳Vカットや餌やりの方法につきましては、今後、ホームページに具体的に掲載し、活動に理解が深まるよう、改善を図ってまいります。

地域猫活動にはボランティアや地域住民との協働が不可欠です。他自治体の事例や動向を見定めながら、必要に応じて町の支援方法を検討し、地域連携による環境改善に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ぜひとも広報については進めていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の6番目の質問に移ります。

誰もが安心して搾乳ができる環境づくりについて質問をいたします。

現在、多くの人々が利用する施設には、赤ちゃんにミルクをあげることができる授乳室の設置が進んでいますが、授乳室で搾乳もできることについては、まだ一般の理解が進んでいないようであります。

入院中の赤ちゃんに母乳を届けるために、自分で定期的に母乳を搾る必要のあった母親は、一人で授乳室を利用して搾乳していた際に、赤ちゃんが一緒にいないのに、一人で一体何をしているんだと、さも目的外利用をしているかのような心ない言葉を投げつけられたことがあるという話をお聞きしました。

また、産後の職場復帰する女性にとっても、職場で安心して搾乳できる場所の確保や周囲の理解などが課題となっています。

赤ちゃんに授乳しない場合でも母体では母乳がつくられるため、母乳がたまった状態を放置すると、痛みが生じたり、乳腺炎等を発症するおそれがあり、数時間毎に搾乳する必要があるからであります。

しかし、職場に女性用の休憩室等がなかったり、周囲に搾乳に関する知識や理解がないため、トイレで便器に向かって搾乳し、母乳を捨てたことがあるといった話もあるようであります。

WHOは、2歳まで母乳育児を続けることを推奨しており、ILO（国際労働機関）による母性保護勧告では、各国に職場で搾乳する環境を整えるなどのルールをつくるよう求めています。海外では、企業に対して従業員に搾乳のための時間と場所を提供するよう定めた法律もあり、企業の担当者も女性の復帰を支援することは大いにメリットがあると考え、積極的に投資を行っています。

しかし、国内においては、授乳室と搾乳室を併記した表示にしている行政施設や、大型商業施設なども存在しますが、まだまだその数は少ないのが現状であります。

本年1月16日の参議院予算委員会で、佐々木さやか参院議員が、国土交通省のバリアフリーガ

イドラインに、授乳室での搾乳が可能であることについて記載するよう求めたところ、中野洋昌国土交通大臣からは、ガイドラインの記載を充実させ、子育てバリアフリーの推進を図る旨の答弁があり、こども家庭庁からも、国交省と連携した周知啓発の検討が示されました。

女性が出産後安心して社会参画ができ、健康に活動するためにも、社会全体が出産後の女性の健康管理について正しく理解し、公共施設や職場、商業施設において、安心して搾乳ができる環境を整えることが重要であると考えます。

出産や子育てへの支援を充実するため、授乳室でも搾乳しやすい工夫や、職場における搾乳など、必要な方が安心して搾乳できる環境づくりに取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、庁舎内等では、出産や子育てへの支援を拡充するため、授乳室でも搾乳しやすい工夫や、搾乳できますシンボルマーク入りの表示板の設置などを検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

町民福祉部長に質問いたします。

○八十嶋孝司議長 山本健康福祉部長。

〔山本幸雄健康福祉部長 登壇〕

○山本幸雄健康福祉部長 誰もが安心して搾乳ができる環境づくりについての御質問にお答えします。

現在、公共施設や商業施設には、授乳室の設置が進んでおり、庁舎内には、新庁舎建設時に授乳室と女性専用の休憩室が設置され、来庁者や職員が授乳や休憩など、必要に応じて利用しています。

御質問にあるように、授乳室で搾乳できることに対する理解は促進されていないのが現状です。搾乳は母乳の分泌量を保つだけでなく、乳腺炎、糖尿病や高血圧症などの発症リスクの軽減や、子宮の回復を促す効果があるとされています。

令和5年3月には、厚生労働省から事業主向けに、職場に搾乳室をつくりましょうというリーフレットが公表されました。出産後に職場復帰した女性の中には、職場内に衛生的で落ち着いて搾乳できる場所がないことや、時間的な余裕がないなどの理由で、搾乳を行うことができず、体調を崩してしまう方や、産後早期に復帰して母乳を続けたい女性もいます。また、搾乳の頻度、時間、母乳が出る期間は個人差があり、個々の状況に応じて搾乳できる環境づくりが必要です。

今後、庁舎においては、既に設置されている授乳室や女性専用の休憩室を利用し、授乳だけではなく搾乳での利用もできることを表示し、周知してまいります。

また、安心して搾乳するためには、周囲の理解が必要です。マタニティハラスメント対策ともあわせて、職場全体の理解が深まるよう、厚労省が公表したリーフレット等を活用し、ホームページやSNSなどによる情報提供を行い、町の公共施設や商業施設へも理解促進を図ってまいります。

出産した女性が、安心して職場復帰し、働き続けることができ、出産・子育てのしやすい環境整備に努めてまいります。

以上です。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ありがとうございます。

部長の役職をちょっと間違えたようでございます。失礼いたしました。

それでは、6点にわたっての質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、14番 道下政博議員の一般質問を終わります。

次に、2番 柴田洋一議員。

〔2番 柴田洋一議員 登壇〕

○2番 柴田洋一議員 議席番号2番、柴田洋一です。

本日最後、そして今年度最後の一般質問を務めさせていただきます。

よろしくお願いします。

まず、1問目ですが、河北中央病院の移転についてです。これまで既に3人が質問しておりますが、それだけ関心があるということで、重複する質問もありますが、よろしくお願いいたします。

先日、議員視察にて河北中央病院で、刈崎院長先生を初め、各スタッフの人たちから病院の現状について説明を受け、また院長先生からは移転に対する強い思いも聞いてまいりました。

4月より、新病院建設準備室も設置され、いよいよ移転に向け、本格的に協議が進んでいくことと思います。

河北中央病院の移転については、令和5年3月に酒井議員の一般質問を初め、翌月4月に新聞に取り上げられて以降、町民も気にしているところであります。

そこで、町民の皆さんに現状を知ってもらう意味も含め、幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目、新病院建設準備室はどのようなメンバーで構成されているのか。

役場職員・関係者のみならず、病院関係者や町民などもメンバーに含まれるのでしょうか。

2点目、移転先の基準・条件などについてはどうでしょうか。交通アクセスがいいこと、現状より利便性が悪くならないことなど、池野議員の質問でも少し触れられておりましたが、どのようなことが求められているのか、教えていただきたいと思っております。

ちなみに、私も河北中央病院に通院しているのですが、その際、病院内にいる患者さんに移転先について問うてみたことがあります。

そこで聞いたこととして、交通アクセスもさることながら、病院の行き帰りに買い物に行ったり、所用を済ませたりしており、そういったことができなくなるのは困るといったようなことも言っておりました。ここでの利便性とは、そのようなことを指しており、まさにコンパクトシティ化が求められているのではないかと考えております。

3点目、移転先の候補は、現時点で既に移転先の候補地は、幾つか上がっているのでしょうか。具体的な候補地までは言えないと思っておりますが、幾つくらい候補となっているのか。また、これから新たに候補地として追加されるようなことはあるのか教えていただければと思っております。

4点目、移転先について、町民の意見は反映されるのか。

先ほども述べましたとおり、交通アクセスや利便性など、実際に利用している人たちの思いやこれから利用しようとしている人も含め、多くの町民が何らかの意見を持っていることと思っております。また現地で働いている職員も意見や要望などあるのではないかと考えています。そこで町民や実際に病院を利用している人たち、病院関係者への聞き取りなどは考えているのでしょうか。全ての意見を取り入れることは難しいと思っておりますが、思わぬ案が出てくるかもしれませんので、検

討してみしてほしいと思います。

最後に、新病院への移転からは少し外れるのですが、病院の環境整備についてお願いします。

冒頭にも申しましたが、河北中央病院の視察の際、病院内施設を案内していただいたのですが、築年数がたっていることもあり、やはり施設の老朽化が目立ちました。とはいえ、新病院の移転計画を進めていく中で、新たな改築など難しいところもあるのではないかと思います。ただ、職員の休憩室や仮眠室、特に入院病棟においては、十分に休息を取れるような環境とは言えず、スタッフの健康面や精神面も考えて、すぐにでも休憩室や仮眠室などの整備改善に取り組んでもらえないかと思っております。

以上、1つ目の新病院移転については、矢田町長に、2つ目の病院内施設の改修については、病院事務長に答弁をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 柴田議員の河北中央病院移転についての御質問にお答えいたします。

まず、新病院移転準備室はどのようなメンバーで構成されるのかとのことですが、令和7年4月1日から新病院建設準備室を設置し、新病院関係の事務を進めてまいりますが、その人員につきましては、町の組織として、専従の専門職員を配置したいと思っております。今後設置予定の整備検討委員会においては、病院関係者や町民代表、学識経験者などを委員として委嘱または任命したいと考えております。

次に、移転先の基準、条件などはとのことですが、建設に必要な面積を確保できることや、交通アクセスなどの病院利用者の利便性に優れていること、災害に強い土地であること、まちづくりに貢献できることなどが条件として求められると考えております。

次に、移転先の候補とのことですが、現時点では町関係職員で構成しております、公立河北中央病院整備検討プロジェクトチームにおいて、6カ所程度候補地として挙げられておりますが、利便性や法規制などの土地の状況や、まちづくりとなる立地環境、そして費用対効果などを総合的に評価し、3カ所程度に絞り込みたいと考えております。その上で、今後設置される整備検討委員会で御審議をいただき、候補地を選定したいと考えております。

次に、移転先について、町民の意見は反映されるのかとのことですが、当然反映させますが、その反映方法は病院という専門性の高いものなので、アンケートなどで個々に聞くことは予定しておりません。具体的には、既に河北中央病院の職員で構成されている、新病院プロジェクト委員会で、病院職員が意見を出し合っております。また、役場関係課で組織している、公立河北中央病院整備検討プロジェクトチームで調査検討しております。さらに、整備検討委員会には町民代表の参画を考えておりますことから、その委員会の意向や提案等を反映させたいと考えております。

公立河北中央病院は、本町だけではなく近隣の市町にとっても重要な医療機関であります。クリニック及び介護施設など、地域の医療機関等の受け入れ先としても、重要な役目を果たしております。町民を初め近隣市町からの利用者及びその家族が安心して利用できるよう、できる限り早期に完成となるよう進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○八十嶋孝司議長 山嶋病院事務長。

〔山嶋克幸河北中央病院事務長 登壇〕

○山嶋克幸河北中央病院事務長 私からは、職員の健康面や精神面も考えて、すぐにでも休憩室や仮眠室などの整備、改善に取り組んでほしいとの御質問にお答えします。

河北中央病院の管理棟は、昭和51年に改築、病棟は平成4年にそれぞれ改築され、現在に至っております。改築から年数がたち、経年劣化及び能登半島地震による設備の故障や雨漏りなど、修繕箇所が多数に及んでいることは把握しております。

各所で修繕を行ってはおりますが、新病院の整備を控え、大規模な修繕については、慎重に検討し、最小限にとどめるよう対応を図っているところでございます。今後も、職員の健康面や精神面に配慮し、可能な限り修繕等を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 御答弁ありがとうございます。

病院の移転については、病院関係者や町民の意見なども聞き取り、なるべく取り入れたいということで、ぜひですね、そのようにお願いしたいと思います。また既に幾つかの候補に絞られていることは予想もしておりましたし、またいろんな地区からの要望もあるのではないかと思います。

今回は、再質問等はいませんが、町民にとって利用しやすい施設、そうやってほしいのはもちろんなんですが、今ほど言いましたように、病院関係者にとっても働きがいのある移転先になってほしいなと思っております。また、病院の仮眠室、休憩室などの改善につきましても検討していただけるということで、こちらについてもですね、やはりあの職員があつての病院経営、運営だと思っておりますので、何とか改善のほうを進めていってほしいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、2点目の次の質問に移らせていただきます。

2点目は、部活動の地域移行についてです。近ごろでは、地域展開という言い方を行ったりするところもありますが、今回は、地域移行で統一して進めさせていただきたいと思っております。

令和5年6月、議員になって初めての一般質問で、教員の働き方改革について質問した際、部活動の地域移行についてお聞きしました。

あれから2年が経過しようとしており、休日の部活動の地域移行まで残り1年となりました。まずは、当時の答弁を振り返り、地域移行への取り組みや、その後の進捗などについて教えていただきたいと思っております。

一応、昨年行われました、津幡町総合教育会議の議事録や教育委員会の会議録は見ておりますが、こちらにも現在の進捗状況や内容を広く知ってもらおうといった意味も含め、お尋ねしたいと思います。以下、当時の答弁からの抜粋です。

1つ目、令和5年度は、7月をめどに地域移行に関するアンケート調査を実施、アンケートの結果を分析し、地域移行の具体的な進め方を協議した上で、令和6年度に地域移行する部活動を選定。移行の時期、方法、必要な費用などさまざまな条件について関係競技者等を打ち合わせを行い、11月をめどに最終決定していきたいとありますが、地域移行の対象となる部活動は絞られたのでしょうか。

逆に、地域移行を考えていない、またはできない部活について、その理由と今後、これまでどおり活動していくのか等について教えてほしいと思います。

2つ目、前項に引き続いてですが、スポーツ協会とも連携して取り組み、年内から年明けをめどに、その決定事項を町のスポーツ団体や小中学校、児童生徒、保護者の皆様にお知らせし、御理解をいただく。この点についてはいかがでしょうか。

既に説明を行っているようでしたら、その内容、そして反応について、スポーツ団体や小中学校、児童生徒、保護者などの反応をお聞かせいただきたいのと、それらの意見は取り入れられるのか、教えてほしいと思います。

3つ目です。前項で、スポーツ協会とも連携して取り組みとありました。

これまで、議員視察等で、部活動の地域移行への取り組みなど学んでまいりましたが、地域移行の方法には、大きく分けて2つの方法があり、1つは、スポーツ協会や体育協会等と連携して進めていく方法、もう1つは、総合型の地域スポーツクラブなどが主体となって運営していく方法など、もちろん、これら2つだけではないのですが、津幡町としては、どのような形式で進めていこうと考えているのか、教えていただきたいと思います。

続いて、中学校の部活動の現状についてお聞きしたいと思います。

これまで、いまある部活動をどう地域移行につなげていくかということしか、そういった焦点を当ててしか見ていなかったのですが、残念ながら地域移行を待たずに廃部となってしまった部もあると聞いております。廃部により、完全に津幡町の中学校からなくなった部や、一方の中学校だけになってしまった部もあります。

部活動の地域移行は、教員の働き方改革が大きな目的の一つではあります。

当然、私も教員の働き方改革の一環として、部活動の地域移行について質問をさせていただいておりますが、同時に、子供たちの部活動を続けたいという気持ちを尊重することも必要だと思います。また、地域移行することで、子供たちの選択肢が広がることや専門的な指導を受けられるなど、子供たちにとってもメリットを有するものであってほしいと思います。中には、中学校の部活動で頑張るために、ジュニアクラブで頑張っている子もいます。そういった子供たちの受け皿をつくってあげることも町の大事な役目ではないかと思います。

その上で、これら廃部になった部活動についても、地域移行につなげていくことは考えているか、町として、どこまで協力していただけるのか、手助けしていただけるのか、教えていただきたいと思います。また、部活動の地域移行のメリットの一つに、校区に関係なく参加できることがあると思います。これまでは、校区の中学校に希望する部活動がない場合は、校区外の学校に通う必要がありました。私の娘もそうでした。地域移行後は、部活動のみ参加することは可能となるのでしょうか。また、地域移行が休日のみの場合、一方の中学校にしか存在しない部活動の平日での参加はどうなるのでしょうか。現在、中学校に部活動がなくなり、ジュニアクラブで練習をしながら、何とか大会への参加を模索している子もいるようです。そうした子たちが、地域移行によって救われるよう、制度の検討もお願いしたいと思います。

最後になります。部活動の地域移行に協力したいといった声を幾つかの団体からお聞きします。また、廃部となった競技にかかわる方からも地域移行の受け皿として、対応を検討しているところもございます。その中で課題となってくるのが、まずは、活動場所の問題。例えば、学校の施設、場合によっては道具なども利用させてもらえるのか。また、学校部活動と同様、町からの補

助や活動に対して、例えば大会の参加費などはもらえるのか。団体ではなく、今でいう外部コーチのような人を顧問に据えて、活動を続けることはできないか、できればこのような問題についても、基準をしっかりと設けた上で、検討してほしいと思います。

これまで一般質問だけでなく、教育長や教育部長には何度もお話を聞いていただいております。そこで感じていることは、学校教育・部活動に対して、本当に子供たちのことを考えて対応をしてくださっていることが感じられるのですが、先ほど申した部活動の廃止についても断腸の思いでの決断だったのではないかと思います。

それでも、やはり何とか多くの子供たちの希望もかなえてあげたい。

地域移行には、問題が山積ですが、例えば、月謝や費用などの保護者負担の問題。送迎などの問題。その他、平日、休日との連携、指導者への報酬、大会参加のあり方など、まだまだたくさんございます。うまくなりた子だけではなく、楽しんでやりたいだけの子供もいます。そういった全ての要望に応じていくことは難しいと思いますが、少なくともやりたいと思っている子が参加できないことがないよう、期限にとらわれず、皆が納得のできるような制度、公平な仕組みを目指し、協議・検討して行ってほしいと思っております。

以上、2点について、吉田教育長に答弁をお願いします。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 部活動の地域移行についての御質問にお答えいたします。

現在、スポーツ庁・文化庁が発表している休日における学校部活動の地域移行のガイドラインでは、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけています。

それによれば、学校部活動においては部活動指導員や外部指導者を確保するなど、地域と連携すること、また地域への移行については、段階的な体制の整備を進めながら、まず休日の部活動について地域団体などが主体となる地域クラブ活動への移行を地域の実情に応じて可能な限り早期に実現するよう目指すこととなっています。

さらに、国の今後の計画では、令和8年度以降の6年間を次期改革実施期間と位置づけ、地域移行を地域展開という名称に変更し、部活動改革に未着手の場合も、令和10年度末までには確実に地域展開の取り組みに着手することを各自治体に求めています。

本町では、子供たちのスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を将来にわたって確保していくため、地域の子供は学校を含めた地域で育てるという考え方のもと、地域の団体と連携しながら休日の部活動地域クラブ活動へ移行することを目指し段階的に進めているところです。

御質問1つ目の、地域移行の対象となる部活動は絞られたのかについてですが、本町では、令和6年度に、津幡南中学校の相撲部を休日の地域移行モデル事業としてスタートさせました。令和7年度には、津幡中学校の男子バドミントン部の部員募集停止に伴い、津幡町バドミントン協会が、平日・休日とも活動する地域クラブの発足を決め、現在準備を進めております。また、幾つかの競技団体からも地域クラブ発足に向けた前向きなお話をいただいております。今後、令和8年度以降の実現に向け協議を進めてまいります。

現時点で、地域移行を考えていないという部活動はありませんが、まだ地域移行できない部活動については、当面、現行どおり学校の部活動とし、次期改革期間の前期3年間にできるだけ多くの競技で、少なくとも休日の地域移行を行いたいと考えています。指導者や活動場所の確保な

どの課題を解決しながら、段階的に地域クラブ活動へ移行していきたいと考えています。

御質問2つ目の、スポーツ協会とも連携し、決定事項を皆様にお知らせし、御理解をいただくことについてですが、町スポーツ協会とは、既に地域移行に関しての相談や協議をさせていただいております。また、昨年度と今年度の両中学校の入学説明会の際には、入学予定の小学6年生とその保護者に、部活動地域移行の概要と本町の取り組み方の方向性についてお伝えさせていただきました。そのほか、広報つばたの令和6年3月号において、町民の皆様にもその概要をお知らせし、おおむね御理解いただいているものと思っております。各方面からの御意見につきましては、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

御質問3つ目の、部活動の地域移行に関して、本町はどのような形で進めていこうと考えているかについてですが、スポーツの分野で申しますと、一競技につき一団体のみを地域クラブとして認めて活動していただく方針としています。この地域クラブについては、津幡町の競技団体と無関係の団体が運営するのではなく、津幡町の競技団体または当該団体と連携が取れるような団体が運営することを想定しています。最終的には全ての競技において、関係団体等と話し合いを重ね、スムーズに地域移行ができるよう取り組んでまいりたいと考えています。

次に、中学校の部活動の現状についてですが、この部活動改革の背景には、全国で少子化が深刻化し、中学校の部活動設置数が減少して、やりたい部活動がなくなってしまうことや、部員数減少のために、特にチームスポーツなどで人数が足りず団体戦に出られなかったり、練習試合ができなかったりするなどの課題があります。また、より専門的な指導を受けたいという考えや、将来的に、部活動を引退した後も活動を継続したいなどの希望もあります。現在、中学校でなくなってしまった部活動についても、新たに地域クラブが発足すればその競技に取り組むことは可能になりますので、そのようなケースがあれば前向きに進めていきたいと思っております。

また、御質問にありますように、地域クラブの場合、中学校の校区に関係なく参加することができます。地域移行が休日のみの場合、平日のみの部活動参加は可能で、休日の地域クラブへの参加は任意です。参加したい部活動が一方の中学校にしかない場合は、その中学校に通っていただくことになります。

議員の御質問にもありましたとおり、部活動の地域移行につきましては、地域指導者の確保や、現在のジュニアスポーツクラブや社会人団体の活動場所との重複など施設面での調整、保護者の負担など、今後、クリアしていかなければならない課題は山積しております。特に、地域クラブの発足については、長期のスパンで活動の継続が見込めることも大事です。これら多くの課題を整理しながら取り組みを進めていきたいと考えております。

部活動の地域移行という大きな改革のためには、学校関係者や保護者の御理解はもとより、スポーツ協会、各競技団体を初め、地域との緊密な連携が必要となりますので、関係の皆様御理解、御協力をいただきながら、段階的ではありますが、着実に取り組みを進めてまいりたいと思っております。御理解をよろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 1つ再質問をお願いします。

地域移行に関して、さまざまな問題がある中で、いろんな意見を聞いて進めていこうということは理解したのですが、先ほどあった、今回のまず部活動の地域移行について質問した背景には、もちろん教員の働き方改革が大前提としてはあるんですが、やはり今回廃部となった部活動につ

いてもこれが全てではないと思いますが、例えば今回の地域移行、そういった移行の背景がなければ、もしかしたら廃部になってなかったかかもしれない。先ほどの答弁では、指導者の問題、不足だとかそういったことも含めて検討したとありましたが、そういったことももしかしたらあるんじゃないかと考えてしまいます。

この地域移行の数年間ですけども、やっぱり子供たちにとっては、この一年一年、この中学校時代の一年一年っていうのは、本当にこれからの人生を左右してもおかしくないくらい大事な時期だと思っております。

そういった意味では、この地域移行の移行期間において、犠牲となったと言ったら言い方が悪いかもかもしれませんが、そういうふうに感じている子供や保護者もいらっしゃるわけで、先ほどの例えば、片方にしか存在しない部活動に対しては、現行のルールでは、学校を移ってそこに通ってじゃないと平日の部活動には参加できないというのもあるんですが、この地域移行の計画のあおりを受けて、片方の中学校の部活動がなくなってしまった。そういったようなことに対しては、何とかそのルールを柔軟にですね、この移行期間だからこそ、そういったルールを柔軟に考えて、平日の部活と学校は変わってなくても参加できるようなことは考えられないか、御検討いただけないでしょうか。ちょっとお聞きします。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 柴田議員の再質問にお答えいたします。

まず、廃部になった部活動についてですけれども、その背景については、部活動地域移行とは直接関係はありません。

津幡中学校において、いま生徒数そして職員数が減っております。その関係で、いま学校としては、1部活動2人顧問体制で責任を持った指導をしたいという、そういった意向がございました。しかし、ここ数年の生徒数と職員数のさらなる減少によって、その維持が難しくなってきたということで、当時の廃部を決定した中学校の校長からお話があり、それも学校の中だけで決めたのではなくて、協議委員会を設けて、そこで地域の方にも入っていただき、PTAの方にも入っていただき、その上でどの部活動を減らしていくかってことを十分に検討して、その結果を教育委員会に報告してまいりました。その関係で、津幡中学校のほうは、ここ数年間で廃部になった部活動が幾つか出てきております。

南中学校のほうは、生徒数そして職員数とも維持されておりますので、これまでのところ廃部になったものはございません。

ですから、当時学校で決定した際も、やはり校長としても非常に、議員がおっしゃるように、苦渋の決断であったということは、我々も理解しておりますし、またその廃部になった特に運動競技につきましては、私とその当時の校長で、協会の方にお話をさせていただきました。そういった経緯がございます。

また、柔軟にという話もございましたけども、部活動として活動するときには、やはりどうしてもその学校の顧問のもとでやるということから、隣の中学校への部活動への参加ってことは、なかなか難しいと思っております。

その際には、やはり地域のクラブであれば、学校の顧問を離れた責任を持った指導者の方がおいでますので、その場合には、どちらの中学校にしようとすることは可能になります。あくまで

も部活動としての活動の場合には、やはりその学校への在籍ということが必要になると、現時点では考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 ありがとうございます。

部活の廃部については、地域移行が背景ではないということについては、御理解させていただきました。また、実際にそういったことで、悩んでいる生徒もおりますので、平日は難しいにしても、例えば、休日の地域移行が進めば、そういった地域移行先で、例えば大会に参加できるようなことも模索していくなど、また検討して行ってほしいと思ひます。

またですね、一応質問はこれで終わるんですが、全国では、地域移行をしないといったところもあります。指導者の成り手不足だとか、そういった問題などで地域移行が進まないなどが、要因の1つになっておりますが、例えば、部活動に関わりたいたいと思っている先生も一定数いるということも事実です。そういった先生を町内外、県内外から集め、教員として採用して指導に当たってもらい、いわゆる部活動特区として新たなモデルをつくるなど、場合によっては、定住促進にもつながるのではないかとといったことも、ちょっと考えたりもしました。

そうすると、それはもう私立と同じじゃないかとか、ちょっと現実的ではない、ちょっと行き過ぎた発想かもしれませんが、例えば、私は部活動は社会教育の一環になっていると思ひますので、生徒にとっては部活等の顧問が精神的な支えとなったり、担任の先生にはお話できないことも、部活動の先生やコーチには話をできるといったこともあると思ひたりしてます。

部活を存続させることで、そういった生徒の支えになるのであれば、こういった改革も現実的ではないかもしれませんが、決してなくはないのではないかと思ひしております。

また、地域移行の形式の1つには、大学との連携型というものもあります。数年後には、星稜大学のスポーツキャンパスも完成しますので、その大学側の学生たちにその部活の指導に当たってもらいだとか、参加してもらいということ、ぜひそういったことも大学側と協議してほしいなどと思ひしておりますし、学生にとっても指導に関わることができるということでメリットになるのではないかと思ひしております。

最後になります。地域移行は、一応期限は設けられていますが、何が何でも期限までに完成しなきゃいけないということはないと思ひしておりますので、質問の中でも申しましたとおり、期限に迫られて見切り発車となるようなことなく、制度をしっかりと考え、町独自の考えで教員、子供たち双方にとっていい結果となるように、進めて行ってほしいなど、そのようにお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、2番 柴田洋一議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

<散 会>

○八十嶋孝司議長 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時11分

令和7年3月13日（木）

○出席議員（15名）

議長	八十嶋 孝 司	副議長	竹 内 竜 也
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	6 番	小 町 実
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一		

○欠席議員（1名）

16 番	河 上 孝 夫
------	---------

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総務部長	酒 井 英 志	総務課長	田 中 圭
企画課長	中 嶋 徹 郎	財政課長	杉 田 純 也
町民生活部長	細 山 英 明	生活環境課長	由 雄 宏 一
健康福祉部長	山 本 幸 雄	福祉課長	長 陽 子
産業建設部長	本 多 延 吉	都市建設課長	松 岡 隆 司
会計管理者 兼会計課長	納 口 達 也	消 防 長	松 本 聖 史
消 防 次 長	高 戸 勇 一	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長	宮 崎 寿	教育総務課長	本 多 克 則
河北中央病院事務長 兼事務課長	山 嶋 克 幸		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村 美 和	議会事務局主幹	山 本 慎太郎
総務課担当課長	有 沢 雅 子	監理課係長	山 本 匡 教
企画課係長	上 谷 武	財政課主査	村 田 哲 人

○議事日程（第3号）

令和6年3月13日（木）午後1時30分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第3号 令和7年度津幡町一般会計予算から

議案第31号 請負契約の変更について（太白台小学校法面災害復旧工事）まで

承認第1号 専決処分の報告について（令和6年度津幡町一般会計補正予算（第10号））

請願第1号 町道認定編入方請願についてから

請願第7号 性犯罪の再犯防止の取り組みへの支援の強化を求める意見書の提出を求める請願まで

陳情第1号 ひきこもり基本法制定についての陳情書

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第3 同意第1号 津幡町教育委員会教育長任命につき同意を求めることについて

（質疑・討論・採決）

日程第4 議会議案第1号 津幡町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

（質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

<開 議>

○八十嶋孝司議長 本日の出席議員数は、15人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

○八十嶋孝司議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

<諸般の報告>

○八十嶋孝司議長 日程第1 諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

<議案上程>

○八十嶋孝司議長 日程第2 議案第3号から議案第31号まで及び承認第1号並びに請願第1号から請願第7号まで及び陳情第1号を一括して議題といたします。

<委員長報告>

○八十嶋孝司議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき各常任委員長の報告を求めます。

道下政博予算決算常任副委員長。

〔道下政博予算決算常任副委員長 登壇〕

○道下政博予算決算常任副委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第3号 令和7年度津幡町一般会計予算については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第4号 令和7年度津幡町国民健康保険特別会計予算については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第5号 令和7年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算、

議案第6号 令和7年度津幡町介護保険特別会計予算、

議案第7号 令和7年度津幡町バス事業特別会計予算、

議案第8号 令和7年度津幡町河合谷財産区特別会計予算、

4件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第9号 令和7年度津幡町病院事業会計予算、

議案第10号 令和7年度津幡町水道事業会計予算、

議案第11号 令和7年度津幡町下水道事業会計予算、

3件の事業会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第12号 令和6年度津幡町一般会計補正予算（第11号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第13号 令和6年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、

議案第14号 令和6年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第15号 令和6年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第4号）、

議案第16号 令和6年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第3号）、

4件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第17号 令和6年度津幡町下水道事業会計補正予算（第3号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、承認第1号 専決処分の報告について（令和6年度津幡町一般会計補正予算（第10号））については、全会一致をもって承認することにいたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 小町 実総務産業建設常任委員長。

〔小町 実総務産業建設常任委員長 登壇〕

○小町 実総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、

議案第19号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、

議案第20号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第21号 津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第22号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、

2件の関係条例の整理に関する条例について及び3件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第28号 牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、

議案第29号 下河合辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、

議案第30号 種辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、

3件の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第1号 町道認定編入方請願については、全会一致をもって採択といたしました。

次に、請願第2号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書を送付する請願、

請願第3号 選択的夫婦別姓制度を導入せず、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書を送付する請願、

請願第4号 選択的夫婦別姓制度を直ちに導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願、

請願第6号 若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書の提出を求める請願、4件の請願については、いずれも賛成少数により不採択といたしました。

次に、請願第7号 性犯罪の再犯防止の取り組みへの支援の強化を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって不採択といたしました。

次に、陳情第1号 ひきこもり基本法制定についての陳情書については、賛成少数により不採択といたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

以上、報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 向 正則文教生活福祉常任委員長。

〔向 正則文教生活福祉常任委員長 登壇〕

○向 正則文教生活福祉常任委員長 文教生活福祉常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第23号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、

議案第24号 津幡町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第25号 津幡町こども家庭センター条例について、

議案第26号 津幡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、

議案第27号 津幡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、

2件の条例の制定及び3件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第31号 請負契約の変更について（太白台小学校法面災害復旧工事）は、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第5号 高額療養費改定の見直しを求める意見書の提出を求める請願書については、全会一致をもって不採択といたしました。

以上、文教生活福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 これをもって委員長報告を終わります。

<委員長報告に対する質疑>

○八十嶋孝司議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○八十嶋孝司議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより発言を許します。

11番 塩谷道子議員。

[11番 塩谷道子議員 登壇]

○11番 塩谷道子議員 日本共産党の塩谷です。

私は、議案第3号、2款1項13目自衛官募集事務費、議案第23号、津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第4号、津幡町国民健康保険特別会計予算に反対し、請願第4号、選択的夫婦別姓制度を直ちに導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願、請願第5号、高額療養費改定の見直しを求める意見書の提出を求める請願書に賛成の討論を行います。

まず初めに、自衛官募集事務費についての反対討論を行います。

来年度の防衛費予算案は、過去最大の8兆7,005億円になります。今年度補正予算を合わせると9兆5,300億円もの巨額に達します。来年度予算案の一般会計総額は115兆5,415億円です。歳入の4分の1は国債、つまり借金です。このうち建設国債の1割が軍事国債で自衛隊の基地建設や船の建造費に当てられます。軍事費は8兆7,005億円で、公共事業費や文教費を大きくしのぎます。

軍事費の特徴は、複数年度契約が多いことです。会計は単年度ごとが基本ですが、防衛省は最長10年契約ができます。例えば、島嶼防衛用高速滑空弾一式は、4年契約で総額293億円です。来年度は97億円が計上されていますが、残り約200億円は3年かけて分割払いすることになります。建造・製造に時間がかかるものは確かにありますが、分割払いにすることで、予算の枠内で多数の武器購入を同時に進めることが可能となります。

長期にわたって予算が拘束され、相手企業も確実な収入になるわけです。実質的なローンですが、普通のローンと違うのは完納しなければ物が入らず、途中で契約を打ち切ることができません。

軍事費の来年度当初予算案に今年度補正予算が加わると、9兆5,300億円に上ります。補正予算は本来、不可抗力的に何か起きたとき、本予算で足りない分を補うものですが、軍事費の場合は、次年度の先取りになっています。

その一例が、佐賀県の自衛隊オスプレイ基地建設です。23年度当初予算は1,068億円でした。24年度の概算要求は671億円でしたが、23年度補正予算で1,124億円がついたところ、24年度当初予算は112億円に減ったのです。25年度は概算要求が194億円でしたが、24年度補正予算で380億がつき、結果、25年度当初予算は計上されていません。

歳入で言えば、公共事業に充てる建設国債の1割が軍事関係で、23年度から来年度までの計2兆円を借金で賄う計画です。国債を軍事費に使うことはもともと否定されていました。それを23年度から、自衛隊艦船は公共事業などと解釈を変え、建設国債を充てるようにしたのです。財源はそれでも足りませんから、前年度決算剰余金の活用や軍拡財源確保法をつくり、特別会計から

の繰り入れや、防衛力強化基金を創設して、そこからの繰り入れを可能にしました。さらに1兆円以上分の軍拡増税を見込んでいます。現在決まっているのは、防衛特別法人税、これ仮称ですが、とたばこ税増税で、26年度から平均7,000億円程度の税収を見込んでいます。その後に導入される防衛特別所得税、これも仮称ですが、当面税率1%の新たな付加税とすることが決まっており、東日本大震災の復興を目的にした復興特別所得税から流用する計画です。

このように、2025年度の防衛費は、2013年と比べて約2倍にふえた防衛費を準備するのに、あちこちから予算を集めています。2023年度から予算はふえ始め。2025年度はさらに大きく予算はふえています。日本は憲法9条を持った国ですから、戦争の準備をするのではなく、平和外交に力を入れるべきです。

次に、津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の意見を述べます。

国民健康保険財政の健全化・安定化を図るために税率、税額を変更するものです。医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分ともに、所得割・均等割・平等割全てにおいて高くなっています。

いまは、生活物資のほとんど全てにおいて高くなっています。お米しかり、キャベツ、白菜、魚、肉などどれも高いです。それに加えて国民健康保険税も高くなります。値上げ分は国が出せばいいと思います。これ以上高くなるのは困ります。よって、国民健康保険税条例の一部を改正する条例には反対です。国民健康保険の税が高くなると、議案第4号の国民健康保険税の歳入の額が高くなっています。税額を引き上げると歳入の数字が違ってくるので、議案第4号にも反対します。

次に、請願、選択的夫婦別姓制度をただちに導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願に賛成します。

これについての賛成意見は7割を超えています。しかも選択的に夫婦別姓制度を導入するという請願です。全員ではないんです。子供のことを心配している方もいらっしゃいます。しかし、自分で夫婦別姓を選ぶ人はそれも考えておられます。また、夫婦別姓を選んでもよいという雰囲気ではないという方もいらっしゃいます。どれだけ選択的夫婦別姓制度に賛成しているかということ。参政党の出しておられる請願では、内閣府が令和4年に公表した調査によれば、選択的夫婦別姓の導入に賛成した人は28.9%、夫婦同姓制度の維持に賛成した人は27.0%、夫婦同姓制度を維持しつつ旧性通称使用の法制化に賛成した人が42.2%で合計69.2%となっていると言われておられますが、新日本婦人の会の請願書では、最近の世論調査で、約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、若年層ほど賛成が多くなっているとしています。2024年6月には日本経済団体連合会が導入を求める提言を発表しているとしています。最近の世論調査で7割の人が賛成したのなら、選択的夫婦別姓制度を前に進めてもいいのではないのでしょうか。選択的ということをお忘れないうで前に進めましょう。

最後に、請願、高額療養費改定の見直しを求める意見書の提出を求める請願書に賛成の意見を述べます。

石破首相は、7日夜、官邸でがんなどの患者団体と面会した後、福岡厚生労働相や加藤財務相、自民党の森山幹事長らと対応を協議し、凍結に必要な手続きを検討するよう指示し、公明党幹部にも協力を依頼しました。石破首相は、記者団には、検討プロセスに丁寧さを欠いたとの指摘を重く受けとめる。患者に不安を与えたまま見直しを実施することは望ましいことではないと語り

ました。患者の医療費が高額になったとき、高額療養費の負担増を求めることは、生活が困難になることは明らかであることから、石破茂首相は、高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げを見送ると表明しました。その上で、秋までに詳しいことは決めると言っています。患者団体は記者会見で、首相の対応を評価した上で、今秋までに決定するという方針については、短期間で審議されれば、不十分な検討になると懸念を示しました。

私もその懸念はよくわかりますので、この請願はその懸念を払拭するためにも、そのまま提出することを求めます。

これで、私の意見を終わります。

○八十嶋孝司議長 4番 中島敏勝議員。

〔4番 中島敏勝議員 登壇〕

○4番 中島敏勝議員 4番、中島敏勝。

本日は、請願第2号、インボイス制度の廃止を求める意見書の送付と請願第3号の選択制夫婦別姓制度を導入せず、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書の送付の2つの請願について賛成の立場から討論をさせていただきます。この2つのことを、日本の弱体化という視点から聞いてください。1つは、日本経済の弱体化、もう1つは日本社会の内部からつながりを少なくし、分断する文化的な弱体化です。

インボイスは消費税にかかわる制度なので、まず消費税とは何なのかについて述べます。

法律上、消費税は、事業者が納税義務があり、負担するのも事業者です。消費者は、消費税を払う義務はありません。消費税法には、消費者という言葉さえ出ていません。事業者は、消費者から消費税を預かっているわけではありません。値上げできなくても、転嫁できなくても、とにかく事業者が売上の10%を納めなさいというものです。仕入とか光熱費とか消費税をその前に払った分だけ差し引けるだけです。実態は、売上ににかかる売上税です。消費税という紛らわしい名前が誤解を生んでいます。

中曽根政権のときに、売上税を導入しようとし、猛烈な反対を受けて断念しました。そこで名前を変えて、消費税が出てきました。実態は、売上税です。

売上ににかかるのですから、赤字でも関係なく、売上がある以上、納税しないといけない過酷な税金です。

このことが国民によく知らされておられません。財務省にとっては非常に都合のよい税金です。法人税は、最終的な利益に対して課税します。利益額は、事業者がある程度操作できる余地があり、赤字なら、税は取れません。不況が続けば、税収が減ってしまいます。しかし消費税は、売上に課税されるので、売上がゼロという事業者はほぼないため、安定的に税を取れます。消費税分を消費者から預かろうが預かるまいが、赤字であろうが、身を切って、借金をしてでも消費税は、売上がある以上、納税しなくてはならないものです。

でも消費者が払っているはずなので、それを預かって納めているのだらうという考えがありますが、それなら、法人税も消費者が払った売上の中から納めていることになります。法人税は、赤字は納めなくてよいので、消費者の払った法人税分は懐に入れていくことになります。

判決でも、消費者は消費税の納税義務者であるとは到底言えない。つまり、消費税は、預り金ではないと判決ではっきり言っています。これを主張したのは、税務署側、国税庁側です。レシートに消費税分を書くように指導したりして、わかりにくくしてきた歴史があります。

売上1,000万円以下の事業者は、なぜ免税だったのでしょうか。

それは、経済的に弱者であり、経営を継続していけるように政策的判断に基づいていたからです。サラリーマンには給与所得控除があり、障害者には障害者控除があります。最低限、必要なコストや生活を支えるための税制上の配慮があります。それをインボイス制度は、なくしてしまったわけです。

例えば、シルバー人材センターの年収100万円の人も10万円の消費税を払うことになります。インボイス事業者にならないと、雇い主側の消費税がふえてしまい、切られてしまうことがあります。

インボイスが導入され1年たちました。価格交渉を試みた事業者はわずか14%でした。そのうち、価格変更の成功率は約6割にとどまりました。インボイス事業者への転換に伴い55%の事業者が収益減少しました。資材高騰、光熱費、燃料費など利益が圧迫されている中です。そしてここでも日本の事業者間、会社間のつながり、そういった信頼関係が分断されています。

小規模事業者の事務作業の負担も大きく、売上1,000万円以下の事業者の9割が1人で経理業務を行っています。規模の小さい事業者ほど代表者などが経理を兼務する割合が高くなっており、事務負担の増加は、事業の持続可能性そのものを脅かす要因となっております。

そして、倒産が増加しています。日本の企業の99%は中小企業であり、土木建築業、大工、設備業などの職人、運送業、下請工場、美容院、個人商店、多くの飲食店、喫茶点、農業事業など、多岐にわたります。労働人口の約7割が中小企業に従事しています。中小企業、個人事業主の経営悪化や廃業がふえれば、日本経済全体、国民の生活に影響が及びます。倒産件数は、前年同期比で35%増加し、小規模事業者の廃業が目立っています。

移行を促すため、2割特例などありますが、一時的な措置であり、様子を見るという考えも理解できますが、結局、長期的な負担軽減にはならず、インボイス制度の本質的な問題を解決するものではありません。

日本の9割の中小企業がなくなっていくことは、日本の経済の弱体化が進み、戻れないところに行ってしまう。消費税とインボイスは、日本経済の強かったころなら問題ないんですが、不況が続く時にこれを進めるのはいけません。この状況を見て、インボイスを一旦廃止するという意見書をほかの議会が採択するのは当然の状況と考えます。

以上、本請願についての賛同の討論をお願いいたします。

次に、選択的夫婦別姓制度については、夫婦間、職場など社会生活上の不便の問題として論じられていますが、導入に伴う社会的影響やデメリットについても十分な国民的議論が必要であると考えます。

内閣府が令和4年3月に公表した調査によれば、夫婦同姓の維持に賛成した人が27%、夫婦同姓を維持しつつ旧姓の通称使用の法制化に賛成した人が42.2%で、合計69.2%となっており、約7割が現行の夫婦同姓制度の維持を望んでいると言えます。

共同通信社が令和6年に実施した主要企業のアンケートでは、選択的夫婦別姓の導入を、早期に実現すべきとする企業が17%、将来的には実現するべきが4%にとどまり、その他・無回答が67%を占めています。急いで制度を変更することは、社会全体や企業の声とは考えられません。困っている人がいるならと、日本人は優しいので、雰囲気や世論がつくられてしまうことはよくないと考えます。

今のままでよいのに、なぜ通称使用の法制化まで持ち出すのかという意見もありますが、夫婦同姓制度を維持しようという声が、国会では少数派になっており、このままでは、アリの一穴が開けられる大事な時であると捉えているからです。法律を決めるのは国会議員です。これが少数であるなら、不便を感じているところを解消する旧姓使用の法制化を優先すべきという選択肢を出さざるを得ない事態と考えるからです。

現在、我が国では、姓の変更による不便の対応として、旧姓の通称使用や併記が多くの分野で認められており、国家資格や公的身分証などでも可能となってきました。まずはさまざまな不便の解消を図っていくこと、通称使用ができるようにして、それでも限界があるならば、通称使用拡充の法制化へと段階を踏むべきと考えます。例えば、全ての金融機関で旧姓の通称使用でも口座をつくれるなどです。

家族の一体性と社会秩序の維持についてです。

家族が同じ名前である制度は、日本の法制度の根幹の一部であり、社会の価値観や文化に大きな影響を与えます。単に選択の自由の問題として扱うべきではありません。夫婦と子供、さらには祖父母、先祖が同じ名前であることは、家族のつながりを視覚的・制度的に明確にする役割があり、家族の一体感を育み、社会的な安定につながっています。つまり私たちは、社会の分断ではなく、安定を優先してきたのだと言えます。

親子で名前が異なり、家族意識が薄れ、関係が希薄化し、自分がどこの誰であるかというアイデンティティーの形成、自己肯定感への影響、子供の心にも影響が出るおそれがあります。

制度変更がもたらす新たな負担と社会の混乱についてです。

戸籍制度にも影響を与えます。親族関係や日本国籍の公証に不可欠な戸籍制度のあり方についても、慎重な検討する時間が必要です。そして行政コストの増加も想定されています。

そして、子供の姓をめぐって夫婦や実家間での議論がふえます。子供は出生時から名前の問題を抱えます。法的争いになれば裁判所の判断に委ねられたり、出生届がおくれたりすることも考えられます。

お墓は、何々家となっており、墓の記名をめぐり、世代間を超えた混乱となることも予想されます。

そして、現行制度においても、結婚でどちらの名前を選択するかは自由で、夫婦が決定できます。姓の選択に関して強制はなく、現行法は柔軟な選択を許容しています。皆さんの周りのお母さんは、みんな嫌な思いをしておりますでしょうか。家族で一番大事なお母さんです。立派なお母さんに、私たち日本人は支えられてきました。

ちなみに、韓国では選択はできるものの、伝統的な家族制度により父親の姓を継ぐのがほとんどで、台湾では子供の姓をどちらにするか解決できない場合はくじ引きになるということで、国によって違いはあるのです。

国連や他国が言ってもですね、それはそれとして、家族や戸籍や天皇などそれぞれの国の歴史と伝統と習慣、価値観があります。合理性だけは理解できないものがあります。それが多様性です。

そして、子供たちへの影響です。

令和3年の内閣府調査では、夫婦の姓が異なることでの子供への影響について、好ましくない影響があると答えた割合は70%に上ります。家族の変化は、敏感に子供に伝わります。

親子の関係は、男女共同参画社会基本法あたりから希薄になってきました。未満児や低年齢児の保育、延長保育など、結果的に母子分離、親子の希薄化につながり。経済合理性の優先が、子供の心の問題として現象化しています。

実は、子育ての社会化は、旧ソ連で失敗しています。旧ソ連では、国家主導で社会で子育てを行うシステムを推進し、生後数カ月から保育園に預け、子供は一日中、保育所、学校で過ごします。男女平等の観点から、女性がフルタイムで働くのが当然とされ、結果、親の愛情を受ける時間が少なくなり、家族は希薄化し、子供の非行や精神的問題が増加しました。

行き過ぎた男女共同参画、ジェンダーフリー、LGBT理解増進、同性婚、夫婦別姓というもの、行き過ぎた場合はですね、家族や社会を分断し、社会を壊す方向に作用していくおそれがあります。これが日本の弱体化です。

地域のつながり、社会のつながりがなくなってきたと言われます。会社もそうです。日本経済が強かったのは、会社は実は、従業員は家族だったんですね、家族主義です。株主のものではなかったんです。強かった日本型の資本主義経済の弱体化と社会のつながりが分断されてきました。家族は無償の愛のつながりです。自分の利益を考えるのではなく、利他の精神と和の精神につながる、つながりがいかに大切かを感じている今日ではないでしょうか。

子供は、お母さんとお父さんを選んで生まれてくるという話を聞いたことがあります。皆さんの子供さんは同じ名字を望んでいるのではないのでしょうか

目の前の合理性だけではなく、日本というのはどういう国なのか、日本人とはどういう人なのか、なぜ世界で一番長く続いてきた国なのか、歴史を見て、世界を俯瞰して、おじいちゃんやおばあちゃんや先人からいただき続けてきたもの、非合理的で目に見えないもの、その大切さを感じて、自然の中での摂理を感じて日本人の社会を守っていくのが日本の政治家です。昔は立派な政治家がたくさんいました。日本の内部で分断されている場合ではありません。

選択的夫婦別姓制度について、国民の見解や認識を慎重に、かつ正確に把握するようにしていただき、不便があるなら旧姓の通称使用を拡充する法制度をつくることを優先していただくことにして、拙速に夫婦別姓制度を導入することのないよう、本請願に賛同をしていただきますようお願いして、私の討論を終わります。

ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 次に、7番 竹内竜也議員。

〔7番 竹内竜也議員 登壇〕

○7番 竹内竜也議員 7番、竹内竜也です。

請願第3号、選択的夫婦別姓制度を導入せず、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書を送付する請願、及び請願第4号、選択的夫婦別姓制度を直ちに導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願に対し、いずれも反対の立場で討論いたします。

議会制民主主義を補完する手続きとして、また住民が意見表明するための手段として極めて重要な制度である請願によって、意思表示をいただきましたことに敬意を表した上で討論に入ります。

1867年の大政奉還まで続いた徳川時代にあつては、農民や町人には氏の使用が許されておらず、1870年、明治3年ということになりますが、9月19日の太政官布告第608号、平民苗字許可令によって平民に氏の使用が許可され、その5年後の1875年、明治8年2月13日の太政官布告第22号、

平民苗字必称義務令により、全ての国民が苗字を名乗るべきことが義務付けられ、それから150年ということになります。

途中の1876年、明治9年3月17日には、太政官指令第15号によって、妻となる者は、所生の氏、つまり実家の氏を称すべしとする夫婦別氏制となり、その後の1898年、明治31年に施行された旧民法によって、いわゆる家制度が確立し、かつては婚姻にあたり妻が夫の家に入り、子が生まれればこの家の家族になるため、妻と子はその家の名称である氏を称することとなり、夫婦同氏の制度ができあがっていったと言えます。

そして1947年、昭和22年の改正民法によって、夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する、つまり明治民法以来の夫婦同氏の原則は維持しながらも、婚姻に際し夫婦でよく話し合った上で、夫または妻の氏のいずれかを選択し、それを夫婦の氏として称することができるという制度になりました。

かつてと比較すれば、男女平等の理念が取り入れられ、自由が認められた夫婦同氏の制度と言えますが、逆に言えば、どちらかの氏を選択し称する必要がある。要は、新たな氏、第三の氏を称することは認めず、夫婦となる者のどちらかの氏のみ称することを認めるということの意味しています。

さて、夫婦別姓に関連する問題をめぐっては幅広く多様な考えがあるため、結論を導き出すに至っていません。

別姓を認める国は、諸外国に多数あるようですが、それらの国々において、別姓であるがゆえに家族の一体感が失われたという客観的なデータ、信頼に足る報告を確認することができません。もしも、家族の一体感が薄れないように苗字は同じであるべきとお考えの場合には、同姓を選択すれば何らの問題は生じ得ないということになるはずです。

家族は同姓であるべきというお考えもありますが、家族の一体感は、同じ姓であるがゆえに保たれているのでしょうか。別姓であった場合、家族の関係性に何かしらの影響が生じるのでしょうか。家族の間の関係は、やわなものではなく、いともたやすく壊れてしまうものではないと思います。

また、子供の氏について指摘なさる方もいらっしゃいます。

別姓が選択された場合、夫婦の子の氏、苗字が問題になろうかと思いますが、子が出生した際に、父母が責任を持って話し合うことによって、決定すべき事柄であるとの考えもあるようです。もしも父母が別姓を選択し、子が一方の親と姓を異にするがゆえに、子に何かしらの影響が生じると予想されるならば、父母が同姓を選択し、それを回避することになろうかと思われま

す。いずれにしても、夫婦、家族の考えが尊重されなければならない問題であり、極めてプライベートな領域における事柄であると思います。

婚姻に際し、生来の氏、生まれてこの方の苗字を称することを選択可能とし、それを制度として保障するものであって、そのような考えがないのであれば同氏を選択し、それが保証される制度であれば、何ら問題は生じないのではなからうかとも言えます。

例えば、Aさんは夫婦で同じ氏、家族として同じ苗字を称しており、そのお隣に住むBさんは夫婦で異なる氏、別々の苗字を称していた場合、Aさんやそのほかの人に、何か不都合が生じるのでしょうか。よくわからないところです。

夫婦は同じ氏、同姓であるべしとするならば、別姓を選択しないという選択があるはず

かたくなに、夫婦は同姓でなければならないとこだわる必要があるのか、いずれにしても、国会における議論の行方を見守りたいと思います。

御提出いただいた請願第3号と第4号は、相反する事項を要望すべく当町議会に求めているものですが、このこと自体が町民の間でも意見が分かれていることをあらわしているものと思われます。こうした場合、当町議会としてはどのように判断し、結論を導き出すべきなのでしょう。

両請願ともに採択し意見書を提出すべきなのでしょう。それとも、一方を採択し、もう一方を不採択とすべき、つまり採択した一方の請願に従い意見書を提出すべきなのでしょう。あるいは、両請願ともに不採択とし意見書の提出はしないことにすべきなのでしょう。

ここで、念のために確認をしておきたいと思います。

地方公共団体の議会が提出する意見書については、地方自治法第99条の規定に基づき国会や国の行政機関などに対し、当該地方公共団体の公益に関する事項について、議会における意思を取りまとめ、議会の総意として議長名で提出される文書のことを言います。

このような文書を提出し得る根拠については、全国町村議会議長会による議員必携を参照すると、議会は、本来、団体の意思決定機関として議決を通じてその団体の意思を決定する権能を有するが、唯一、法律に根拠を置いて対外的にその意思を表明して、公共の利益の増進を図る権限が意見書提出権であるとしています。

意見書を取りまとめ議決する行為は、議会による機関意思の決定であり、合議制の代表機関である議会は意見書の内容に拘束されることとなり、当然、議会の構成員である議員一人一人が責任を負うべきこととなります。

要は、議会の総意をあらわす文書である以上、議会として責任を持ち得る内容のものでなければならず、公益性を含んだ重たい文書が意見書であるということです。

意見書の提出については、議会議案として議会に上程されることとなりますが、機関意思の決定である以上、全会一致あるいはそれに近い形、議員の大多数から賛同を得られる状態になっていることが求められるのではないのでしょうか。

請願第3号及び第4号が相反する事項を求める関係にあることから、両請願を採択し、相反する内容の意見書を提出したとするならば矛盾が生じ、無責任という、そしりは免れないでしょう。また、いずれか一方の請願を採択し、採択した一方の請願のみに従い意見書を提出したとするならば、統一されたとは言いがたい機関意思の決定といえ、同様に無責任のそしりは免れないのではないのでしょうか。

くだんの両請願に係る内容については、議会内でも幅広い考えがあり、統一された意思決定をすることが極めて難しいことから、多数決によって決し、機関意思の決定である意見書を取りまとめることは、困難であると言わなければなりません。

従って、請願第3号、選択的夫婦別姓制度を導入せず、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書を送付する請願、及び請願第4号、選択的夫婦別姓制度を直ちに導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願に対し、反対の意を表明いたします。

議員の皆様には、賢明な御判断をお願い申し上げます、以上、7番、竹内竜也の討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議案第3号 令和7年度津幡町一般会計予算を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者13人 不起立者1人〕

○八十嶋孝司議長 起立多数であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和7年度津幡町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおりに決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者13人 不起立者1人〕

○八十嶋孝司議長 起立多数であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和7年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算から議案第22号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第22号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者13人 不起立者1人〕

○八十嶋孝司議長 起立多数であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 津幡町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第31号 請負契約の変更について（太白台小学校法面災害復旧工事）までを一括して採

決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第31号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、承認第1号 専決処分の報告について（令和6年度津幡町一般会計補正予算（第10号））を採決いたします。

委員長の報告は、承認とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、承認されました。

次に、請願第1号 町道認定編入方請願についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第1号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者0人〕

○八十嶋孝司議長 起立全員であります。

よって、請願第1号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書を送付する請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第2号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者2人 不起立者12人〕

○八十嶋孝司議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第3号 選択的夫婦別姓制度を導入せず、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書を送付する請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第3号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1人 不起立者13人〕

○八十嶋孝司議長 起立少数であります。

よって、請願第3号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第4号 選択的夫婦別姓制度を直ちに導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第4号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1人 不起立者13人〕

○八十嶋孝司議長 起立少数であります。

よって、請願第4号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第5号 高額療養費改定の見直しを求める意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第5号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1人 不起立者13人〕

○八十嶋孝司議長 起立少数であります。

よって、請願第5号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号 若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第6号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者2人 不起立者12人〕

○八十嶋孝司議長 起立少数であります。

よって、請願第6号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第7号 性犯罪の再犯防止の取り組みへの支援の強化を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第7号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1人 不起立者13人〕

○八十嶋孝司議長 起立少数であります。

よって、請願第7号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第1号 ひきこもり基本法制定についての陳情書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

陳情第1号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者0人 不起立者14人〕

○八十嶋孝司議長 起立なしであります。

よって、陳情第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

＜同意上程＞

○八十嶋孝司議長 次に、日程第3 本日、町長から提出のあった同意第1号 津幡町教育委員会教育長任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては、3月4日の会議再開以来、連日にわたりまして慎重な御審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは、今3月会議に提出させていただきました議案全てに御決議、御承認を賜りましたことにつきましても、重ねてお礼を申し上げます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして、御説明を申し上げます。

同意第1号 津幡町教育委員会教育長任命につき同意を求めることについて。

本案は、教育長、吉田克也氏が、令和7年3月31日をもって任期満了となることから、引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、本日御提案を申し上げます人事案件につきまして、御説明申し上げたところでございますが、何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

＜質疑・討論の省略＞

○八十嶋孝司議長 お諮りいたします。

同意第1号につきましては、人事に関する案件につき、質疑及び討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 これより、議案採決に入ります。

同意第1号 津幡町教育委員会教育長任命につき同意を求めることについてを採決いたします。
お諮りいたします。

原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、同意することに決定いたしました。

＜議会議案上程＞

○八十嶋孝司議長 日程第4 議会議案第1号を議題といたします。

竹内竜也議会改革検討特別委員長提出の議会議案第1号 津幡町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を求めます。

竹内竜也議会改革検討特別委員会委員長。

〔竹内竜也議会改革検討特別委員長 登壇〕

○竹内竜也議会改革検討特別委員長 議会議案第1号、津幡町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。

かかる議案につきましては、議員協議会において御確認をいただきましたように、参照条文及び関連条文の明確化、あわせて必要となる文言の改訂、挿入及び不要となる文言の削除、並びに関係条項を整理することを目的とするものです。

議員の皆様には、御理解と御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

＜議案に対する質疑＞

○八十嶋孝司議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○八十嶋孝司議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第1号 津幡町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者0人〕

○八十嶋孝司議長 起立全員であります。

よって、議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

<議員派遣の件>

○八十嶋孝司議長 次に、日程第5 議員派遣の件を議題とします。

本件については、配付したとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、配付したとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に御一任願います。

<閉議・散会>

○八十嶋孝司議長 以上をもって、本3月会議に付議されました案件の審議は、全て終了をいたしました。

よって、令和7年津幡町議会3月会議を散会いたします。

午後2時34分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 八十嶋孝司

署名議員 池野 翔吾

署名議員 柴田 洋一

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議会議案	2
1. 委員会審査付託表	4
1. 委員会審査結果表	7

令和7年津幡町議会3月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	11番 塩谷 道子	1 太陽光発電の施設はつくらないのか	町 長
		2 埼玉県八潮市の道路陥没事故のようなものは津幡町では起こらないのか	上下水道課長
2	6番 小町 実	1 豪雨災害の検証を受けて町の対応は	町 長
		2 女性消防吏員の活躍に向けた取り組みは	消 防 長
3	9番 西村 稔	1 高齢者の福祉行政を問う	福 祉 課 長
		2 星稜スポーツキャンパスの工事の進捗状況を聞く	都市建設課長
4	4番 中島 敏勝	1 津幡町教育振興基本計画について	教 育 長
		2 ふるさと納税をふやす戦略について	総 務 部 長
		3 河北中央病院の新病院建設について	町 長
		4 地元の農産物の給食への活用について	教 育 部 長
5	1番 池野 翔吾	1 学校給食の品質をPRせよ	町 長 教 育 長
		2 公立河北中央病院新築移転の進捗状況は	町 長
6	7番 竹内 竜也	1 公立河北中央病院の移転について	町 長
		2 災害時における議会と執行機関の関係などについて	町 長 総 務 部 長
7	5番 小倉 一郎	1 ケーブルテレビ・チャンネルつばたについて問う	企 画 課 長
		2 避難所運営などの実写動画の制作を	総 務 部 長
		3 地区社会福祉協議会設置の進捗と今後の位置づけは	健康福祉部長
8	3番 東 克彦	1 津幡町史発刊のために町史編さん室を設置せよ	町 長
		2 中高生にも児童センターをもっと活用できないか	健康福祉部長
9	14番 道下 政博	1 災害時の携帯トイレの備蓄の現状と今後について	町 長
		2 災害時、介護や障害福祉施設における携帯トイレ等の備蓄について	町 長
		3 災害時のトイレトレーラーの整備の検討について	町 長
		4 女性防災担当職員及び女性・子供・高齢者の備蓄用品について	町 長
		5 ボランティアによる保護猫活動に町補助の拡大を	町民生活部長
		6 誰もが安心して搾乳できる環境づくりについて	健康福祉部長
10	2番 柴田 洋一	1 河北中央病院移転について問う	町 長 病 院 事 務 長
		2 部活動の地域移行について	教 育 長

令和7年3月13日

津幡町議会議長 八十嶋 孝 司 様

提出者 津幡町議会改革検討特別委員会委員長 竹 内 竜 也

津幡町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6号及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

津幡町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

津幡町議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年津幡町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下」を「。第20条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削る。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「決定」の次に「（以下「開示決定」という。）」を加える。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正理由 所要の整備を行うもの。

令和7年津幡町議会3月会議
 常任委員会議案審査付託表
 予算決算常任委員会

議案番号	件名
議案第3号	令和7年度津幡町一般会計予算
議案第4号	令和7年度津幡町国民健康保険特別会計予算
議案第5号	令和7年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算
議案第6号	令和7年度津幡町介護保険特別会計予算
議案第7号	令和7年度津幡町バス事業特別会計予算
議案第8号	令和7年度津幡町河合谷財産区特別会計予算
議案第9号	令和7年度津幡町病院事業会計予算
議案第10号	令和7年度津幡町水道事業会計予算
議案第11号	令和7年度津幡町下水道事業会計予算
議案第12号	令和6年度津幡町一般会計補正予算（第11号）
議案第13号	令和6年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第14号	令和6年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第15号	令和6年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第16号	令和6年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第3号）
議案第17号	令和6年度津幡町下水道事業会計補正予算（第3号）
承認第1号	専決処分の報告について（令和6年度津幡町一般会計補正予算（第10号））

令和7年津幡町議会3月会議
 常任委員会議案審査付託表
 総務産業建設常任委員会

議案番号	件名
議案第18号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議案第19号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議案第20号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第21号	津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第22号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第28号	牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第29号	下河合辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第30号	種辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
請願第1号	町道認定編入方請願について
請願第2号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書を送付する請願
請願第3号	選択的夫婦別姓制度を導入せず、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書を送付する請願
請願第4号	選択的夫婦別姓制度を直ちに導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願
請願第6号	若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書の提出を求める請願
請願第7号	性犯罪の再犯防止の取り組みへの支援の強化を求める意見書の提出を求める請願
陳情第1号	ひきこもり基本法制定についての陳情書

令和7年津幡町議会3月会議
常任委員会議案審査付託表
文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名
議案第23号	津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第24号	津幡町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第25号	津幡町こども家庭センター条例について
議案第26号	津幡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
議案第27号	津幡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第31号	請負契約の変更について（太白台小学校法面災害復旧工事）
請願第5号	高額療養費改定の見直しを求める意見書の提出を求める請願書

令和7年津幡町議会3月会議
 常任委員会議案審査結果表
 予算決算常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第3号	令和7年度津幡町一般会計予算	原案可決
議案第4号	令和7年度津幡町国民健康保険特別会計予算	〃
議案第5号	令和7年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第6号	令和7年度津幡町介護保険特別会計予算	〃
議案第7号	令和7年度津幡町バス事業特別会計予算	〃
議案第8号	令和7年度津幡町河合谷財産区特別会計予算	〃
議案第9号	令和7年度津幡町病院事業会計予算	〃
議案第10号	令和7年度津幡町水道事業会計予算	〃
議案第11号	令和7年度津幡町下水道事業会計予算	〃
議案第12号	令和6年度津幡町一般会計補正予算（第11号）	〃
議案第13号	令和6年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	〃
議案第14号	令和6年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第15号	令和6年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第4号）	〃
議案第16号	令和6年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第17号	令和6年度津幡町下水道事業会計補正予算（第3号）	〃
承認第1号	専決処分の報告について（令和6年度津幡町一般会計補正予算（第10号））	承 認

令和7年津幡町議会3月会議
 常任委員会議案審査結果表
 総務産業建設常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第18号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	原案可決
議案第19号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	〃
議案第20号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第21号	津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第22号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第28号	牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃
議案第29号	下河合辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃
議案第30号	種辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃
請願第1号	町道認定編入方請願について	採 択
請願第2号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書を送付する請願	不 採 択
請願第3号	選択的夫婦別姓制度を導入せず、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書を送付する請願	〃
請願第4号	選択的夫婦別姓制度を直ちに導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願	〃
請願第6号	若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書の提出を求める請願	〃
請願第7号	性犯罪の再犯防止の取り組みへの支援の強化を求める意見書の提出を求める請願	〃
陳情第1号	ひきこもり基本法制定についての陳情書	〃

令和7年津幡町議会3月会議
 常任委員会議案審査結果表
 文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第23号	津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第24号	津幡町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第25号	津幡町こども家庭センター条例について	〃
議案第26号	津幡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について	〃
議案第27号	津幡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
議案第31号	請負契約の変更について（太白台小学校法面災害復旧工事）	〃
請願第5号	高額療養費改定の見直しを求める意見書の提出を求める請願書	不採択